

太平記
註釋

下

913.435

夕

下

太平記註釋下卷

卷第十六

○將軍筑紫御開事

二月八日

西源院本及び元弘日記裏書神皇正統記に、十三日に作り、梅松論に
十一日に作る、

氏頼

高經の子なり、

轍魚の泥に云々

是は其甚た窮したるを云ふ、轍は車輪の輾る所の跡を云

ふ、其出處は莊子外物篇に出づ、其文に云く、莊周家貧、故往貸粟於監河侯、監河侯曰、
諾、我將得邑金、將貸子三百金、可乎、莊周忿然作色曰、固昨來有中道而呼者、周顧視、車
轍中有鮒魚焉、周問之曰、鮒魚來、子何爲者邪、對曰、我東海之波臣也、君豈有斗升之水
而活我哉、周曰、諾、我旦南遊吳越之王、激西江之水而迎子、可乎、鮒魚忿然作色曰、吾失
我常與我無所處、吾得斗升之水、然活耳、君乃言此、曾不如早索我於枯魚之肆とあり、

宗像大宮司

金勝院本に、神祇伯政弼に作る、

○小貳與菊池合戰事 付宗應藏主事

武俊

系圖及び梅松論に、武敏に作る、武時入道寂阿の子なり、

水木の渡

倭訓栞に、筑前也とあり、

少貳が一族等

西源院本に、小貳婿原田對馬守に作る、

悲想、悲々想天

色界十八天の中、最上の天なり、

葦

格子をおろして其上をおほふものなり、

遣戸

敷居等の溝にはめて、左右へ引交へて開閉すべく作れる戸なり、

風高月明

西源院本月白風清に作る、

○多多良濱合戰事 付高駿河守引例事

多多良濱

筑前國粕屋郡多々良村にあり、

香椎宮

筑前香栖居郡に在り、

蚩蟬動大樹

其及ばざるの譬なり、韓文、蚩蟬撼大樹、爾雅郭璞注曰、俗呼爲馬蚩

蟬、疏曰、蚩蟬螳通名也、其大者別名蚩蟬、

僅に七騎

土肥次郎實平、同男遠平、新開次郎忠氏、土屋三郎宗遠、岡崎四郎義實、

藤九郎盛長にて、右兵衛佐頼朝を合せ七人なり、

二ウ

上杉伊豆守重能

天正木等民部大輔に作る、民部大輔は重能の弟にて憲顯

なり、

五千餘騎

金勝院本に、七千餘騎に作る、

三千餘騎

西源院本五千餘騎に作る、

神田

金勝院本に、河田に作る、

入道道猷

天正本等に、道猷に作るをよしとす、俗名は頼行、公深が子なり、

内河彦三郎

金勝院本に、云名は宗忠、

言の下に骨を消し

史記張儀傳、積羽沉舟、群輕折軸、衆口鑠金、積毀銷骨、

笑の中に刀を礪ぐ

韻府、唐李義府笑中有刀、

大友王子

弘文天皇の御事なり、即ち壬申の亂の事なり、

二萬鄉

天武の時となすは非なり、三善清行の意見封事にもあるが如く、天智天

皇の名づけ給ひけるなり、

周防の内侍

周防守棟仲の女なり、

○西國蜂起官軍進發事

勾當内侍

系圖に、世尊寺經尹の女行房が妹なり、然るに太平記第二十卷に、行

房が女とあり、孰れか是なるを知らず、

顯家 建武二年十一月十二日を以て鎮守府將軍となられたり、今建武三年の任
となすは恐らくは非ならん、

室山 金勝院天正本に朝日山に作る、

○新田左中將被責赤松事

菊池次郎武季 菊池家譜に、其名見えす、

班鳩の宿 播磨國揖保郡にあり、

王事母監 抄に云く、毛詩第九卷四牡篇の語ぞ、監は注に不堅固なりとあり、意

は公義と云ことは大事の物なるを軽く思ふは曲事ぞ、鄭玄が注にも君子不以私
害公、不以家事辭王事とあるぞ、

羊腸を踐み 坂路の曲折したるいふ、其字のことは史記趙世家註に太行山坂
通名南屬懷州北屬澤州とある是なり、

○兒島三郎熊山舉旗事付船坂合戰事

熊山 備前國和氣郡衣笠の西南に聳ゆ、

船坂 備前和氣郡にあり、備前と播磨との國境に船坂山あり、毛利家本には西坂
に作る、

二百餘騎 北條家天正本等三百餘騎に作る、

五ウ

五ウ

六ウ

四所三聖 山王七社の事なり、叡山にはもと日吉神社あり、僧最澄延暦寺建立
の時、別社に大物主神を祭り、大宮大比叡神といひ、以て天台鎮護の神とせり、之を
山王といひ、社を大宮と稱し、朝廷よりも尊崇あり、もとの日吉を二宮小比叡神と
いへり、寛平中に聖眞子の祠を遷し建て、之を兩所三聖と稱し、大宮を主神となす、
後又八王子、客人、十禪師、三宮の四社を増建して、凡てを山王七社といへり、

景政 平景成の子なり、

福岡 備前國邑久郡にあり、

二千餘騎 天正本南都本等三千餘騎に作る、

杉坂 西源院本に船坂に作る、

轡の七寸 轡の手綱の端を受くる孔を云ふなり、

杉坂越の北 杉坂を金勝院本には船坂に作り、西源院本には狗子の北に作る、

美濃權介佐重 異本には助重ともあり、

○將軍自筑紫御上洛事付瑞夢事

趙王 王の名は遷といふ、秦始皇祖趙の東陽にて王を虜にしたり、王の公子嘉自立
して王となる、始皇又趙王嘉を虜にし趙遂に滅びぬ、時に始皇廿五年なり、
四月廿六日 天正本に、三日に作る、

八ウ

七ウ

七ウ

六ウ

五月一日 金勝院本に二日に作る、

函蓋相應し 函と蓋と能く相應する意なり、大智度論に出でし語なり、

崩御已前に下りし院宣 参考云保曆間記云、持明院殿院宣到來筑紫、梅松論

云、尊氏自京赴筑紫時、泊於備後鞆、時院宣到來云々、今云、尊氏上洛時、院宣到來安藝

嚴島者、三説未知孰是、又參考云、按保曆間記及諸本第十九卷、賜院宣於尊氏者、光嚴

帝也、今作後伏見帝、非也、云々

同五日 毛利家南都本等四日に作る。

同七日 天正本五日に作る。

鞆の浦 備後國沼隈郡にあり、

同五日 天正本十三日に、北條家南都本十五日に、梅松論十日に作る、未だ孰か是

なるを知らず、

圓通大士 觀世音の事なり、

○備中福山合戰事

福山 備中窪屋郡西郡村にあり、

備前 今川家毛利家北條家南都天正本、いづれも備後に作る、

淺原峠 備中國窪屋郡淺原の北嶺をいふ、

九ウ

ハウ

九ウ

十ウ

十ウ

十一ウ

十一ウ

左馬頭 直義なり、

唐皮 備前國津高郡一宮村にあり、

十餘度 天正本等十六度に、南都本等二十六度に作る、

吉備津宮 孝靈天皇の御子吉備津彥命を祀れり、

西川尻 備前國津高郡甲斐川の邊なり、

三石 毛利家本山里に作る、

九日の夜 毛利家本に十九日に作るをよしとす、前に義助十八日の夜半船坂

より退くとあればなり、

さごしの浦 佐越浦にて播磨國赤穂郡にあり、

那波 播磨國赤穂郡の那波村是なり、

阿彌陀 播磨國印南郡の阿彌陀村是なり、

宇彌左衛門次郎 一本宇野とあり、金勝院本、次郎を四郎に作る、

○新田殿被引兵庫事

賀古川 播磨國加古郡にあり、加古とも書き、又印南川氷河の別名あり、

五月十三日 金勝院本二十三日に作るを得たりとす、何となれば五月十六日

福山城合戰、十八日義助播磨に退きたれば、兵庫に至りしは廿三日ならざる可ら

されはなり、

○正成下向兵庫事

十二カ

新田殿 異本に義貞朝臣に作る、按ふに朝廷奏言の時、正成義貞を稱して新田殿

と云ふ可らず、故に異本に依て改むべし、

十二カ

去年 今春とあるべし、そは建武二年十二月尊氏關東を發し、三年正月入洛とある

ればなり、

十二カ

養由 淮南子曰、養由基、楚將善射、去楊葉百步射之、百發百中云々、

泣々申含めて この下に天正本には、正成主上より賜はりたる菊作の刀を形

見に見よとてとらせける云々とあり、

前聖後聖一揆 孟子の語なり

十三カ

衆愚之愕々不如一賢之唯々

衆愚之唯々不如一賢之愕々と作るべし、

蓋し文字を誤て移し易たる也、諤々は直言なり、諱詩外傳曰、周舍立於門三日三夜、

簡子使問之曰、子欲見寡人何事、對曰、願爲諤々之臣、墨筆操牘、從君之過、而日有記日

有成歲有效也、○家語曰、湯武以諤々而昌、桀紂以唯々而亡、

十三カ

平大守 平高時の事なり、

○兵庫海陸寄手事

十三カ

赤壁の戰 赤壁と云所は愕州と黃州と二所にあり、今は愕州のを云へるなり、

後漢の獻帝建安十三の十月に、吳年孫權の臣周瑜と魏の曹操と戦ひしが、周瑜が

陣に黃蓋と云ふ者あり、策を廻らし大に魏の軍を敗れり、

十三カ

鹿松岡 北條家南都本鹿嶋岡に作り、西源院本鹿嶋岡に作る、

經島 攝津の兵庫にありしなり、今の北濱の地なるべしとぞ、

十三カ

五萬餘騎 今川家南都本等三萬五千餘騎に作る、

十三カ

三萬餘里 毛利家本三十餘里に作る、

○本間孫四郎遠矢事

十四カ

重氏 天正本等及び本間家譜に、資氏に作る、

上差の流鏑矢 五武器談に云く、籠の上にさすなり、此上さしの矢取様習ある

事なり、わろく指せば征矢ぬかれぬぞ、

弓の握太なる 同書に、握ふと、いふを、にぎりの所をふとくしたる弓と心得

たる人有、左にはあらず、大兵の引弓なる故弓の惣躰のふときをいふ、握りは持所

故此所まで其ふとき體を顯したる詞なり、何れの書に有も此趣に心得べし、

主人のひれ 安齋隨筆に云ふ、魚の主人のひれは鯛などの腮の下第一のひ

れを云ふなり、貞丈又云く、主人のヒレ、杉サシノヒレ、コ、メソヒレなど、云ひて、

ヒレに名あるは鯉の名所なり、是れ古代は鯉を稱美せる故、鯉の庖丁あり、夫故名所と有るなり、鯉の名所の圖、大草流の書にあり、かけ鳥にぞ射たりける、空をかけ飛ぶ鳥を追ひて射るが如くに、射たりとの義なり、

佐々木筑前守顯信 今川家毛利家本等信胤に作る、されども佐々木家譜によるに、顯信は左衛門丞顯綱が子にて、信胤は長胤の子なり、未だ孰か是なるを知らず、

弓のそり高なる 五武器談に云く、弓強き故、弦をはづしたる形、そり高なるなり、そり高といふは強き弓を云詞なり、

五萬餘騎 五萬を毛利家本には五千に、北條家西源院本には二萬に、金勝院本には五百に作れり、

○經島合戰事

六十餘艘 毛利家天正本等六千餘艘に作る、

○正成兄弟討死事

藥師寺十郎次郎 金勝院本藥師寺次郎左衛門少尉公義に作る、

斬疵 この下に北條家金勝院本西源院本等矢創の字あり、

一族十三人

西源院南都本及本文の下に、十六人に作る、合せ見るべし、

六十餘人

北條家西源院本并に本文此の下五十餘人に作る、

正員

今川家毛利家正貞に作る、

菊池七郎武朝

武吉に作るべし、武朝は武重の曾孫なり、弘和年中猶存す、正成と同じく死する者は武吉なり、菊池武朝申狀及び菊池家譜に出たり、

三德

中庸云、天下之達道五、所以行之者三、曰君臣也、父子也、夫婦也、昆弟也、朋友之交也、五者天下之達道也、知仁勇三者、天下之達德也、所以行之者一也、

○新田殿湊河合戰事

西宮

西源院天正本等紺部濱に作る、北條家天正本等脇濱に作る、

八萬騎

今川家南都天正本二萬餘騎に作る、

菊池次郎

金勝院本に、左衛門尉の字あり、

一萬騎

毛利家天正本等二千餘騎に作る、

三十萬騎

天正本等十萬騎に作り、南都本等二十萬騎に作る、

薄金といふ甲

五武器談に云ふ、薄金の鎧義家の時に其名あり、奥州後三年合戰の時、かの冑は打われし由、かの物語に見へたり、古代鎧多くは革鎧なり、此鎧は薄金にて作たる故名物となりしなるべし、天文の比鐵砲わたりし以來鐵砲を

防ん爲に鐵鎧多く成しなるべし、
捷疾鬼 一に速疾鬼ともいふ、

○小山田太郎高家刈青麥事

去年 今年と改むべし、

○聖主又臨幸山門事

十八ウ

五月十九日 參考云、西源院本作二十五日、而第十七卷山門攻段作二十日、前後

不一、按五月二十五日兵庫合戰義貞敗歸、因帝幸叡山、而今云十九日幸叡山者、甚訛、
今川家、毛利家、北條家、南都、天正本及公卿補任、神皇正統記、梅松論、作二十七日、歷代

皇紀、皇年代畧記、作二十五日、三說未知孰是、

上を犯さんご好み云々 論語學而篇、有子曰、其爲人也孝弟而好犯上者鮮矣、

不好犯上而好作亂者、未之有也、

公卿には云々 このわたりの官名、公卿補任などにて考ふれば、いたく違へり、

是は皆後の官名をくりあげてかきたるならん、

十八ウ

義氏 金勝院本、本南都本等、氏明に作るをよしとす、

兵部少輔 系圖及び今川家本等によるに、兵部大輔なるべし、

○持明院本院潜幸東寺事

持明院法皇 後伏見帝なり、建武三年四月六日崩す、同年五月後醍醐帝叡山に

幸す、之によりて、見れば、今法皇を載せたるは誤なり、

本院 花園天皇を申す、

新院 光嚴天皇を申す、

本院はかねてより云々 參考云、按歷代皇紀、建武三年稱新院者、光嚴帝也、本

院蓋稱花園帝也、按賜尊氏院宣者、光嚴帝、非花園帝、且皇年代略記云、五月廿五日後

醍醐帝幸山門、時欲伴光嚴帝、然因御惱御逗留、由此見之、本文本院者、蓋新院之誤也、

資名 參考云、資名元弘三年既出家、當有入道字、

○日本朝敵事

二儀 天地を云ふ、

三才 天、地、人の三を云ふ、

塵々刹土 塵々は多き刹土は淨刹の土と云事の略なり、

跡高本下 佛高上の内證より神と垂跡示現するを、跡高本下と云ふとぞ、

天平四年 誤なるべし、神武の御代年號なきのみならず、天平は聖武の年號な

ればなり、

十九ウ

十九ウ

康和の義親 源義家の子なり、康和は堀河天皇の年號其二年勅宣に背き出雲に流されしが、遂に追討せらる、

宇治惡左府 藤原賴長なり、保元の亂の主謀者たり、宇治左大臣といふ、人となり嚴勵深刻なり、世呼びて惡左府といへり、

六條判官爲義 義親の子なり、保元の亂の時崇德上皇の白河殿に詣る、その子義朝は分れて後白河天皇の軍に屬す、亂平ぐの後、遂に子の義朝に殺さる、

惡右衛門督信賴 藤原信賴なり、平治の亂の主謀者たり、

安倍貞任宗任 安部とかけるは誤なり、宗任は貞任の弟なり、後冷泉天皇の朝叛し源賴義之を追討す、

清原家衡武衡 陸奥に住し勢強きを恃み、遂に後三年の役となれり、源義家之を追討す、

平相國清盛 清盛太政大臣たりし故唐名に擬して相國といふ、治承三年後白河法皇を鳥羽宮に幽し奉りぬ、

木曾冠者義仲 初源義仲木曾に住す、故に木曾次郎ともいへり、後、鳥羽天皇の朝遂に亂を起して敗死せり、

阿佐原八郎爲賴 甲斐國住人小笠原の一族なり、強弓大力にして諸所を狼

藉す、伏見天皇の朝夜竊に紫宸殿に亂入せしが、遂に自殺す、

朝敵云々 以上列舉せし者の内には、謀叛人ならぬ者さへ加はれり、讀者專心

翫味して可なり、

○正成首送故郷事

菊水の刀 天正本に菊作の刀に作る、

禮盤 佛前にありて、僧の誦經などする時に昇る臺座なり、

卷第十七

○山門攻事付日吉神託事

六月二日

金勝院本四日に作る、

高土佐守

金勝院本播磨守とあり、播磨守は師冬、土佐守は師秋なり、

修學院音無瀧

共に山城國愛宕郡にあり、音無瀧は歌に小野山の上より落る

とよめり、

山王大師

日吉山王と傳教大師となり、

油幕

たゞの幕を云ふ、

數萬人

金勝院本七千餘人に作る、

寄手の中へ使者を立て

金勝院本に、大將吉良上總入道の許より高師重

の方へ使を立て云々とあり、

思圖に

思ひ通りにの意なり、

正護院

異本護正院に作る、これよろし、

雲母坂

山城國愛宕郡比叡山の内にあり、

泰氏

西源院天正本等泰武に作る、

洗革の大鎧

うす紅にて染めたる柔なる革を洗革といふ、是を以て威せる鎧

なり、

降魔の利劔

惡魔を降伏する利劔なり、

翌日

即ち八日なり、

七百餘艘

毛利家本五百餘艘に作る、

六萬餘騎

毛利家本二萬餘騎に作る、

かづき寄せ

堀を泳ぎ越えて寄せたるなり、

三千人

毛利家本三百人に、金勝院本六七百人に作る、

二千餘騎

金勝院本五千餘騎に作る、

黒糸の鎧甲

北條家天正本等黒革に作る、

指のさきまで鎖りたる籠手

五武器談に云く、鎖小手なり、指の先迄とあ

れども、左様にしては物を握りがたし、過言なるべし、

半頬

一に猿頬ともいふ、鐵面にて頬と腮とばかりをおほふ物なり、

湯河庄司

西源院本湯淺庄司に作る、

筑紫の八郎

爲朝を云ふ、初爲朝筑紫に居り、鎮西八郎と稱し、自ら九國總追捕

使と稱して威を振へり、

やわか 如何でかの意なり、

強弓の手垂 手足りの義か、手に足らぬの反對にて、熟練を云ふ、

綿貫五郎左衛門 金勝院本云、名は秋兼、

池田五郎 西源院本九郎に作る、金勝院本云、名は晴年、

白木の弓 五武器談に云く、是は丸木弓のぬらざるをいふなるべし、今世の木

と竹と合たる白木弓は、軍中雨露などにあべば、にへはなれ損するなり、古代軍に

はみな丸木弓を用ひしなり、

白鳥の羽 同書に云く、白鷺の羽なり、

百矢 色々の矢を百筋大なる箆にさして、供に負はせたるを云ふなるべし、

箆撓 五武器談に云く、箆撓は箆のたはみをため直す具なり、細き木に鉾スチカのた

め形といふなり、職人盡歌合に「詠むとて我さへ目をぞひねりぬる、のためがたな

る有明の月石の歌矢細工なり、有明の月は斜月なり、

五枚甲 しころ五枚ある甲なり、

猪の目透したる鉞 五武器談に云く、猪の目は野猪家猪の目に似たるには

あらず、猪字は假字なり、目とはあなの事なり、或説に猪の目の形は摩利支天の印に
相の形なり、印の目といへり、非なり、印は諸佛の印相也、印と云は摩利支天の印に
限らぬ事なり、その形はいの如し、() 是なり、古人の物に名付るにむつかしき事な
し、後世に至りてむつかしき説を取り付くるなり、扱是を物のすかしに用る事、い
のめは火の象なり、文明の儀を取て物の飾とするなるべし、

摩醯脩羅王 天帝の冠魔なり、

夜叉羅刹 強力の魔なり、

總角付の板 鎧の逆板の事なり、逆板は背にあり、

矢たうなに 矢だくなともいふ、矢のむだになるにといふ意、

鎧つき 矢の多く飛來る時、鎧をゆり上げこづくを云ふ、かくの如く鎧を動かす

時は矢のあたりても裏かく事なしとなり、つくの字春なり、

すがい拍子 相并ぶ義にて、手答と同時にの意なり、

鉢著の板の横縫 横に縫ひたる糸なり、

忠重 金勝院本に忠繁に作る、

光澄 毛利家本光隆に、金勝院本澄春に作る、

隆賢 今川家南都本等澄賢に作る、

範顯 西源院本に範景とあり、

六ナ

一腹一生の弟 同母の兄弟の事、西源院本云、名は英澄、

仰木 近江滋賀郡たあり、堅田村の西なり、金勝院本青木に作れり、

横河 仰木と同郡なり、延暦寺の内横河谷の嶺上なる堂塔を横川と號し、東西兩

塔を合せて三塔といへり、

般若院の法印 金勝院本云、名は宥尊、

三世了達 三世は三際ともいふ、一切有爲の諸法の生滅變遷上における時間

上の區分にて、過去未來現在をいふ、了達は即ち智度の了達せしなり、

早尾大行事 不動明王毘沙門天の事、卷十八の二十丁の本文に見ゆ、

手足を縮めて振ひけるが この次異本には、五體より汗を流して物怪は

則ちさめにけり、大衆不思議の事なりとて奏聞を経んとしけるがとありて、明日

云々とつゞけたり、

人雪類 人の押し崩れて逃げたるを雪解けにたとへ云ふ、

くりからが谷 越中礪波郡に、久利加羅山あり、

○京都兩度軍事

午角 負けず劣らずの義なり

七月五日 金勝院本八月二日に作る、

七ウ

七ナ

六ウ

八ナ

八ウ

同十八日 参考云、金勝院本作八月二日、按下段云、七月十三日義貞攻京、由是見

之師基等始攻京者非十八日、若曰、衍十字則文義穩也、然義貞攻京諸實錄不載曰、唯

梅松論載日時、而與本文大異、各逐段出于下云々、

二十萬騎 毛利家本二萬騎に作る、

二十萬騎 毛利家本七千餘騎に作る、

二十萬騎 南都天正本等十萬に、毛利家本七萬に作る、

五萬餘騎 毛利家北條家本五百餘騎に、金勝院本六萬餘騎に作る、

紫野 山城國愛宕郡大宮村大德寺邊の舊名なり、

將謀泄則軍無利 七書の三略の文也、但し三略に利を勢に作る、

○山門牒送南都事

八百餘人 金勝院本五百餘人に作る、

三諦止觀の月 止息止、停止止、不止止、是を三止といひ、貫穿觀、觀達觀、不觀觀、是

を三觀と云ふ、詳に止觀第三卷に見たり、

一色一香の花 大品般若經に見たり、六根六塵の境界にふる、當體も、自ら中

道實相の悟なりと見立つるを云ふなり、

鬼門 佛家陰陽家の云ふ說にて東北の方を云ふ、此方には鬼星あれば鬼門と稱

して忌みきらふなり、

博陸 攝政關白の唐名なり、

法相 諸有の法の六識即ち眼、耳、鼻、舌、身、意に感ずるをいふ、

圓頓 圓は完全、頓は事の成就をいふ、

八識 眼、耳、鼻、舌、心意の識を染識と名づく、又事識と稱す、染識を離るゝものを清

淨識と名づく、染と清淨との間に又一識あり、凡そ八識なり、

五重 一に遣虛存實識、二に捨滯留純識、三に接末歸本識、四に隱劣顯勝識、五に遣

相證性識なり、

四教三觀 三藏教、通教、別教、圓教、之を四教とし、空、假、中之を三觀とす、

咎犯之所耻也 舅犯は重耳の舅、狐偃字は子犯なり、案に此の文誤れり、介之推

が耻る所なりに作るべし、左傳僖公廿四年傳曰、晉侯賞從亡者、介之推不言祿、祿亦

弗及、推曰、獻公之子九人唯君在矣、惠懷無親、外內弁之、天未絕晉、必將有主、主晉祀者

非君而誰、天實置之、而二三子以爲己力、不亦誣乎、竊人之財、猶謂之盜、況貪天之功、以

爲己力乎、

假朝錯而舉逆謀云々 朝作、鼂々錯者、潁川人也、爲人峭直刻深、遷爲御史大夫、

請諸侯之罪、過削其地、收其枝郡、奏上、錯所更令三十章、諸侯皆諠譁疾錯、錯竄太子家

令、得幸太子、數從容言、吳過可削、漢廷自方議削吳、吳王濞恐削地無已、因以此反、以誅錯爲名云々、後保東越、漢王使人以利啗東越、東越即給吳王、吳王出勞軍、即使人縱殺吳王、詳見史記鼂錯傳、劉濞傳、

猛火甚於燎原 書經盤庚上篇、若火之燎于原、不可嚮邇、其猶可撲滅、

晉之祈八公也 晉孝武太元八年冬十一月、謝石、謝玄等與秦王堅戰于淝水、秦步

騎崩潰赴淮、死者萬五千人、於是石等水陸繼進、堅與苻融登壽陽城望之、見晉兵部整、

又望北八公山、草木皆以爲晉兵、有懼色、詳見通鑑綱目廿一卷、

唐之感四王也 編年通論云、唐天寶十二年、西蕃寇圍涼州、帝命三藏不空祈陰兵

救之、空誦仁王密語數番、有神介冑而至、帝親見之、問曰、神謂誰、空曰、北方毗沙門天王

長子也、空誦密語遣之、數日涼州獻捷、有神兵至、威武雄盛、賊畏懼、卷甲而去、帝悅、詔天

下軍壘、皆立毗沙門天王祠云々、

吐蕃 集覽書、本西羌屬、姓勃率、野居折支水西、在吐谷渾西南、

擣槍 爾雅曰、彗星爲擣槍、文天志曰、擣槍拮彗其殃一也、爲有破國亂軍、伏死其事、餘

殃不盡爲旱凶飢暴疾、

六月 毛利家本に、七月に作るをよしとす、何となれば義貞京を攻めて、敗歸した

りしは六月晦日なればなり、

觀行五品

一に曰理即、二に曰名字即、三に曰觀行即、四に曰相似即、五に曰分眞即、六に曰究竟即、是を六即と謂ふ、觀行即に至て位五品あり、

等覺無垢

等覺は、修行満ちて、其智妙覺に等しく、其行佛覺に等しからんとするをいふ、法華經に、彌勒等諸大菩薩皆是等覺とあり、無垢は煩惱の垢なきなり、

了義

大乘經を指すなり、

隋高祖之崇玄文

煬帝師天台大師、受於法華玄文之講、

唐文皇之奮神藻

唐の太宗聖教序を製す、中宗睿宗代宗皆經論の至理を述

ふ、故に惣て文皇といふ、

一夏敷揚

玉泉寺に於て、一夏之間、摩訶止觀を講す、是を一夏敷揚と云ふ、

討揚氏兮爲辭

唐玄宗天寶六年十一月、安祿山自京師還、詐爲敕書示諸將曰、有

密旨令祿山將兵入朝、討揚國忠、衆愕然相顧、莫敢異言、於是發所部兵及奚契丹凡十

五萬反於范陽、事詳通鑑綱目四十四卷、

赤眉之入咸陽

當作洛陽、通鑑綱目曰、新莽地皇三年夏四月、樊崇兵自號赤眉

云々、初樊崇等衆既寢盛、乃相與約、殺人者死、傷人者償創、莽遣太師王國更始將軍廉

丹討之、崇等恐其衆與莽兵亂、乃皆朱眉以相識別、由是號曰赤眉、

黃巾寇河北

後漢靈帝中平元年春二月、黃巾賊張角等起、初鉅鹿張角事黃老、以

妖術教授、號太平道、自稱大賢良師、呪符水以療病、遣弟子遊四方、轉相誑誘、十餘年間

徒衆數十萬、自青徐幽冀荆襄豫莫不畢應、遂置三十六方、方猶將軍也、太方萬餘人、小

方六七千、各立渠帥、訛言歲在甲子、天下大吉、以白土書京城寺門及州郡官府皆作甲

子字、大方馬元義等先收荆揚數萬人、以中常侍封諤徐奉等爲內應、約以三月五日、丙

外俱起、至是角弟子唐周告之、於是收元義車裂、角等知事已露、馳勅諸方一時俱起、皆

著黃巾爲識、事詳通鑑綱目十二卷、

濫吹

虛言をいふ、

鋤耨棘矜

過秦論注曰、耨鋤柄也、棘矜戟也、以鋤柄爲之、

孟津再駕之役

文選曰、文王有退修之軍、孟津有再賀之役、李善注云、尚書曰、惟十

有一年武王克殷、又曰、一月戊午師渡孟津云々、

城濮三舍之謀

左傳僖公廿八年夏四月己巳、晉侯齊師宋師秦師及楚人戰于城

濮、楚師敗績、三舍の故事は前に出たり、

猶溪

抄に云く、猶の字不審なり、柳文二云、譬之猶壑、天淵而覆、原燎、

代宗之屯長安

通鑑綱目曰、上勞饗諸將、遣攻長安、謂郭子儀曰、事之濟否在此

行也、對曰、此行不捷、臣必死之、回紇懷仁可汗遣其子葉護等將精兵四千餘人來至鳳

翔、廣平王俶將朔方等軍及回紇西城之衆十五萬發鳳翔、俶見葉護約爲兄弟、葉護大

喜謂傲爲兄至長安城西陳於香積寺北濃水之東

風馬之蹄不及

其遠く隔たりたるを云也左傳僖公四年傳春齊侯以諸侯之師侵蔡蔡潰遂伐楚楚子使與師言曰君處北海寡人處南海唯是風馬牛不相及也

松塙

韻會云塙塙根内也

前對燕然之虜

綱鑑紀要曰竇憲耿秉出朔方塞與北單于戰于稽落山大破之出塞三千里登燕然山命中護軍班固刻石勒功紀漢威德而還云々

後有宛城之軍

後漢光武起兵於宛城

六月

七月とあるべし

唐居敷

唐居敷板なるべし門の左右にありて碁盤の如きものなりとぞ

つよる

強くなるなり

四方より牒し合せて

この次異本に合戦を致せとの句あり

三寸づ、切て云々

此は笠印にせん爲なり下に見たり

七月十三日

金勝院本九日に又毛利家本二十二日に作る

白鳥

西源院本白居に作る

三木一草

結城伯耆楠は皆きの音あり故に三木といひ千種は草なれば一草とはいへるなり

○隆資卿自入幡被寄事

四塚羅城門のくろ

毛利家本には錦旗を畔の上に打立云々とあり

ひしぎ楯

ひしぎ竹にて作りたるものにや

入道存孝

俗名頼氏光定の子なり

悪源太

土岐家譜によるに名は頼直なり

はきそへ

太刀を佩きたる上又一腰をはきそへしなり

御所作

後鳥羽院の作らせ玉ひし刀を世に御所作と稱せり五武器談に云く御所作りといふは金作を云成べし下文に只今給たる金作の太刀と云を以て知るべし

べし

兵庫鐐の御太刀

これは御所作のなれば金の兵庫鐐なり

山鳥の引尾の征矢

山鳥の引尾にてはきたる征矢なり

せき弦

五武器談に云くせき弦は二品あり一つは伊勢國關といふ所より出し

名物をいふ尺素往來に關弦板弦と云是なり板弦は同國松坂より出し成べし職人盡歌合に松坂やつるくと詠る歌なり一つには常の弦の上を糸にて巻て漆にて塗るをセクといふなり是軍弓に用るせき弦なり

氣色ばうたる有様

氣色ばむの音便容儀を結ふ意

○義貞軍事 付 長年討死事

うちはの旗 旗の紋に團扇を畫たるにはあらず、古畫一谷合戰に、丸き團扇の

柄に緒を付て竿の頭に結付たる跡に畫たり、

今熊野 毛利家北條家天正本今比叡とあり、

小早河 西源院本小笠原に作る、

艮の柱 金勝院本正面の扉に作り、西源院本選の柱に作る、

ふて、 心太る意にや、恨み逆ふなるべし、

四國 諸異本或は西國に作る、

二萬餘騎 天正本七千餘騎に作る、

十萬餘騎 西源院本二十萬餘騎に作る、

長年は二百餘騎にて云々 本文及び系圖に、長年は建武三年七月十三日

討死、又梅松論名和家譜及び常樂記には六月晦日に作る、家譜に又云ふ、法名は釋

阿、

萬死を出て一生に逢び 文選四十一曰、夫人臣出萬死不顧一生之計、

○江州軍事

櫻山 金勝院本に左近將監の字あり、

十四カ

十三カ

十二カ

首陽に臨まんごす 飢に迫らんとするを、彼の伯夷叔齊の首陽山に餓死し

たりと云故事を以てかきたるなり、

九月十七日 毛利家本十三日に作る、

成願坊律師 南都本今川家本等云、名は源俊、

二十三日 北條家西源院本等二十日に作る、

三千餘人 西源院南都本等三十餘人に作る、

船より下りける處 この下道譽の二字脱せり、異本によりて補ふべし、

○自山門還幸事

去々年 金勝院天正本等去年に作るを得たりとす、

九日 この上に十月の字あるべし、

上帶 鎧の上帶なり、

衣冠を帶せるもあり、 此の次異本、戎衣なるもありの、文句ありて、鳳輦云々

とつゝ、

百三十二人 今川家北條家本等百六十三人に作る、

八千餘人 八千を北條家南都本等一萬に、金勝院本七千六百に作る、

○立儲君被著于義貞事 付 鬼切被進日吉事

十六カ

十五カ

十五カ

十四カ

十六ウ

春宮

恒良親王なり、建武元年正月二十四日皇太子に立せ給ふ、

檀度

六度の第一にて、布施の義なり、

鬼切

参考云、天正本作獅子丸太刀、按劔卷獅子丸者源賴光所傳、鬼丸後名也、梅松

論作重代赤威鎧薄金未知孰是云々、

○義貞北國落事

腰輿

たごしともいふ、禁中にのみ使用するものなり、又同じく手輿と稱して臣

下の用ふるものあれど、其製異なるべし、

戸津

近江國滋賀郡下坂本の濱の古名なり、また三津ともいへり、

侍從中納言公明

公卿補任によるに、公明建武三年二月二十五日大納言に

任し、九月十一日薨す而るに今こゝに供奉するは疑ふべし、

肥後守武俊

金勝院本武重に作るをよしとす、

七百餘騎

金勝院本三百餘騎に作る、

少將行尹

天正本等行實に作れり、之をよしとす、

妙法院の宮

尊澄親王なり、還俗して名を宗良と改めさせ給へり、世に信濃宮

とも上野親王とも稱す、元中二年八月遠江國にて薨す、御年七十三、

阿曾宮

懷良親王なり、延元の比九州に下向したまひ、菊池が一族之に仕へ奉る、

十七ウ

元中年中肥後にて薨す、世に鎮西宮九州宮など、稱す、

錦を着て古郷へ歸り

漢書に、富貴不歸故郷如衣錦夜行

中院少將

毛利家本及び本文三卷十一卷并に中將に作る、少將は誤なり、

逆旅の中にて重ねて行

一本中にしてとし、又重ねての下に逆旅の中への

五文字ありて行くことつゞけたり、

○還幸供奉人々被禁殺事

五百餘騎

金勝院本五萬餘騎に作る、

十餘日

金勝院本四五日に作る、

放召人

つながずして、獄に入れおく四人なり、

法勝寺上人

慧鎮上人をいふ、

犬羊

文選注、云、犬羊謂賊なり、

顔子が一瓢

論語雍也篇云、子曰、賢哉回也、一簞食一瓢飲在陋巷、人不堪其憂、回

也不改其樂、賢哉回也、

相如が四壁

司馬相如は蜀郡成都の人、史記云、文君夜亡奔相如、相如乃與馳

歸、家居徒四壁立、索隱曰、案孔文祥曰、家空無資儲、但有四壁而已、

大梵高臺

大梵天王は初禪天の王なり、

十八ウ

十八ウ

○北國下向勢凍死事

鹽津 近江國伊香郡にあり、

海津 近江國高倉郡にあり、琵琶湖の北に當る一埠頭なり、

木目峠 越前國敦賀南條二郡に跨る、一名鉢伏嶽といへり、

叫喚大叫喚 八熱地獄の一なり、俱舍論曰、衆苦所逼、異類悲號、發怨叫聲、名號叫、

劇苦所逼、發大哭聲、悲叫稱怨、故名大號叫、

紅蓮大紅蓮 八寒の一なり、身寒赤色、紅蓮華に似たり、

氣比彌三郎大夫 氏治なり、

大將義貞は春宮 此の下、一宮の二字、一本にあり、

二千餘騎 金勝院本二千を五百に作る、

千餘騎 金勝院本三百餘騎に作る、

○瓜生判官心替事 付義鑑房藏義治事

三千餘騎 金勝院本八百五十餘騎に作る、

杣村 越前國南條郡にあり、

鯖並 越前國南條郡に鯖波の地名あり、こゝなるべし、

白幅輪 此の下西源院本太刀の字あり、五武器談に云く、白幅輪の紺糸威は鎧の

十九ウ

胸板のはづれ脇下袖の冠の板等の端々のひねり返しのふちを銀にてふくりん
取たるをいふなり、

三種の神器を春宮に渡し云々 参考云、第十八卷諸本皆云、後醍醐帝奉

三種神器幸吉野云々、與今言以神器授春宮者相矛盾、按所授東宮者蓋偽作而非真
矣、

今年十三 金勝院本十四に作るをよしとす、さなくは第十四卷竹下戰の段に、

建武二年義治十三とあるに合はず、

三千五百餘騎 金勝院本八百五十餘騎に作る、

二百五十騎 金勝院本百七十騎に作る、

鹿垣 鹿の來襲を防ぐ爲の逆茂木なり、

候はではし はしは助語なり、平家物語にも、少將殿の御心にはし違ひまゐら
すなどあり、

射向の袖に、さしたる金作の太刀云々 一本射向の袖を鎧の袖とあ
りしにや、五武器談にこの本文を引きて鎧の袖と見ゆ、さて器談に、鎧の袖にと句
を切り、差たる金作の太刀とよむべしとなし、且云く、鎧の袖に金作の太刀を取そ
へて二品をあたへたるなり、但はきたる金作の太刀と云べきを本文に差たるを

二十オ

二十ウ

あるは書誤なるべし、按するに、着たるは古本にありしを差したるを寫し誤れるなるべし、太刀を着とも云なり、着と差と字相似たり、

○十六騎勢入金崎事

昨日の朝 金勝院本朝を畫に作る、

栗生左衛門 金勝院本新左衛門顯友に作る、

金雞三唱 淮南子曰、桃都山大樹曰桃都、有天雞、日出即鳴、天下雞皆鳴、祖庭事苑

云、人間本無金雞之名、以應天上金雞星故也、天上金雞鳴、則人間亦鳴、

三萬餘騎 毛利家本三千餘騎に作る、

若狹越前 金勝院本若狹近江に作る、

○金崎船遊事 付白魚入船事

東宮一宮は御琵琶 毛利家金勝院本に云、春宮は琵琶、一宮は笙の役云々、

蘇合香三帖萬壽樂破 この二曲は盤涉調の曲也、

繁絃急管 白氏文集三の文なり、

融々洩々 白氏文集三の文にて、融々は和樂、洩々は舒散なり、

正始の音 文選注、四始風也、小雅也大雅也、頌也、始者王道興衰之始也、

白魚跳りて武王の舟に入 史記周本紀云、武王渡河中、流白魚、躍入王舟中、

武王俯取以祭、注云、馬融曰、魚者介鱗之物、兵象也、白者殷家之正色、言殷兵衆與周之象也、

屠人 料理人なり、

島寺の袖 毛利家本袖を妻に作る、島寺は地名なるべし、

嗚咽 涙にむせぶの義、

○金崎城攻事 付野中八郎事

小濱 若狹國遠敷郡にあり、

今川駿河守 頼貞にて頼基の子なり、

荒河參河守 詮頼なり、

細川源藏人 頼春なり、

小笠原信濃守 貞宗なり、

三千餘騎 金勝院本一千餘騎に作る、

五百餘艘 南都本等第五百を七百に作り、金勝院本百五十に作る、

家禮 家人と云ふが如し、

赤松大田 西源院本赤松の字なし、

中村六郎 金勝院本云、名は重延、

卷第十八

○先帝潜幸吉野事

楓橋の夜の泊 唐張繼詩、月落烏啼霜滿天、江楓漁火對愁眠、姑蘇城外寒山寺、夜半鐘聲到客船、

梁園の昔の御遊 梁の孝王は宮室苑囿の遊を好む、即ち梁園の稱あり、舊業 此は前生の所業の事

寛平の遠き跡云々 是は出家を思ひ立たせ玉へるをいふなり、宇多帝花山帝共に法皇にならせ玉へり、

那多城 金勝院本那谷城に作る、菊池掃部助武俊 肥後守武重の誤ならん、

謳歌の説 卷説といへるが如し、誰いふとなき説なり、行器 食物を入れて持運ぶ器なり、蓋あり、三脚或は四脚にて形外へ反れり、其形から櫃に似たり、

八月廿八日 十二月二十一日に作るべし、

清見原の天皇 天武天皇なり、

二ウ

和田次郎 金勝院本次郎左衛門尉に作るは非なり、正氏は正成の弟にて湊河にて自殺せり、

春雷一動 呂氏春秋曰、開春始雷則蟄虫動矣、

○高野與根來不和事

柔和、忍辱 法華經云、柔和忍辱衣といへり、嗔心をも起さず、忍ぶるを忍辱といふ、

覺鑊 元亨釋書曰、性平氏、肥之前州人、將門之屬胤也、康治二年十二月十一日卒、年四十九、諡を興教大師といふ、

四曼不離 四種の曼荼羅を略していふ、一に大曼荼羅、二に三摩耶曼、三に法曼、四に羯磨曼なり、不離は常に身に備はれるを云ふ、

有漏の身 煩惱の身なり、

求聞持の法 一切經中、有虚空藏菩薩能滿諸願、最勝心陀羅尼求聞持法一卷、經曰、諸有善願無不滿足、一切苦患皆悉銷除、常生人天、不墮惡趣云々、

清憲 今川家本清兵に、金勝院本勝憲に作る、

一印一明 印は印契にして、明は佛菩薩の神呪なり、自然智 或は無師智と云、佛の無師獨悟の智を云なり、

二ウ

高祖大師 弘法大師をいふ、

那羅延 天上の力士なり、勝力又は人種神と譯す、俱舍廿七疏那羅延此曰人種神、

十九象力當一香象力、十香象力當一太露形神力、十太露形神力當一勝蘊神力、十勝蘊神力當一妙支神力、十妙支神力當一執持神力、十執持神力當一人種神力、

金剛 七寶の一なり、色紫石芝の如く、狀蕎麥の如し、能く修羅を滅すといふ、无常經云、金剛智杵碎邪山、永斷无妨相纏縛、

○瓜生舉旗事

十一月二日 參考云、按後醍醐帝以十二月二十一日幸吉野、自吉野賜義貞綸旨、十一月二日無到、越前理蓋正月二日之訛乎、

櫛川、金崎 共に越前國滋賀郡にあり、

去月十一日 金勝院西源院本去十月に作る、文義自穩なり、

義鑑房 金勝院本云、名は偽興、

宇都宮美濃將監 泰藤なり、

天野民部大輔 政貞にて、景光が子なり、

山口入道 金勝院本云、祐集と號す、

湯尾 越前國南條郡にあり、

巽 西源院本坤に作る、

劔白山 加賀の白山か、

三百餘人 今川家本三の字なし、

○越前府軍并金崎後攻事

百三十人 金勝院本百の字なし、

小野寺 金勝院本小野寺太郎將氏とあり、

好堅樹 大論曰、譬如有樹名好堅、是樹在地中百歲枝葉具足、一日出生高百丈、是樹

出已欲求大樹以蔭其身、此時林中有神、語好堅樹言、世中無大汝者、諸樹皆當在汝蔭中、

頻伽羅 大論云、如歌羅頻伽鳥、在殼中未發聲、已能勝諸鳥、法華文句曰、好堅處地芽

已百圍、頻伽在殼聲勝衆鳥、

碗飯 一に碗飯ともかく、碗飯の飯は盤の字にて碗飯とかくは誤なるへけれど

も、昔より用ひ來れる事なれば改かたし、又碗飯は正月のみに限りたる事にあらず、今の世の詞に料理を振舞ふと云ふは、昔は碗飯を設るといひしなり、

二萬餘騎 天正本二千餘騎に作る、

林次郎入道源琳 今川家南都本等深琳に作り、金勝院本源利に作る、

二人討死したらんは 異本この次に、一旦の負兄弟残なく死したらばの文句ありて永代云々とつゞけたり、

○瓜生判官老母事付 程嬰杵臼事

恙くしてはし はしの解は前に注せり

昔晋の世に趙盾智伯 是は周の定公八年即ち晋の景公繻元年の事なり、史記によれば本文と違へる處あり、

○金崎城落事

二匹づゝ 南都天正本等三の字あり、

三月五日 毛利家天正本等二月に作るを得たりとす、此下三月六日金崎落城

とし、且つ義貞城を出てより、城陥るまで二十餘日とすればなり、

十萬餘 天正本一萬騎に作る、

兵糧に迫りて云々 孫武子行軍篇曰、殺馬肉食者軍無糧也、

由良 金勝院本由良新左衛門具滋とあり、

長濱 同本長濱彈正顯寛とあり、

河野備後守 金勝院本云名は通治、

以我元首將とし云々 文選四子講德論云、君爲元首、臣爲股肱、明其一體相待

而或有君無臣春秋刺焉、

氣比大官司太郎 金勝院本云名は齊晴、

横手綱 手綱は馬の手綱にあらず、たふさきの事即ち禪をいふ、

彌三郎太夫 西源院本大官司太郎の父とあり、

土岐阿波守 金勝院本云名は頼勝第十七卷に頼直の義貞に従ひて赴く事あり、頼勝も共に行きしにか、

百六十人 今川家本八百六十人に、毛利家本等八百七十人に、南都本等八百六

十七人に、西源院本八百三十人に作る、

啾々 杜詩云、天陰雨濕聲啾々、

陳陶 字嵩伯鄱陽劍浦人、工賦詩無一點塵氣、於晚唐諸人中、最得平淡、要非時流所

能企及者、有文錄十卷、

○春宮還御事付 一宮御息所事

島津駿河守忠治 西源院本今川駿河守に作る、

義氏 金勝院南都本等時義に作る、

先帝重祚 後醍醐天皇重祚の禮を行はせ玉はぬよしは前にいへり、

夢窓國師 姓は源氏、名は疎石、字は夢窓なり、觀應二年入寂す、年七十七、國師は

十

一國の師といふ義にて僧の尊稱なり、
御匣殿 今出川右大臣公顯の女なり、
初冠 元服なり、
後二條院 後宇多帝の皇子、諱は邦治、
第一の御子 邦仁親王なり、
繪合 左右に方を分ちて繪畫を出し、互に其優劣を争ふなり、一つの遊戲なり、
漢李夫人 前漢書外戚傳、李夫人本以倡進、初夫人兄延年性知音、善歌舞、武帝愛之、每爲新聲變曲、聞者莫不感動、延年侍上起舞、歌曰、北方有佳人、絕世而獨立、一顧傾人城、再顧傾人國、寧不知傾城與傾國、佳人難再得、上嘆息曰、善、世豈有此人乎、平陽主因言延年有女弟、上乃召見之、實妙廉善舞、由是得幸生一男、是爲昌邑哀世、李夫人少而蚤卒、上憐憫焉、圖書其形於甘泉宮、
武帝 前漢書曰、孝武帝者景帝中子也、母曰王美人、年四歲立爲膠東王、七歲爲皇太子、母爲皇后、十六歲後三年正月景帝崩、甲子太子卽皇帝位、
返魂香 十洲記曰、聚窟洲在西海中洲也、此上有大樹、似此國楓、香聞數百里、名爲返魂樹、伐取其樹於玉盎中煮取汁、更以微火煎之、如黑錫、可爲丸、名火驚精香、亦名震靈丸、亦名反生香、亦名人鳥精、亦名却死香、凡有五名、燒之香氣遠聞、死尸在地聞香仍

活漢の武帝の時西國の月支王より献じたり、

不言不笑 白氏詩集に出たり、

遍昭 良峰氏名は宗貞、大納言安世の子、桓武帝の孫なり、

戀せじと云々 「戀せじと御手洗川にせし、みそき神はうけすもなりにけるかな」と云ふ業平の歌なり、

青海波 盤涉調の樂なり、

織碎珊瑚一兩曲 白氏文集の句なり、碎字擊に作れり、

几帳 帳をかけて姿をかくす爲に女房の傍に立つるものなり、

今出河右大臣公顯 西園寺太政大臣實兼公の子なり、

披講 歌をよみあくる事なり、

八聲の鳥 明の鐘の八つ打つ頃に鶏の鳴く故にいふとぞ、八時は丑の時なり、

有明の強顏影 「有明のつれなく見えし別れより曉ばかり憂きものはなし」

千束にも成ぬらん 「思ひかねけふ立をむる錦木の千束もまたであふよし

もかな」

上れば下る稻舟の 「最上川上れば下る稻舟の、否にはあらず此月はかり」稻

舟はイフナ(否)にかゝる序歌なり、

十二

十一

十一

百夜の榻の端書

「曉の鳴のはねがきも、はかき君かこぬ夜は我を數かく」古今集戀五の歌なり、此意は曉には鳴がきつう羽はたきするものであるが、君が來ぬ夜は、その鳴の羽がき程まげく、私が嘆息をするとなり、この歌を終世曉の榻の端書百夜かきと誤り傳へて、一説を立てたり、歌林良材云、榻と云ふ物あり、車の具にて、これを用ておりのぼりをする物なり、昔男のよばひける女の有けるが、百夜かの榻の上に臥したらば、逢ふべきと契たる故に、夜毎に來にて榻の上にまろねをして、九十九夜までば數をとりて、榻のはしに數かきたる事をいふなりとあり、附會の説ながら、本文はこの俗説にて書けるなり、

なみだの玉の緒

是は涙の玉といふにつけて、直に玉の緒といひつゝ、けたるなり、玉の緒は命の冠詞なれども、命といはすして、命の事にいひならはせり、新古今集玉の緒よ絶えなばたえねながらべは忍ぶることのよわりもぞする」

袖垣

垣が衣の袖に似たるをいふ、

目枯もぜす

目離しもせずなり、

鬼を一車に載す云々

朗詠、前中書王感懷詩云、載鬼一車何足畏、棹巫三峽未爲危、おそろしき鬼と合乗するも、巫峽といふ險流も、人の心ほどは畏ろしくない、

白葦毛の馬

白みのかちたる葦毛色の馬なり、

十二ウ
十三ウ
十三ウ
十三ウ
十四ウ
十五ウ

弓杖

弓を杖につきしなり、

皆紅の扇

惣地紅の扇なり、

櫓床

倭訓栞に云船にいふ、樂床なり、

物故

死を云ふなり、前漢書蘇武傳師古曰、物故謂死也、言其同於鬼物而故也、一説不欲付言死但言其所服用之物皆已故耳、

王質が山より出で

述異記曰、晋王質伐木至信安郡石室山、見數童子圍碁、與質一物如棗核、含之不飢、局未終斧柯爛盡、既歸復無時人、

方士

方術の士なり、文選注仙傳拾遺云、揚妃死、帝召揚什伍於行在所、召至三日、夜奏曰、人寰之中十洲三島之内、求之不得、後於東海上蓬萊頂見妃、謂什伍曰、此後一紀當相見、願保聖體毋憶念、

○比叡山開闢事

何の憤

異本憤を憤に作る、これよろし、

延暦の末の年

参考云元亨釋書、叡岳記、皇年代畧記云、延暦四年七月最澄登叡山始構草舎、七年創一字各曰一乘止觀院、所謂延暦寺也、云々、由是見之、今云延暦末年者非也、

第九の滅劫

人壽八萬歲より百年に各一を減して十歳に至る、名て一滅と云

十七ウ
十八ウ

十六ウ
十六ウ

十七ウ

ふ、又十歳より百年に各一を増して八萬歳に及ふ、名て一増と云ふ、一減と一増とを一少劫と號す、今八少劫を経て第九の減劫に當るなり、

迦葉佛 釋尊の前の佛にして、過去七佛の一なりとぞ、

都率天 地上三十二萬由旬の空中にあり、そこに大天宮あり、菩薩常に坐して諸天人の爲に經典を敷演すといふ、

八相 祖庭事苑云、八相、一受胎、二降生、三處宮、四出家、五成佛、六降魔、七說法、八涅槃とあり、應身の如來世に出る時これを示現す、

十八ウ

摩竭陀國 中天竺の國名にて王舍城の所在なり、

淨飯王 釋尊の父摩竭陀國の主なり、

寂場樹下 寂場は佛の正しく成道する處に名なり、又寂場は石上の音轉か

頓大三七日 佛成道の後、頓に大乘法界圓融の法を説くこと、三七日の間なり、是即華嚴經の事なりとぞ、

偏小十二年 偏に小乘小機を説く事此に十二年、即ち阿含經是なり、

盡淨虛融の演説 盡は一切諸法と云と同じ、然れば清淨妙理の義なり、虛融とは物に實跡なく、白を黒と云ても道理よく通し、衆生を佛と云も其義の聞ゆる様にあり、色即是空々即是色と談する意なり、

一實無相の開顯

是は法華の不思議の妙理をさして云ふ、開顯とは藏の戸を開て寶を取出し顯すか如く、佛出世の本意の珠を初て法華にて開き顯さし玉へるなり、

拔提河 一切經音義に譯して有金河と言へり、

雙林樹 具には婆羅林と云、此方には高遠と譯するなり、其林木は餘の林より高上なれば遠よりよく見ゆる故にしかいへるなり、又は堅固林とも雙林とも稱す、

結界の地 結界は佛の法を以て界を結び、外道魔物をして侵入せしめざるを云ふなり、

寂光土 又常寂光土ともいふ、大藏法數云、常寂光土者即理性土也、乃至即妙覺究竟果佛所居之土也、淨名錄云、修於圓教願行之因、因極果滿道成妙覺居常寂土是也

善逝 如來十號の一なり、大藏法數云、善逝者即妙住之義也、謂以无量智慧能斷諸感妙出世間能趣佛果、故號善逝と見えたり、

後五百歳 燈明記引大集經五十一曰、我滅度後初五百年諸比丘等於我正法解

脫一固、次五百年禪定堅固、次五百年多聞堅固、次五百年造寺堅固、後五百年多聞堅固百法隱沒云々

三昧 心思或は作業を、或事柄に專にするをいふ、

奈落迦

翻譯名義、或那落迦、此云不可樂、亦云苦具、亦云苦器、又單に奈落ともいへり、

補陀落山

梵語にて海島の意なれども、今は觀世音の一稱となれり、

九品

觀無量壽經、明上品、上上品、中上品、中々品、中下品、下上品、下中品、下々品之往生、

六根

眼耳鼻舌身意をいふ、根は萬物の本源の義なり、

日光月光

藥師經曰、有二菩薩、一名日光二名月光、於彼無量無數諸菩薩衆、最爲上首、

十二願主

藥師如來をいふ、十二願とは一我成佛時一切衆生如我得三十二、二身如瑠璃内外明徹、三不令衆生有所乏少、四悉令有情宏住道場、五無諸疾苦修梵行、六不犯禁戒皆悉清淨、七衆病逼者悉得滅除、八厭女身者便男身、九墮邪見者便得正見、十有遭苦難皆得解脫、十一飢渴所惱妙飲食足、十二無衣服者花鬘滿足、

左兵衛督

金勝院西源院本左馬頭とあり、直義此時は左馬頭にてありしなれば、其方をよしとす、

卷第十九

○光融院殿重祚御事

建武三年

毛利家金勝院西源院天正異本四年に作れり、思ふに光明帝の踐祚は建武三年にして即位は四年なり、

六月十日

八月十五日に作るべし、

光嚴院太上天皇重祚

参考云、當云光明帝踐祚、今出川家北條家南都作「光明院太上天皇重祚又非也、按諸實錄、光嚴院無重祚事、建武三年踐祚者光明帝也、然光明帝非太上天皇且非重祚、而此下專載光嚴帝事、蓋以光嚴總萬機誤爲再即位也云々、重祚の御位に、異本この下へ「即せ給ふ、抑此君は故入道相摸入道宗盛が亡びし時御位に即け進らせたりしが、三年の内云々」とつゞけたり、

○本朝將軍補任兄弟無其例事

正三位

正二位に作るべし、

宰相

左兵衛督に作るべし、公卿補任によるに、直義は三位左兵衛督にて終り嘗て參議に任せられし事なし、

縣守

左大臣島の子なり、

宇合 不比等の子なり、

繼繩 右大臣豐成の子なり、

小里丸 異本に小黑丸に作るを得たりとす、鳥養の子鎌足公五世の孫なり、

家持 帥大納言旅人の子なり、

古佐美 宿奈麻呂の子にて、孝元帝の裔なり、

乙丸 從三位古慈悲の子なり、

田村丸 苅田丸か子なり、

綿丸 大原王の子、天武帝五世の孫なり、

忠文 參議枝良の子なり、

象外 格外と云ふ如し、

五馬 遁齋閑覽、漢制太守、駟馬、其加秩中二千石、乃右驂、故以五馬爲貴、藩子眞詩話

曰、漢朝臣出使、爲太守、增一馬、故爲五馬、

名家儒林 日野家勸修寺家等を名家といひ、菅家江家などを儒林といふ、

○新田義貞落越前府城事

金崎城沒落 延元二年二月なり、

龍鱗鳳翼 杜子美集五云、攀龍附鳳勢莫當と注に楊子曰、攀龍鱗附鳳翼とあり、

周勃 史記、周勃者沛人也、其先卷人徙沛、勃以織薄曲爲生、高祖之爲沛公、初起、勃以

中涓從攻胡、剽後食、絳八千一百八十戶、號絳侯、

伊豆守 金勝院本伊豫守に作る、

津葉五郎 金勝院本云、名は清文、

伊自良次郎左衛門尉 金勝院本に云、名は秀宗、

新玉の年立歸りて この下延元三年の字あるべし、

二月中旬 毛利家本下旬に作る、

細川出羽守 天正本鹿艸彦太郎に作る、

熊谷備中守 三十二卷に義詮に屬せり、其所なるは直鎮と云ふものにて、こ、

の熊谷とは別人ならん、

篠塚五郎左衛門 金勝院本篠塚を藤鹽に作る、而して云、名は滋元、

眞柄 金勝院本眞柄に作る、

かし鳥威の鎧 惣體縹色の糸を以て威したるを云ふならん、かし鳥はかけすの事なり、はなだ色は此鳥の羽色に似たり、縹色に黒札の交りたる、恰もかし鳥のるり色の羽に、黒點あるに似たれば、かし鳥威とは名付しものなるべし、

かひしのぎの太刀 刀稜が舟の櫂の如し、平たく少し肉あるやうに作りし

太刀なり、權鎬太刀と書けば書くべし

葛新左衛門

葛は西源院本葛原に作る、

杣山

金勝院西源院天正本帆山に作る、

二千餘騎

金勝院本にはこれなし、

一時

西源院本一日に作る、

○金崎東宮并將軍宮御隱事

春宮

恒良親王なり、

鳩毒

鳩は毒鳥大さ鴟の如し蛇を食ふ、其毛以て酒に漉て之を飲めば則ち人を殺すなり、但しこは支那の事此所は汎く毒藥と見るべし

第七の宮

成良親王なり、

八億四千の念

貪欲、瞋恚、愚癡の三毒に、又三毒等分を合して四なり、是各二億

一千の念あり、

一念惡を發せは云々

法苑珠林曰、一念受一身、善念受天上人中身、惡念受

三惡道身、百念受百身、千念受千身、一日一夜種生死根、後當受八億五千萬難類、之身、

戸鳩

詩經七の曹風鳩篇云、戸鳩在桑、其子七兮、叔人君子其義一兮、其儀一兮、心

結兮、註戸鳩桔鞠也、亦名載勝、今之布穀也、飼子朝從上下、暮從下上、平均如一也、如

結如物之固結而不散也、子ども中よきにたどふ、

鵲鵲

詩經九の小雅常棣篇、脊令在原、兄弟急難、每有良朋、況也永歎、註脊令、雖渠水

鳥也、脊令飛則鳴行則搖、有急難之意、故以起興而言、當此之時、雖有良朋、不過爲之長歎、息而已、力或不能相及也、兄弟中よきにたどふ、

連枝同根

共に兄弟のことなり、

去々年

先年とあるべし、大塔宮の害せられしは建武二年にて、今年までに四年

なればなり、

○諸國宮方蜂起事

高田

西源院本に高圓に作る、

噉喙

魚口の上見る良なり、

○相摸次郎時行勅免事

天に跼り地に躋し

詩經正月の篇に出たる詞なり、

趙盾

史記趙世家、靈公既立、趙盾益事國政、靈公立十四年益驕、趙盾驟諫、及食熊蹯

肺不熟、殺宰人持其尸出、趙盾見之、靈公由此懼、欲殺盾、盾素仁愛人、嘗所食桑下餓人反扞救盾、盾以得亡、未出境而趙穿弑靈公而立襄公、弟黑臀是爲成公、趙盾復反任國、故君子譏盾爲正卿亡不出境、反不討賊、故太史書曰、趙盾弑其君。

犂牛之喻 論語雍也篇子謂仲弓曰犂牛之子騂且角雖欲勿用山川其舍諸朱註曰仲弓父賤而行惡故夫子以此譬之言父之惡不能廢其子之善如仲弓之賢自當見用於世也

○奥州國司顯家卿上洛并新田德壽丸上洛事

元弘三年 今川家南都本建武三年に作るをよしとす

其翌年 此段本文異本皆誤れり後醍醐帝の山門より還られしは建武三年十月なり

八月十九日 この上に金勝院本建武四年の字あり之をよしとす

細川阿波守 和氏なり

高大和守 天正本に云名は重茂なり

篁撓形 矢竹を撓める型なり河を流に添ひて斜に渡したるを云ふ

武藏の府 昔多摩郡にあり今の府中驛是なり

志和三郎 名は家長高經か長子なり

桃井播磨守 直常なり貞頼か子

○追奥勢跡道々合戰事

十一歳 誤れり義經元德二年に生れ貞治六年に薨せり時に年三十八之に由て

七ウ

見れは延元二年には八歳なり

七ウ

正月八日 延元三年のなり

高駿河守 参考云天正本作大和守按本文及諸異本前後作大和守今作駿河守

蓋非也

今河五郎入道 法號必省と云ふ俗名範國或は國範に作る

八ウ

蟠蜋蟬をうかふ 莊子山木篇莊周遊乎雕陵之樊觀一異鵲自南方來者翼

廣七尺目大運寸感周之顧而集於栗林莊周曰此何鳥哉翼殷不逝目大不覩蹇裳蹊步執彈而留之觀一蟬方得美蔭而忘其身蟠蜋執翳而搏之見得而忘其形異鵲從而利之見利而忘其真莊周怵然曰噫物固相累二類相召也指彈而反走說苑正諫篇にも斯る譬いでたりさて本文人間世は山木篇の誤りなるべし但し人間世は篇名にはあらで世の中の事にいへるか

○青野原軍事付囊沙背水事

蚊を殺すには其馬をうたす 馬は牛とあるべし史記秦本紀に宋義曰夫

搏牛之蝱不可以破蟻豎顔師古注以手擊牛可以殺其上蝱而不能破其内蝱喻方欲滅秦不可與章邯即戰也とあり本文暗記の誤なるべし

三浦新介 天正本三浦介高繼に作る

八ウ

宮内少輔

系圖によるに藤成と云ふ、頼成か子なり、

毗嵐絶て

瑜伽論音義曰、舊經中或作毗嵐婆、或作隨藍、此云迅猛風、世界の大風なり、水輪もこの風の力なりとぞ、

師冬

師直か養子、實は師行か子なり、

國司の勢十萬騎

毛利家金勝院本百萬に作る、天正本及難太平記三十萬に作る、

聊利を失ふ云々

参考云、按前段顯家率大兵赴京師、道路海戰皆勝、及至青野

原、兵威益強大、其勢不可敵、於是尊氏使高師泰等卒兵一萬守黑地、而顯家不能破之、卒引兵指吉野者、非無疑、據結城今云、青野原之戰失利云々、及此下師直使桃井擊顯家之語等考之、則蓋顯家陣青野原之時、有爲桃井等取敗、而太平記漏其戰者乎、前後固可疑耳、

直信

系圖に直常の兄、或は弟に作る、

安部野にて討死

参考云、按第二十一卷天下時勢粧段、顯家中流矢而死、公卿補任云、顯家時年二十一、

南都

一本南朝に作る、これよろし、

九ナ
九ウ
十ウ
十一ナ
十一ナ
十二ナ

卷第二十

○黑丸城初度軍事付 足羽度々軍事

去二月

は延元三年二月なり、

黑丸城

天正本云、黑丸入道覺性か構へたる要害なり云々、

行實朝臣

参考云、按系圖、行實者義貞妻勾當内侍之姪也、而本文以内侍爲行房女、故云爾耳、未知孰是、

長門守政經

本文十五卷經政に作るをよしとす、

細川出羽守

金勝院本云、名は孝基、而して義貞自害の段には、義續に作る、孰かはなるを知らず、

細屋右馬助

金勝院本云、名は秀國、

おざろに大早

おざろは甚たの義なり、

○越後勢越前事

老子經曰、治大國若烹小鮮、小鮮は小魚の事、烹鮮は國政の異名、

大井田彈正

参考云、按系圖、大井田氏經乃彈正少弼式部大輔也、今作二人者可疑、

○越後勢越前事

参考云、按系圖、大井田氏經乃彈正少弼式部大輔也、今作二人者可疑、

中條入道

金勝院本左近入道舜甫に作る、

富樫介

金勝院本云、名は高家系圖によるに、家通の子なり、

那多城

異本或は那谷城に作る、

靈神爲怒云々

抄に云く、貞觀政要一云、人怨則神怒云々、則災害必生、災害既生、則禍亂必作云々、此の文に據て云へるなるべし、

○震筆勅書被下於義貞事

震筆

震は宸の字をよしとす、

超涯

身分に過ぎたる事、

○義貞牒山門同返牒事

玄風

上古の風義といふ義なり、

四明之雲

抄に云く、叡山は源天台智者大師の餘流なりと云へども、天台の第十七祖法智尊者知禮法師は四明の金氏が子にして、天台の教法を通達の人なり、故に日本國より寂照を遣はして、惠心僧都の問目二十七箇條を尋らる、此時より別して通用の義ありし故に、叡山をも則おのづから四明とも云なり、

君王

異本書王に作る、これよろし、書王は即ち中書王尊良にて、金崎に於て自殺せり、

吞炭云々

豫讓が事によりてかけるなり、前に出たり、

蘇思

蘇は休なり、思をはらす、

驅金牛開路

蜀記曰、昔秦惠王欲伐蜀、路無由入、乃刻石爲牛、五頭置金於後、僞言此牛能屎金、以遺蜀、蜀侯貪信之、乃令五丁共引牛、塹山堙谷、致之我、都秦遂尋道伐之、因號曰石牛道、

飛火雞劫城

晉書列傳曰、江道宇道載陳留圉人、中軍將軍殷浩請爲諮議參軍、時羌及丁零叛、浩軍震懼、姚襄去浩十里結營、以逼浩、浩令追擊之、追進兵至襄營、謂將校曰、吾當以計破之、乃取數百雞、以長繩連之、繫火於足、群雞駭散、飛集襄營、營火發、因其亂而擊之、襄遂敗、

范蠡鬪黃池云々

史記越世家云、勾踐召范蠡曰、吳已殺子胥、導諛者衆可乎、對

曰、未可、至明年春、吳王北會諸侯於黃池、吳國精兵從王、惟獨老弱與、太子留守、勾踐復

問范蠡、蠡曰可矣、乃發習流二千、教士四萬人、君子六千人、諸御千人、伐吳、吳師敗、

否泰

易程傳曰、天地隔絕不相交、所以爲否也、天地陰陽之氣相交而和、則萬物生成、故爲通泰、

承和修大威德之法云々

承和は仁明の年號なり、案に文德帝の天安元年三月、惟喬惟仁位を諍ふ時に、惟仁山徒惠亮に命じて大威德の法を修せしむ、而後惟

三ウ

仁遂に帝位に即かせ玉へり、清和天皇是なり、今承和といへるは誤れるなり、
虎符 兵を徴す割符なり、

二年 天正本三年に作るを得たりとす、

寶祚 寶位なり、周易云、聖人之大寶曰位、

妖孽 説文云、衣服歌謠草木之怪謂之妖、禽獸蟲蝗之怪謂之孽、

孟軻有言云々 孟子梁惠王下篇、曾子曰、戒之戒之、出乎爾者反乎爾者也、

青鳥 漢武故事曰、七月七日忽有青鳥飛集殿前、東方朔曰、此西王母欲來、有頃王母

至、二青鳥夾持王母傍、使の事にも書簡の事にもいへり、

二年 是も天正本に三年に作るをよしとす、

○八幡炎上事

多田入道 金勝院本云、號は源了、

高木十郎 金勝院本云、名は政述、

松山九郎 金勝院本云、名は安里、

六月廿七日 今川家毛利家南都本七月二十七日に、天正本七月二十九日に作

○義貞重黑丸合戰事付平泉寺調伏法事

五ウ

四ウ

五ウ

六ウ

惣持 隨羅尼をいふ、又曰く遮惡持善なり、

建武四年 建武五年とあるへし、轉寫の誤りならん、

○義貞夢想事付諸葛孔明事

入道道猷 參考云、道猷北條家金勝院西源院南都天正竝作道猷、下皆倣之、按系

圖、左衛門大夫基任子有七郎基傳者伊豫房玄基姪也、道猷蓋此人耶、今川家毛利家

天正異本作兒島高德、下倣之、

孫權 字仲謀、堅之子也、兄策與弟權留富春遷于舒、堅死策年十七、往見袁術、得其父

餘兵、策十餘歲時已交結知名、舒人周瑜與策同年、亦英達夙成、至是從策起、策東渡江
轉鬪所向無敵、當其鋒者、百姓聞孫郎至皆失魂魄、所至一無所犯、民乃大悅、策既定江
東、欲襲許未發、故所殺吳郡守許貢之奴、因其出獵伏而射之、創甚呼弟權代領其衆、曰、
舉江東之衆決機於兩陣之間、與天下爭衡、卿不如我、任賢使能各盡其心、以保江東、我
不如卿、卒年二十六、

劉備 諱備字玄德、涿郡人、其先出於景帝子中山靖王勝之後也、有大志少語言喜怒

不形於色、身長七尺五寸、垂手下膝、顧自見其耳、江東關羽涿郡張飛與備相善、備起二
人從之、

曹操 字孟德、操父嵩爲官者曹騰養子、或曰夏侯氏子也、操少機警有權數、任俠放蕩

不治行業汝南許劭與從兄靖有高名共覈論鄉黨人物每月輒更其題品故汝南俗有月旦評操往問劭曰我何如人劭不答劫之乃曰子治世之能臣亂世之姦雄操喜而去至是以討賊起

步出齊東門云々

蒙求に晏子春秋を引て此の辭を載せたり步出齊城門遙望蕩陰里里中有三墳纍々正相似問是誰家塚田疆古冶氏力能排南山又能絕地理一朝被讒言二桃殺三子誰能爲此謀相國齊晏子

二桃殺三子

齊景公公孫捷田開疆古冶子の三勇士あり勇にして禮なし晏子公に言ひ之に二桃を餽て曰はく三子功を計りて以て之を食ふへしと捷は其搏虎功を計りて一桃を取り開疆は三軍を禦く功を計りて一桃を取る古冶子其水に入り元兇を殺す功を計る捷開疆と功之に及はすして先づ桃を取るを以て耻となし俱に死す古冶子曰はく吾ひとり生んは不仁なりと亦死す

殘に勝殺を棄ん事

論語子路篇子曰善人爲邦百年亦可以勝殘去殺矣朱註勝殘化殘暴之人便不爲惡也去殺謂民化於善可以不刑殺也

石を枕にし云々

晉書列傳曰孫楚字子荆太原中都人少時欲隱居謂王濟曰方欲枕石漱流誤云嗽石枕流濟曰流非可枕石非可嗽楚曰所以枕流欲洗其耳所以嗽石欲厲其齒

六ッ

○義貞馬屬強事

屬強

馬の進まぬ癖なり

閏七月二日

參考云按長曆延元三年以八月爲閏然長曆自今推古作之者也本文爲七月閏者實當時曆也不可疑

小具足

膝鎧脇楯小手すねあての類を着したるいふ鎧に具したる小具足といふ義なり但し膝鎧は着せざる事あり

手繩

金勝院西源院天正本厚總に作る

○義貞自害事

燈明寺

異本東卿寺或は東門寺に作る

細川出羽守

金勝院本云名は義續前と齟齬す

鹿草彦太郎

金勝院本鹿草彌九郎公相に作る

千鈞の弩爲鼯鼠不發機

鈞は三十斤の重さなり驢は小鼠なり抄に此句の下に萬石之鐘不以莛撞起音とあり

眞向のはづれ

胃の正面まびさしの端なり

義貞の死せし時の年齢

系圖には三十八と有り櫻雲記には三十七とあり中務丞重國

中務丞を天正本には彌五郎重國に作り西源院天正本に光範に

七ッ

八ッ

八ッ

作れり、

九オ

結城上野介 金勝院本下野守親露に作る、

金持太郎左衛門尉 金勝院本云、名は重興、

修羅場 戦場と云ふが如し、

九ウ

はゞき 是は刀身のつばもとにはめたる金なり、其形恰も人の足にはばきはき

たる如くなれば云なり、

鬼切 参考云、按鬼切者義貞赴越前之時、既藏日吉社、而今複出、可疑、

氏家中務 金勝院本八代八郎重邦に作り、西源院本氏家八郎重國に作る、

○義助重集敗軍事

季基 系圖によるに伊豫房玄基か子なり、

道猷 毛利家本道猷に作る、

十オ

閏七月十一日 金勝院天正本五日に作る、

○義貞首懸獄門事 付 勾當内侍事

呦々 毛詩第九篇鹿鳴篇云、呦々鹿鳴、

行房の女 系圖には行房の妹とあり、

羅綺にだも堪ざる貌 長恨歌の傳の辭なり、楊貴妃が華清宮の温湯より出

十ウ

で、力なくしてなよくしたる良なり、

唐垣 金勝院西源院天正本御簾に作る、

折らは落ちぬべき萩の露云々 是はあだなる靡き易き女のたとへなり、

源氏帚木卷の詞なり、

起きもせず云々 「起もせずねもせで夜を明しては春のものとてもなかく

らしつ業平の歌なり、

忘草生ふといふ浦 忘草は古へより憂事などを忘るゝといふにいひなら

へり、故に此も其忘草の生たる浦にゆきて、物思ひを忘れんとの義なり、

我袖の涙に 此歌の上句北條家南都天正本には「誰ゆるにやとる袂の涙とも

とあり、

十一オ

さそふ水あらば 古今集小町の歌にて「わひぬれば身をうき草の根をたえ

て、さそふ水あらはいなんとぞ思ふ」との意なり、

優曇花 三千年に一度現はるゝ時は金輪王出と云ふ、

淺津の橋 金勝院本麻生津橋に作り、西源院本淺生津橋に作る、

十一ウ

色紙 歌などかくべき料の彩色ある紙なり、

あらまされたる言 預じめ云ひたる言と云義なり、

○奥州下向勢逢難風事

春日少將

西源院本新田兵衛佐義興に作る、櫻雲記云、春日少將顯信新田義興八幡城に籠る云々あり、

魏徵

鄭公魏徵卒、太宗曰、以銅爲鏡、可正衣冠、以古爲鏡、可見興替、以人爲鏡、可知得失、徵沒朕亡一鏡矣、徵葬上自製碑書石、

第八の宮

諱は義良、即ち後村上帝なり、鳩嶺雜事記に、應安元年三月十一日住吉御所崩御、御年四十一、後村

今年七歲

上院と奉號し云々、據之、延元三年に遡れば、御年十一歳なるへし、

初冠

神皇正統記によるに、建武三年なり、今延元三年の事とするは蓋し非ならん、

○結城入道墮地獄事

彌帆

いやは重なるにて、本帆に對していひ、大船の舳に張る帆なり、

七旬

金勝院本八旬に作る、

大藏少輔

結城家譜によるに、道忠か子修理大夫親朝なり、

追責

責はかざるにて、追責とは追善の事なり、

旦過

旅僧の一宿の所を云ふなり、

三業

祖庭事苑云、攝論云、菩薩戒以身口心三業爲體、聲聞戒以身口二善業爲體とあり、

阿防羅刹

獄卒なり、牛頭人首にして、兩脚は牛蹄、力能く山を排す、剛鐵劔を持せりといふ、

庖人

料理人なり、

斃刀

肉切り庖丁なり、

一日經を書き

抄に云く、頓寫とて、多勢相集て、一部を書たつるを云ぞ、多分は法華の頓寫を以て本とするぞ、

若有聞法者

法華經第一卷の文句なり、法華の功德によりて、如何なる惡人も残りなく佛果を得ると云文なり、

眞諦

眞は眞實絶妄の義、諦は審實不謬の義にして、所謂眞如の意なり、

俗諦

俗は世俗なり、即ち世俗如實の理にして、忠孝等一性緣起の事を顯すをいふ、

卷第二十一

○天下時勢粧事

時勢粧

當時の状態なり、

曆應元年

參考云、按南朝廷元三年也、是歲五月顯家死于安部野、閏七月義貞死于越前、由此見之、所謂末者訛也、

大藏少輔

親朝なり、

猛虎の檻

文選四十一卷云、猛虎在深山、百獸震恐、及在檻穽之中、搖尾而求食、

窮鳥の翅

飛ぶこと能はず極めて困窮の譬なり、文選廿一日、鸞翮有時綴とあり、

涙眼云々

前の猛虎云々に對していへり、檻に落ちたる虎は涙眼にして光を放つ、威勢なき也、格物論に虎は一目は光を放ち、一目は物を看といへり、

九霄

前の窮鳥云々に對していへり、九霄は天なり、五雜俎云、數起于一而成于九、九陽也、故曰九天九霄之類、非必實有九也、猶號物之數謂之萬耳、本文宵は霄の誤、

大家の氏族

西源院本大家を足利に作る、

曲水

は三月三日の宴なり、公事根源に詳なり、

重陽宴

は九月九日に行はる、なり、此日は月と日と九陽の數に叶ふが故に、重陽とは申すなりと、是又公事根源に委し、

白馬節會

正月七日に行はる、青馬節會とも云ふ、馬は陽の獸にて青は春色な、これによりて此日に馬を見れば年中の邪氣を除くと云ふなり、公事根源に委し、

踏歌節會

正月十六日なり、人々に年始の祝歌をつくりて舞をまはせなどせられし故に踏歌とは申せしなるへし、公事根源に見ゆ、

三家

閑院花山院中院の三家なり、

五門

五攝家を云ふなり、

曲阜

魯都曲阜、周公位冢宰攝政、其子伯禽封於魯、因之攝政之居所曰曲阜、

宰相なんこ

異本この下へすくつゝけて、の言を聞ても心得かたのた、み字やと欺き廷尉北面とありて、路次云々とつゝけたり、又その行合ひたるを見ても、の下に、異本には、あはや例の長袖たれたる魚板鳥帽子よといひとありて、聲を云々とつゝけたり、

都鄙に歩を失

祖庭事苑曰、按莊子註、壽陵燕之邑、邯鄲趙之都、弱齡未壯、謂之餘子、猶孺子也、趙郡之地、其俗能行、故燕國少年來學步、既乘本性、未得趙國之能、舍己効人、失壽陵之故、是以用手踞地匍匐而還也、本文の都鄙は邯鄲の誤り、

○佐渡判官入道流刑事

小鷹狩 秋の鷹狩の稱なり、

霜葉紅於二月花

杜牧詩曰、停車坐愛楓林晚、霜葉紅於二月花、

建仁寺 京都にあり、土御門帝の建仁年中に建立す、開山は榮西禪師なり、

小門 西源院本北門に作る、

源三判官 秀綱なり、

打擲 金勝院南都本等刺殺に作る、

斷罪 斬罪に同じ、

五刑 笞杖、徒流、死の五なり、

腰當 毛皮にて、敷皮の如く作り、緒を付けてうしろ腰に當て緒を結ぶをいふ、又

引敷といへり、鎧の上に大小刀をさすに革にて腰當といふものを作りて用ふる

はこれ近世の新作にて古はなかりし由、貞丈雜記に見えたり、

空穗 矢を盛る器なり、其中空にして、外に毛皮をかけたり、其體粟の穗などに似

たればしか云ふなるべし、

成親 家成の子なり、

西光 俗名師光、

西景 俗名成景、

後二條關白 師通公にて師實の子なり、

時氏 政氏か子なり、

神崎 西源院本中島に作る、

○法勝寺塔炎上事

細煖 ほそくつは火屑なり、煖の字字書になし、細の字も借字ならん、

非想天 欲界の六欲天を打過て色界に十八の天あり、其上に無色界の四空所と

て、四天ある其最上の極の天の名なり、

金輪際 大地の厚さ一百六十萬由旬あり、其最下地を金輪際と云ふ、

金剛九會の曼荼羅 九會は一印會、理趣會、降三世會、降三世三昧會、成身會、羯

摩會、微細會、供養會、四印會なり、曼荼羅は輪圓具足して欠闕なきを謂ふなり、

鴈塔 只塔の事なり、釋氏要覽曰、西域記云、昔有比丘見群鴈飛翔、戲言知時、忽有一

鴈投下自殞、衆曰此鴈垂誠宣旗、厚德於是、瘞鴈建塔、

無熱池 抄に云く、阿耨達といふ、唐にては無熱惱と云なり、周り八百里あり、此池

中に住める龍王には熱惱なきが故に即名とするなり、上位の菩薩願力を以て化

して龍王と成りて世を救ると見たり、大智度論に出たり、

○先帝崩御事

三ッ

先帝 後醍醐天皇なり、

延元三年 天正本四年に作るを得たりとす、

不豫 天子の御惱みをいふ、尙書に弗豫と出づ、弗不共に同じ、

醫王 藥師を指す、又釋迦を稱して三界大醫王と云ふ、

善逝 十號の一也、瑜伽論曰、上昇最極永不退還、故名善逝、成實論云、佛有正道行施

等行、故名善逝、

耆婆 翻譯名義集云、耆婆或云耆域、或名時縛迦、此云能活、又云故活、影堅王之子善

見庶兄奈女所生、出胎即持針筒藥囊、其母惡之、即以白衣裹之、棄于巷中、時無畏王乘車遙見、乃問之、有人答曰、此小兒也、又問死活耶、答云、故活、王即勅人乳而養之、後還其母、耆婆經云、耆婆童子於貨柴人所、大柴束中見有一本光明徹照、名爲藥王、倚病人身照、見身中一切諸病、

扁鵲 史記列傳曰、扁鵲者勃海郡鄭人也、姓秦氏名越人、少時爲人舍長、舍客長桑君

過扁鵲、獨奇之、常謹遇之、長桑君亦知扁鵲非常人也、出入十餘年、乃呼扁鵲私坐間與語曰、我有禁方、年老欲傳與公、勿泄、扁鵲曰敬諾、乃出其懷中藥予扁鵲、飲之、以上池之水、三十日常知物矣、乃悉取其禁方書盡與扁鵲、忽然不見、殆非人也、扁鵲以其言飲

藥三十日、視見垣一方人、以此視病、盡見五藏癥結、特以珍脉爲名耳、八十一難經序曰、

秦越人與軒轅時扁鵲相類、故仍號扁鵲、

晏駕 天皇の崩御を稱す、前漢書天文志、宮車晏駕、章昭曰、凡初崩爲晏駕者、臣子之

心猶謂宮車當駕而出耳、

大塔忠雲僧正 中院贈太政大臣光忠の子なり、

神路山 伊勢外宮の邊の山なり、

三明的覺路 三明は一に宿住智證明、二に天眼智證明、三に漏盡智證明を云な

り、

妻子珍寶及王位 大集經十四虛空藏菩薩品の語なり、

秦穆公三良を埋 史記秦本紀云、秦穆公卒、葬雍、從死者百七十七人、秦之良臣

子與氏三人、名曰奄息、仲行、鍼虎、亦在從死之中、

始皇帝玉寶を隨 始皇本紀曰、葬始皇驪山、穿三泉下、銅而致、槨宮觀百官奇器

珍怪、徒藏滿之、

第七の宮 北條家南都本等、八の宮に作るを得たりとす、

崩御なりにけり 下に毛利家天正本等云、年五十二とあり、

北辰 星の名、論語に北辰の其の處に居て衆星これに拱ふが如しといふ語あり、

天子北に居て群臣の南面にして事へまつる狀之に似たれば譬としたる也。
無常の敵 止觀云、無常殺鬼不擇豪賢、危脆不堅難可恃怙。
一壺の浪に漂 中流にて舟の覆へるときは、一壺たりとも之を得て浮ウキとなすべし。

圓丘 仙境の山の名にして凡俗の到る所に非ず、故に天子の廟に用ゆ。文選註曰、向曰圓丘山名と抄にいへり、然れども此は只まろき丘と見てあるべし。

鼎湖の雲 史記封禪書曰、黃帝采首山銅鑄鼎於荆山下、鼎既成有龍垂胡髯下迎黃帝、黃帝上騎群臣後官從上者七十餘人、龍乃上去、餘小臣不得上、乃悉持龍髯々々、拔墮々々、黃帝之弓、百姓仰望黃帝既上天、乃抱其弓與胡髯號、故後世因名其處曰鼎湖、霸陵の風 霸陵は秦の莊陽なり、霸は水の名、漢文帝其上に葬る、改めて霸陵と云ふ、長安城東七千里にあり、本文は文帝の故事を用ひしにや、

末法 佛經より出づ、釋尊涅槃に入りてより千年間を正法といひ、其後の千年間を像法といひ、夫れより又一萬年の間を末法といふ、其意世を経るに従ひ、佛の教も只名のみ残りて、修行する人漸々になき時代をいふ、

御裳濯河 伊勢にあり、倭姫命此水にて裳を濯かれしより此名あり、筑波山云々 筑波山は常陸にあり、君恩の淺からず深きに云へり、古今集東歌

の筑波ねの此面彼面にかげはあれど君がみかげにますかげはなしに本づく、即ち本文の意は君恩に浴せんと欲するものなし、天下皆賊に従ふとなり、

仲連 齊人魯仲連遊於趙、聞魏使新垣衍勸趙尊秦爲帝、於是連見衍曰、彼秦者棄禮義而上首功之國也、彼即肆然爲帝、過而爲政於天下、則連有蹈東海而死耳、戰國策史記等に見ゆ

寧戚 三齊略記云、寧戚候齊桓公出、扣牛角歌曰、南山粲々白石爛々、中有鯉魚長尺有半、生不遭堯與舜、短布單衣纔至斛、從昏飲牛至夜半、長夜漫々何時旦、桓公召之因以爲相、云々

草昧 周易屯卦云、天造草昧、注造物之始始於冥昧、故曰草昧也、

孝景 景は惠に改むべし、高祖の太子、名は盈、在位七年なり、

造次 かりそめの時の義なり、論語朱註曰、急遽苟且之時、楠帶刀 正行なり、帶刀は東宮帶刀なり、皇太子守護の武士をいふ、刀を佩きて守護しまつる故にしかいへり、

○南帝受禪事

同十日 毛利家本曆應二年に作るを得たりとす、南朝の興國元年なり、大牲の祭 牲はいけにえ、神の供物なり、祭の差等によりて供物の多少あり、こ

の祭は重き祭にて供物も多しとなり、
悠基主基 天神悠基地祇主基を祭る殿の名なり、日本紀には齋忌次ユキズキとも記せり、齋忌とはイミキヨマル義にて神事のことなり、主基は齋忌に次ぎての御祭故の名なり、

○任遺勅被成綸旨事付 義助攻落黑丸城事

五ウ

家宰 論語朱註曰、家宰太宰なり、

北畠大納言 参考云、按關城書裏書、延元三年親房歸常陸、興國二年在常陸關城云々、親房詣吉野者無所見、

征西將軍宮 中務卿懷良親王なり、九州宮と號す、

御國忌 天子の御忌の事、

御中陰 抄に云く、此生の後又他生の前にある五陰を中陰と云なり、此間にして亡者のために修善すれば必ず善處に生じ、或は成佛すと定む、

七月三日 延元四年のなり、前後年月差違ありと知るべし、

河口 金勝院本藤島に作る、

六オ

同五日 西源院本七日に作れるを穩なりとす、

種經 天正本經種に作る、

六ウ

足羽の乾 乾を金勝院本東に作る、

細川 金勝院本鹿草に作る

淺倉 西源院本淺倉彦三郎に作る、

師治 系圖に師春に作る、師氏の子なり、

○鹽冶判官讒死事

佐々木三郎判官氏賴 天正本佐々木千手丸に作る、蓋し氏賴の小名なり、

七オ

眞都 天正本等眞性に、西源院本眞城に作る、

覺一檢校 檢校譜によるに、氏は明石、法名は心月といへり、檢校は盲人の官名、

平家を歌ひけるに 天正本に、覺一は當道の堪能にて節博士面白ければ聞

人耳を迷はさすと云事なし云々とあり、

あやめも不知戀 古今集に「郭公なくや五月のあやめくさ、あやめも知らぬ

戀をするかな」の歌あり、

更衣 金勝院本主殿司に作る、

淺香の沼 岩代安積郡にあり、菖蒲の名所なり、

五月雨に(歌)

今川家南都本云「五月雨に沼の岩かきうつもれて云々」また毛利家本に云「沼の眞こもの亂合て云々」とあり、

七ウ

菖蒲の前を給り 平家物語には頼政に菖蒲を賜ふ事を載せず、源平盛衰記

に此事あり、太平記とは大に異なれり、

善惡無サカナ よからぬ事を云ふ、

こぶひの昔 褒姒の事蹟によりたるなり、前に注せり、

玉顔寂寞淚欄干 長恨歌にあり、心中に思へど、聲には出さず、涙を流したる

さまをいふ、寂寞は人聲のなきをいひ、欄干は涙の垂るゝ、貞、

本あらの小萩 「我宿の本あらの小萩さきしよりよなく、月の影そうつろふ」

井出の山吹 「かはつなく井出の山吹咲にけり花のさかりにあはましものを」

我落ちにきこ人に語るな 「名にめてゝ、をれるはかりそ女郎花吾落ちに

きこ人に語るな」

黄昏時の夕顔 源氏物語に、五條わたり賤が家の軒に、白花さく、隨身して何の

花ぞと問はしめ給へは、あれなん夕顔の花と申す云々、夕顔の卷を見よ、

梅が香を櫻が色に 後拾遺集中原致時の歌に「梅が香を櫻の枝に匂はせて

柳が枝に咲かせてしかな」とあり、

笙の岩屋 吉野にあり、行律の僧侶の居る所なり、

沈の枕 沈の木にて作りたる枕、沈は沈香の略にて、熱地に産する香木の名、其節

ハ
ウ

木心固く重くして、水に沈むが故に此名あり、

かごご かくつけ言なり、

安濃が浦に引綱 「伊勢の海やあこきか浦に引あみのたび重なればあらは

れにけり」

錦木の千束 一尺許なる木を色取れるもの、古へ陸奥の俗に男女に逢はんと

する時は其門に立つ、女逢はんと思へは取入る、取入れされは男更に加へたて

ゝ、千束をかきりとすと云ふ、思ひかね今日たてそむる錦木の千束もまたて逢ふ

よしもかな」

兼好 ト部兼顯が子なり、つれづれ草の著者なり、

公義 作者部類によるに、橘範隆か子なり、

師直うれしげに云々 参考云、按師直非不知和歌者、其所作多載撰集、而本文

所言、頗似野人村夫、恐失實乎、

見ずも非ず云々 「見ずもあらず見もせぬ人の戀しくばあやなく今日や詠

めくらさん」

巫女廟の花 巫山の朝雲の故事なり、前に引けり、

半部 下は格子はた板などを打ちて、上にしとみをつりて外へあくるやうにし

九
オ

九
ウ

十
オ

十
ウ

たるを云ふ、

二十七日の曉 今川家本十七日の曉に作る、

懸狩 賭狩なり、

四郎左衛門 貞泰なり、

器用 其用ふべき事に相當の人の義なり、

右衛門佐 師氏にて時氏か子なり、されとも此には當らず、天正本此上直常も

大平云々より此までなし、是文義穩なり、

射するられて 打するられてに同じ、

八幡六郎 北條家本に八郎に作る、

此方へ打歸せ給へ 異本この次に、「大事を仰せられたる事に候へば委し

く申し候はんと招きける」とありて「山名云々つゞけたり、

二時 毛利家西源院本三時に作り、天正本に一日に作る、

豆州 山名伊豆守を指す、

山陽道 金勝院本山陰道に作る、

師氏 金勝院西源院本師義に作る、師氏後ち名を改めて師義といへり、本文及異

本前後一ならず、

十三ウ

馬の上にて腹切云々 系圖によるに、曆應三年高貞雲州宍道郷に於て自害、

法名類覺とあり、

石季倫か云々

氏族大全云、石崇字季倫小字齊奴、父臨終分財與諸子、獨不及崇、

母言之、苞曰、此兒雖小後能自得、及爲荊州刺史、使商客航海致富、胡曾詩曰、晋石崇致

富不貲、有別館在河陽金谷、時趙王倫專權、崇有妾云、綠珠、美而艷、善吹笛、孫秀使人求

之、崇出其妾數十人示之云、惟所擇、使者云、吾奉命索綠珠、崇云、綠珠吾所愛、不可得也、

秀怒乃勸倫誅崇、々々正宴於樓上、倫使者到門、崇謂綠珠云、我今爲爾得罪、綠珠泣云、當

致死於君前、因自投于樓下而死、乃車載崇詣東市、崇嘆云、奴輩利吾財、刑者云、知財致

害何早不散、崇不能答、崇母兄妻子俱被害、

金谷の花

金谷水は河南太白原に出て、東南に流れて金谷を歴、之を金谷水と

いふ、東南に流れて石崇か故居を經たり、

太平記註釋 下卷

卷第二十二

○畑六郎左衛門事

一カ 杣山の城

今川家毛利家北條家西源院南都本等云、去年九月杣山城陷云々、さ

て此段以下島津家南都本等第二十三卷に載せたり、第二十三卷は本卷脱たり、依
て二十一卷と編次相連申せず、事疑ふべきもの多し、

師重

第廿一卷師治に作るを得たりとす、

憑夷

抱朴子曰、憑夷華陰人、以八月止庚日、度河溺死、天帝爲河伯、

驪龍領下珠

止觀曰、明月神珠、在九重淵、内驪龍領下、

快舜

今川家南都本永尊に作る、

惡八郎

金勝院本等に云、名は爲頼、

缺唇

三つ口なり、

帽子兜

鎧頭巾なるべし、帽子兜に五枚冑を着ると云事見えたり、若し帽子兜に

して鉢あらは二つ重ねて着る事はなかるべければなり、

我國亂れて云々

是は周の時には非ず、事文類聚曰、昔高辛氏有犬戎之寇、帝

患其侵暴而征伐不克、乃訪募天下有能得犬戎之將吳將軍者、賜黃金千鎰、邑萬家、又

二カ

二月廿七日

興國二年即ち北朝曆應三年なり、

長尾新左衛門

今川家天正本等妹尾に作る、

五六十人

毛利家本五六人に作る、

豊原の北

異本或は平泉寺の北に作る、

金胴

一にから胴とも稱す、からは空の義なり、強力の士の鎧の下に着するもの

敷目

二色の糸を以て袖草摺にすちかひにしきりめを立て、色を替て威したる

ものなり、しめかきりめと云ふを略してしきりめと云ひ、又之を省きてしきめと

云へるなり、

熊野打の頬當

熊野にて鍛へ作りしものなるべし、

鎧の冑

五武器談に云く、革の馬鎧も有事故、紛れぬ爲に鎧のとは云たるなり、馬

三カ

太平記註釋 下卷

三ッ

鎧を上古は具装といひしなり、軍防令に見えたり、馬鎧は騎戦に用ふ、其膚不撓云々、孟子公孫丑上編に出たる詞なり、前にも註せり、障子の板、鎧の障子の板なり、綿上の上にあリ、障子を立てしか如き様したれば、はしかいふとぞ、

羿控弓、史記夏本紀正義帝王紀曰、帝羿有窮氏、未聞其姓何先、帝嚳以上世掌射正、至嚳賜以彤弓素矢、卦之於鋤爲帝、司射歷虞夏、羿學射於吉甫、其臂長故善射、聞及夏之衰、自鋤遷于窮石、因夏民以伐夏、篡帝相徙于商丘、而信寒泥以爲己相、寒泥殺羿於

桃梧、泥遂代夏立爲帝、史記正義帝王紀曰、寒泥襲有窮之號、因羿之室生、慕及豷、慕多力能陸地行、夏濕舟、史記正義帝王紀曰、寒泥襲有窮之號、因羿之室生、慕及豷、慕多力能陸地行、舟、使慕帥師滅斟灌、斟尋、殺夏帝相、卦於過、初夏之貴臣曰靡、事羿々死逃於有鬲氏、收斟尋二國餘燼、殺寒泥、立少康、滅慕于過、少康帝相子也、

開元、玄宗の時の年號、史記正義帝王紀曰、寒泥襲有窮之號、因羿之室生、慕及豷、慕多力能陸地行、舟、使慕帥師滅斟灌、斟尋、殺夏帝相、卦於過、初夏之貴臣曰靡、事羿々死逃於有鬲氏、收斟尋二國餘燼、殺寒泥、立少康、滅慕于過、少康帝相子也、

宋開府、開元二十一年冬十月、左丞相宋璟致仕して東都に歸る、范華陽曰、宋璟可爲賢相、見其始而知其終、沮其勝而憂其敗、明皇卒以黷武至於大亂、何其智之明歟、眞可謂賢相矣、

○義助被參芳野事并隆資物語事

九月十八日、延元四年のなり、

以管窺天、莊子秋水篇、用管闚天、用錐指地、不亦小乎、

聞途說塗、論語陽貨篇、子曰、道聽而塗說、德之棄也とあり、

七雄、史記提要曰、戰國之世合爲七雄、注曰、自元王以後爲戰國、十二國至此惟秦楚燕也、晉分韓魏趙齊亦改姓爲由矣、此七雄強大稱王、稱七雄其餘滅亡削弱無復論矣、

以不教之民戰、論語子路篇、子曰、以不教民戰、是謂棄之、

凡國有難君避正殿、六韜龍韜立將篇之語也、

山中を伺ひ云々、異本によりて山中伺候の勞を以て軍用を支へらるをと改むべし、

孟明視、百里奚が子、秦繆公が臣なり、

西乞術、蹇叔が子、繆公に仕ふ、

白乙丙、蹇叔が子、是等の事蹟史記秦本紀に詳なり、

○佐々木信胤成宮方事

小豆島、讃州寒川郡大串岬の北にあリ、

忠ある輩、異本には志ある輩に作る、

高土佐守、名は師秋、左衛門尉師行か子なり、

ひたぶる 一向なり、山田の引板にひたを言ひかけたるなり、
打ひたゝけて 取締なき義なり、

左のおほいまうちきみ 左は當に右に作るへし、右大臣兼季なり、

人目の中の關守や云々 人知れぬ我がかよひちの關守はよひく毎に打
もねな、んの歌伊勢物語にあり、

雨夜の物語 源氏物語箒木の卷にあり、頭中將式部右馬頭諸人が女の善惡の
品を定めあへる物語なり、

逢坂の關の岩かこ 拾遺集大貳高遠の歌に、逢坂の關の岩かこ踏鳴し山た
ちいつるきり原の駒、

ゆふつけ鳥 雞の事なり、

○義助豫州下向事

曆應三年 南朝の興國二年なり、

四月一日 今川家本三日に作り、西源院南都本三日に作る、

八葉の峰 比叡山の事なり、

千佛の座 過去の莊嚴劫の千佛現在にも賢劫の千佛出現し給ふと定めたり、

千佛の第一は拘那含佛といひ最後の佛をは樓至佛と云なり、三千佛名經に見え

たり、

無漏 漏は所謂煩惱なり、佛法三昧に入り有爲の妄想を除き寸毫の汚欲なきを

無漏と云、

三會の曉 佛祖統紀曰、世尊初會於金剛座上說法九十六億人得阿羅漢、二會於

城外華林園說法九十四億人得阿羅漢、三會復在華林園說法九十二億人得阿羅漢、

念佛三昧 凡念六品あり、一に念佛、二に念法、三に念僧、四に念戒、五に念天、六に

念施、諸佛の行因得果の功德を念するを以て念佛に云ふなり、

飛行の三鈷 弘法大師の行狀記に詳なり、明州の津にて投げ給へる三鈷、忽に

雲に入り、吾朝の紀州高野山に止まれりといふ、

瀧口入道 俗名時頼、齋藤茂頼か子なり、

兒島 西源院天正本等小豆島に作るをよしとす、信胤小豆島にあるよし上段に

見ゆ、

去年の春より當國に居住してあり、参考云、按第十九卷諸國宮方鑑起

段云、氏明聞義貞起于北國、潛逃京往伊豫、與土居得能合策起兵、云々、所謂義貞起于

北國、實延元二年也、而此云、氏明自去年在伊豫者、相齟齬、云々、

○義助朝臣病死事付 輓軍事

六ウ

八ウ

八ウ

九ウ

九ウ

同五月四日 曆應三年のなり、系圖に云、曆應三年五月五日義助卒、
司馬仲達が弊 異本か弊の間に「孔明が死せる」の文句入れり、これよろし、
修理大夫經氏 前に治部大輔とあり、
岡部出羽守 戦死の事は第十七卷にも出たり、今此に重出したるは別人なる
か并せ考ふへし、

海底の魚腹に葬 漁父辭曰、寧赴湘流葬於魚腹中、

大可嶋 西源院本大炊嶋に作る、

世田の城 南都本世良田城に作る、

曼荼羅を書て縋に懸 縋に曼荼羅を書きしと見えたり、詞前後に聞ゆ、古代
の武士佛法を尊信せしが故にかゝる風俗もありしなり、

十死一生の日 抄に云く、酉巳丑々々と、正月より次第に十二月までに當つ
るなり、又萬死一生の日は戌酉申未午己辰卯寅丑子亥と正月より十二月までに

あつるなり、

あひの鞭 間の鞭とも書けり、弓射る間に鞭をあつることか、

二千餘騎 天正本三千餘騎に作る、

通郷 金勝院本通野に作り、西源院南都本通理に作る、

富田 西源院本富士に作る、

高市與三左衛門 西源院本市の下に野の字有り、與三を今川家西源院南都

本三郎に作る、

○大館左馬助討死事付篠塚勇力事

日比の與 異本には日比の澳とあり、然るへし

畠山庄司次郎重忠 平重能の子なり、本文重忠にとある「に」にはにの意なり、

隱岐嶋 南都天正本等陰嶋に作る、

四十五尋 異本十四五尋とあり、これよろし、

十ウ
十ウ

卷第二十三

○大森彦七事

曆應五年 三年に作るへし、義助氏明か死は曆應三年にして且結文と齟齬す
れはなり、

柳裏の五衣 表白裏青なる五重の衣なり、但し重ねの下程青色濃きなり、

羅綺にだも不勝姿 長恨歌にあり、羅綺はいろとりたるうすきぬをいふ、力
のなよくと弱く見ゆる義なり、

白玉か何ぞ 伊勢物語に、在原業平藤高子を盗み出し負ひて逃れし時に、白玉
か何ぞと人のとひし時露とこたへてけなましものをと詠めり、

鱗をかつぎて 鱗を被りたるなり、

吉日を定め 今川家北條家南都本等、五日十五日夜なり云々、

江豚 南越志云、江豚似猪居水中、

二三番 南都天正本等、式三番に作る、

六道四生 地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上、之を六道と云ひ、胎生、卵生、濕生、化生、之
を四生と云なり、

一
二
三

一
二
三

摩鉸首羅王 新華嚴經音義云、正云摩醯濕伐羅、言摩醯者此云大也、濕伐羅者自
在也、謂此天王於大千世界中得自在故也、

欲界の六天 四天王天、忉利天、夜摩天、都卒天、樂變化天、自在天也、いづれも尚飲
食嬉欲等の念あるか故に欲界と云ふ、

千頭王 一首にして千頭ある姿なり、

一翳在眼 一翳は僅の曇り、空花亂墜は目のちらくする事を云ふなり、

熊の手 毛利家金勝院南都本等、猿の手に作る、

牛の頭 金勝院本牛の角に作る、

大勢 金勝院西源院本數百人に作る、

百餘人 金勝院西源院本三百餘人に作る、

金醯にて焼碎 この下はさみの字異本にあり、補ふべし、

善法堂 忉利大善見城西南にあり、衆集て如法不如法を論す、

三毒 貪欲と嗔恚と愚癡となり、

啓白の鐘 啓白とは願文の類、佛陀に祈請する時よむものなり、其時に鳴す鐘
を云ふ、

○就直義病惱上皇御願書事

一
二
三
四
五

五
同二月五日 曆應五年のなり、

泰山府君 陰陽師家は閻羅天子、五道天神、泰山府君、天宮、地宮、水宮、司命、司祿、本命神、開路將軍、土地靈祇、家親文人、おほよそ十二神を祭るなり、

倉公 史記列傳云、太倉公者齊太倉長臨菑人也、姓淳于氏名意、少而喜醫方術、高后八年更受師同郡元里公乘陽慶、年七十餘無子、使意盡去其故方、更悉以禁方予之、

傳黃帝扁鵲之脉書、五色診病、知人死生、決嫌疑、定可治、及藥論甚精、受之三年爲人治病、決死生多驗、云々、

華佗 字元化、魏沛國人也、遊學徐士、兼通數經、曉養性之術、年且百而猶有壯容、時人以爲仙、

持明院上皇 光嚴院なり、

巨川之濟涉 尙書曰、若濟巨川、用汝作舟、

沃眇身之心 眇身は帝の自遜し玉へる辭、沃は灌漑なり、

無聊 頼もしげなきなり、

幽陵 幽玄の山陵と云ふ義、又幽魂の意ともなれり、

懇棘 詩經注曰、棘は急なりとあり、然れば懇誠の意なるべし、

彌天 天下に滿ちわたるなり、

尊勝供 尊勝陀羅尼の供養、

華夏純熙 華夏は都の事なり、中華大夏の義、純は緝に作るへし、兩都賦曰、揚緝

熙、宣皇風、注云、緝光明なり、然れば今の意は病患平愈せは天下花洛安清にして、帝德皇威も日に益さんとなり、

曆應五年二月日 この下異本に、太上天皇の御名あり、

公時 菅原公業の子なり、

○土岐頼遠參合御幸致狼藉事付 雲客下車事

土岐頼遠 伯耆守頼貞の二男にして、土岐七郎といへり

同九月 興國四年北朝の康永元年なり、

栖墀 墀の字を遲に作るへし、毛詩に衡門之下可以栖遲とあり、爾雅には棲遲游

息也と注せり、又文選には謂優遊也と云へり、俗に遊山休息の所と云ふ意なるべし、墀は坪の字なり、ニハと訓む、故に穩ならず、

行春 下野守時元が子なり、

召次 近侍の大臣なり、

彼方人のたご動靜まる程 彼方は遠方に同じ、タトは夕との誤なり、もはや夕暮になりたりとての義、

竹林院の中納言公重 公卿補任によるに、北條家南都本等大納言に作るを得たりとす、西園寺流なり、今出川内大臣實衡の子なり、後相國に登り從一位となれり、

御後に被打けるが 馬に乗つて後乗の列にあるを云なり、三十輻 老子の注に曰、古者車三十輻法日數也とあり、輻とは軸より輪へ出したる木を云ふ、三十輻は此木の三十本あるの義なり、輻を國語にヤといふ、

車裂 釋名云、車裂肢體分散也、

いしかりし(歌) 今俗においていしと云に同じ、味の旨きを云ふ、

華夷 異本には華夏とあり、然るべし、帝都の義に用ひたるなり、

毛沓 騎射の時はくものにて立揚ある沓を云ふ、立揚とは沓のふかく脛の處まで、はくやうに捲へたるものなり、

酒あたゝめ云々 唐詩云、林間煖酒燒紅葉、

懸もはづさぬ車 牛をはづして停めず走りゐる車の事、

布引 俚言集覽に云く、此布引は引もきらず群集する事なり、又別に布を争ひ引く戲あり、

笏 異本或は扇に作る、

弘安の格式

弘守禮節の事なるべし、後宇多院弘安八年に定められたる官階書式等のよし、いひ傳へたり、されども壺井義知の官職浮説或問には、龜山上皇洞中の禮に定めたまへるものは實説なり、釋家官班記に見えたりとあり、

卷第二十四

○朝儀年中行事事

年中行事 一條兼良公の公事根源一卷あり年中行はる、儀式の事載せて詳

なり、參考すべし、

狼戾 衰微の意に用ひたり、

四方拜 正月元日に天皇親ら天地四方山陵を拜し玉ひて、年災を祓ひ寶祚をも

祈り玉ふ事なり、

屠蘇白散 三箇日の間に此事あり、藥子とて小女の未嫁の者を求て充つ、一献

にまづ屠蘇を酒に入て藥子に飲ましめ、次に銀器に入て配膳に傳ふ、後主上へ奉
るなり、一日は四位、二日は五位、三日は六位藏人の役なり、さて二献に神明白散を
供し、三献に黃障散を供す、嵯峨天皇弘仁年中より始まれる儀なり、

朝賀 朝拜とも云、辰時に主上大極殿に行幸ありて行はせ玉ふ儀なり、群臣禮服

を着して再拜する事即位の儀式に異ならず、此時奏嘉瑞とて二人の者庭に進て、
去年目出度嘉瑞共のありしを國々より申したりしを記して奏するなり、

小朝拜 此事は唯臣下として元日にてあれは天子を拜し奉るへきよし申うけ

て行ふ公事にて、朝拜の略式なり、故に朝拜あるに於ては行はれず、

七曜の御曆

中務省より奉る、日月火水木金土の七曜を注したる常の曆なり、

腹赤の御贄

腹赤の御贄とて魚を筑紫より奉るなり、昔はやがて節會などに

供しけるにや、腹赤の食樣とてくひさしたるを皆取わたして食ひたり、景行天皇
の御宇、筑紫の國宇土郡長濱にて海人之を釣りて奉る、其後聖武天皇の天平十五
年正月十四日太宰府より之を奉りける、是よりして年毎の節會に供すべきよし
定めおかれたるなり、腹赤とはますといふ魚のことなり、

氷樣

宮内省より奉る、去年氷を納めたる處々の様を元日節會の序に奏聞する

なり、厚さ薄さ如何程の寸法に侍るなどこまかに奏して其ためしとて後には石
瓦のわれを奉るなり、延喜式にも氷池ヒイケ風神フウガミの祭など侍り、氷の多かる年は聖代の
驗、氷の少きは凶年にて侍れば、氷の御祈とて大法秘法を行はれしにや、後々もよ
く氷りて目出たきよしのためしを奉れりとぞ、

立春の水

去年御生氣の方の井を點して蓋をして人に汲ませず、立春の日主

水司内裏に奉れば朝餉にて之をきこしめすなり、年中の邪氣を除くとしてする事
なり、

子日の若菜

内藏寮并内膳司より正月上の子日之を奉る、寛平年中より始ま

る事にや、延喜十一年正月七日に後院より七種の若菜を供す、尋常の七種の菜は、なづな、はこへら、芹やをな、御形ゴキヤウす、しる、佛の座なり、

卯目の御杖

持統天皇三年正月上の卯日大學寮より奉るよし日本紀にあり、又仁壽二年正月に諸衛祝杖を献して精魅を逐ふと見えたり、之を以て惡魔をはらふ心地なり、延喜式に正月卯日兵衛督以下参りて御杖を奏する儀あり、種々の木をも五尺三寸つゝ、に切りて二束三束に結びて奉るを御杖と云由見えたり、

視告朔

これは百官の行事上日をしるして月毎に天子の御覽せらるゝなり、告朔の文をみそなはずと申す意なり、大極殿に出御なりて見給ふ、天武天皇五年九月には雨によりて告朔なしと日本紀にあれば此時より前に始まりぬとは知りぬへし、論語にいへる告朔とは意替れり、此事或は一日にあり又四日となり、視告朔と書てたゞかうさくと訓するなり、

殿上の内論議

十四日は御齋會の結願なり、内論議は殿上にて行はる、御物忌の時は南殿にてあり、問者講師などなりて御前にて論議するか故に内論議とは云なり、

七種の御粥

白穀大豆、小豆、粟、栗、柿、さゝ、げ、を七くさと稱す、此粥を食すれば年中の邪氣を除く云ふなり、

宮内省の御薪

是は百官悉く薪を奉りて宮内省にをさめらるゝなり、其數なとは延喜式に見えたり、天武天皇四年正月十五日百寮諸人薪を奉る事あり、御薪は之をみかまきとよむへし、

秋冬の馬料

官人の乗馬飼養料にして、聖武天皇の時より給はる、委しくは延喜式にあり、

諸司大糧

庸米を衛士仕丁等に給ふ、之を大糧といふ、

射禮

是は十七日に建禮門にて行ふ、十五日に先兵部省の手つかひと云事ありて射手を調へ定むる儀式あり、正月なければ三月にも行はる、若三月なれば日次は十三日なるへし、天智天皇九年正月に大夫士に詔ありて宮門の外に大射すとはや始めならん、又一説に天平二年正月十四日に始まりと、何れか是ならん、

賭弓

十八日なり、天皇弓塲殿に出御せられて弓を御覽す、左右近衛左右兵衛四府の舍人どもの射るなり、左右の大將射手を奏せらる、勝の方は負の方に爵酒を行ふ、又勝の方舞樂を奏す、大方近衛の管領にてあれば事はて、後大將射手に饗を賜ふ、是をかへりのあるじと云ふ、

神祇官の御麻云々

是は毎月の晦日に奉る、贖物は身の禍を贖ふものと云意にて、人形を作りて身の代とする事同じ意なるにや、

院の尊勝陀羅尼

是は吉日を撰びて行はるれば、定日なし、

中春兩宮の御拜賀

二三兩日の間なり、中宮大饗玄耀門の廊にて行る、なり、春宮は儲君の御坐所をさして云ふ、

東寺の國忌

正月四日は村上天皇の母后の御國忌なり、天曆九年の正月に天皇宸筆をそめられ法華經をあそはして弘徽殿にて御八講の儀侍りきと云ふ、そもく國忌には定まれる日はあるへからざるか、先皇等の崩薨の日による事なるへし、殊に東寺と云語いぶかし、尋ぬべし、

叙位の議白

五日に大臣以下左仗の座に着きて先事を催し行ふ、次に藏人して諸卿を召す、公卿射場殿にて宮文をとりて次第に御前の座に着く、關白并に執筆めしに依て同座につく、推古天皇十一年十二月に始めて十二階の官位を置かる、天智天皇十四年正月に諸王諸臣に爵位を給ふと見えたり、主上或は執柄などの衰日にあたれる時は六日に行はる、なり、

御弓の奏

七日なり、兵部省より奉る、爲天子射禮供御弓也、

御齋會

是は大極殿にて八日より十四日まで七ヶ日の間最勝王經を講せられて朝家を祈り申すなり、天武天皇の御宇に始まり、桓武帝の延暦二十一年正月より常式とはなれりとぞ、

眞言院御修法

弘法大師大唐の内道場に准して、此院を宮中に申立て、承和元年より初て行はる、なり、

大元法

治部省にて七日間行はる、藏人、内藏寮の官人を以て御衣を給ひて壇所に送りて御祈をいたさしむ、結願の日は御衣を元の如く返上するなり、常曉律師(仁明帝の承和五年入唐す)より始まる、

女叙位

八日なり、女房の位階を叙せらる、事にて、隔年に行はる、其儀式大方は叙位に同じ、年毎に申文を出して必ず五位の位をたまふなり、持統天皇の御宇正月に内親王以下の位を賜ふとあるは、女叙位の初めならん、

外官の餘白

縣召の除目なり、外官とは諸國の司にて、あかたは田舎を云ふなり、或日は十一日より十三日まで三日間なり、即ち京官の除目に對して云ふにて、地方官人に官を賜ふなり、

釋奠

二月と八月の上の丁の日に必ず行はる、もし日蝕國忌祈年祭とに當れば中の丁にあり、大學寮にて行はる、孔子并に十哲の影を祭らる、孝經禮記などを講せられ文章博士題を出す、此は文武天皇大寶元年二月に始まる、禮記の王制に榮を釋き幣を奠きて先つ師を禮すとあり、この故に釋奠とは云なり、

春日祭

二月と十一月の上申日に行はる、まつ未の日使たつ近衛の中少將つと

むすべて賀茂祭の如し、清和天皇貞觀元年十一月九日に始まれり、

率川祭 春日祭の明くる日行はる、藤氏南家の口傳に率川の社は右大臣コレトモ是公の建立と云へり、

大原野祭 年二度あり、此神社は后宮のまゐらせ給はんため、春日の本本社社遠きによりて都近き所にうつし奉らる、されは大原野行啓など申すなり、仁壽元年二月より始まれり、

京官の除目 是は三月三日より先に行はるへき事なれと後には秋の除目となれり、冬にも及ふなり、京にある諸司を任せらる、故に司召と云ふ、必夜分に行はる、ことにて一夜或は二三夜に亘ることもあり、

祈年祭 豊稔を祈る祭なり、神祇官にて二月四日行はる、天武天皇四年二月に始めてこの祭あり、

列見 二月十一日上卿辨少言納外記史など参りて太政官にて行へる公事なり、六位以下の藝能ある者を撰て、式部兵部の二省より率してまゐれるを、上卿のそれを召しよせて器量をみる義なり、

位祿 是は奉公の勞に依り群官百寮に祿を給ふ事なり、大寶元年八月に五位以下皆大藏省に至るまで祿を受くことあり、是を始めとやいふべき、

季の御讀經 二月八月に大般若經を講せらる四ケ日の事なり、第二日には引茶とて僧に茶を賜ふ事あり、天平元年四月八日にはしめらる、

仁王會 吉日を撰ひて行はる、或は三月なり、仁王護國般若經を講せしむるなり、御燈 天子の北辰に燈明を奉るをいふ、昔は北山靈岩など云所にて、高峰に火をともして北辰に供せられける由、一條院の御記にも見えたり、延暦十五年三月に始めて祭らる、とぞ、

藥師寺最勝會 三月七日より最勝王經を七日間講せらる、天長七年より藥師寺にて行はれたり、この寺は天武天皇の御願なり、

石清水臨時祭 三月中旬日なり、天慶五年四月廿七日始めて此の祭ありき、是は將門の逆亂の時祈り申されけるに、八幡大神自ら將門か首を斬り給ひけることなん、其報賽のために臨時の祭を奉らる、天祿二年より常式となれるなり、

東大寺華嚴會の授戒 是は三年に一度あり、孝謙天皇天平勝寶六年に、唐の鑒眞和尚來朝せしかば、東大寺に戒壇をたて、天子以下菩薩戒を受け給ひき、是より東大寺の受戒といふ事は初まれり、

鎮花祭 是は大神狹井の二祭を云ふと神祇令に載せたり、春花の飛ひかふ頃は疫神分散して人を悩ますか故に、彼を鎮めん爲めに此祭はありとかや、神祇官に

て行はる、

主水司始て氷を奉る。四月一日より九月晦日まで是を奉る、

兵衛府御扇を進る。是は孟夏の句を云へるなり、二献の後内侍扇を入れたる柳篋を持ちて御屏風の南の端に置く、其を出居の次將とりて王卿の座の前につきて扇を分ち給ふなり、扇の拜とて最興ある事なり、四月一日に行はる、

山科祭 上巳日なり、此社は宮道氏の祖神なり、寛平十年より祭は初まれり、

平野祭 上申日なり、延暦に此神社をは造立ありて貞観にかの祭禮を始行せらる、臨時の祭あり、寛和元年四月十日より始まる、此社第一の御殿は源氏、第二は平氏、第三は高階氏、第四は大江氏、第五は縣神とて中原清原菅原秋篠四姓の祖神にてましますなるへし、

松尾祭 貞觀年中に始まる、大寶元年に秦の都理と云ふ人始めて神殿を建立せ

しとぞ、大山咋神の御事なり、比叡山の神と同體にてましますへし、上申日行はる、

杜本祭 河内國にある神社なり、祭は上申日なり、午日使たつ、仁和五年四月に祭は始まれり、

當麻祭 日は杜本祭と同じく上申日なり、神社は大和にあり、

當宗祭 神社は河内國にあり、祭日は上酉日午日使たつ、宇多天皇の御外祖父は

當宗氏なるによりて、仁和五年四月十四日にはしめて行はる、

梅宮祭 承和の比より此祭は始まる、永延以後毎年之事とは成たり、此社は仁明天皇の御母橘太后の祖神なり、承和年中に始めて朝廷より祭を奉らる、橘氏の祖神なるへし、

大神祭 四月上卯日に行はる、大物主神を祀らる、

廣瀬立田祭 兩社共に大和にあり、祭日は廢務なり、年二度行はる、大忌風神の

祭と云は是なり、風水の難を除きて年穀の豐を祈るにや、天武天皇四年四月に風神を龍田の立野にまつり、大忌神を廣瀬の川勾にまつると、日本紀に見えたり、

妃夫人嬪 妃は桓武平城嵯峨に引き續き置かれたれど、其後には醍醐の時一人あるのみ、桓武の朝、既に夫人藤旅子の薨後に妃を贈りしより、次きて嵯峨の朝には、夫人多治比高子を妃に陞せられたれば、大寶令の皇族の名目なる制は、壞れ初めたるか、是れと同時に妃の名は廢して置かれず、夫人も嵯峨までにて、淳和以來は絶えて見えず、嬪は天智文武兩朝の後、史に見えず、要するに此三等の名目は、大方嵯峨の朝まで絶えしなり、

准蔭の位記 父祖の蔭によりて、位を得るを蔭位といふ、通例叙位は廿五以上に限るを蔭を以て出身するものは、年二十一以上たり、三位以上の蔭は子孫に及

ひ四位五位は子に及ふ、即ち正從一位の嫡子は從五位下、庶子は正六位上、從五位の嫡子從八位上、庶子從八位下に叙せらる、此間等差あり、

擬階の奏

擬は議にて誰々を加階せられよと議する奏なり、二月の列見の時、の成選短冊を式部兵部の二省よりもて參れるを、大臣の奏聞する儀なり、

灌佛

神事に當る日は行はれず、灌佛ある時は九日より御神事を始めらる、御殿の母屋の御簾を垂れて晝御座を撤して、其跡に山かたをたてたる佛の生れ玉ふけしきを作りて、絲にて瀧をおとし色々の作物あり、北の方に机を立て、鉢五に五色の水を入れらる、布施の事種々の儀あり、御導師の僧まうのほりて佛前の作法終りて、鉢の水を一に汲み合せて先づ御導師灌佛す、公卿次第にす、みて笏をさし膝行して、瓢をとりて水を汲みて灌佛して後禮佛す、導師布施賜はりて退く、此の佛生會は推古天皇より始まる、釋迦如來の俱毘藍城にて生れ給ひける時、天龍下りて水を灌きて釋尊にあふせ奉りし事より起れり、

齋内親王の御禊

賀茂の祭を行はせらる、につき、四月中の午の日齋院紫野の有栖川に出て、御そきし玉ふをいふ、

國の祭

賀茂の本祭なり、欽明帝の御宇四月に吉日を選て祭らる、由所見あり、又和銅に詔ありて山城の國司之を檢察すと見えたり、

關白賀茂詣

初度には日次を擇ひて此事あり、天祿二年九月二十六日攝政太政大臣謙德公伊尹賀茂詣の事あり、是攝關の人の賀茂詣のはしめなるべし、この事は必ず賀茂祭の前の日ある事なり、種々の舞などあり、

賀茂祭

中の酉の日なる、ひつじの日先づ上卿陣に着きて六府を召して警固のよしを仰す、當日の使は近衛中少將つとむ、昔夢の告ありしより今日人々葵桂の鬘をかくるなり、賀茂松尾の社司前の日よりしかるへき所々へ奉る、欽明天皇の御宇より此祭は初まれり、下賀茂の御祖、上賀茂の別雷二の神祭なり、

被馬

日本紀に、莊馬^{カザリウマ}飾騎^{カザリウマ}など見えたり、されど其飾りの製詳ならず、的塲勝美氏の飾馬考には、今の唐鞍の如き物ならんとせり、さて唐鞍とは其具を皆唐風にせし故との説あり、又小泉保敬氏の説には、昔時何にても世に一際清く勝れたる物を稱て唐何^{カラナニ}と云し事あり、其は唐珠唐衣唐匣の類也、さて其唐は借字にて明の意なるへく、明は穢きの反對にて是即清く勝れたる物をいふ、然れば此馬の飾も他に勝りて美しく見處ある物なれば唐鞍とは云なるべしといへり、猶考ふべし、其飾る具には杏葉雲珠^{キョウエツウンジュ}などあれど一々記さず、飾馬考に就て見るべし、

吉田宮祭

子の日三あれば中の子日なり、中納言山蔭卿貞觀の比はひ建立して、一條院永延元年より官幣を奉らせ玉ふ、春日の社と同躰なり、

駒牽

二十八日なり、八月もあれども意はかはれり、天子武徳殿に出御ありて觀覽あり、來月騎射の馬射手人などを今日御覽せらる、けしきなり、貞觀の比より始めらる、小月の時は二十七日なり、延長五年は五月三日に駒牽ありと見えたり、

神衣祭

神祇令に載せたり、神服部カハトリ潔齋して三河赤引の神調カヅキの絲をもて神衣を織る、又麻績連と云ふ、氏人麻をうみて敷妙の和衣を織りて、神明に奉るを、神衣祭とは申すなり、

三枝祭

率川祭をいふよし神祇令に載せたり、三枝の花をとりて酒樽をかさる故に、三枝祭とは云ふなり、三枝はさいくさと訓す、

菖蒲並に花を献る

六府あやめの興を南殿の階の東西にたつ、又時の花を折りそへて同じく置く、四日は朝餉の庭に於て之をたつ、主殿寮所々に菖蒲を貰く、天平十九年五月より詔ありて百官諸人悉く菖蒲の鬘をかくべし、其かざらん者は宮中に入るへからずと定めらる、弘仁式にも菖蒲艾花など、三日は早旦に南殿の前におくどあり、

走馬の結番

三日は左近の荒手結、四日は右近の手結なり、

端午の祭

天皇武徳殿に出御なりて宴會を行はれ、羣臣に酒を賜ふなり、内辨なども四節に同じ、人々皆あやめの鬘をかく群臣に藥玉を給ふ、五色の糸を以て

臂にかくれは惡鬼を拂ふと云ふなり、後に騎射の事あり、大將射手の奏をさる、左右近衛馬にのりて弓を射る、之をむまゆみともいへり、推古天皇の御宇よりばしまる、

藥玉

其はしめ漢土より起りて皇朝にも世事となれり、其造なせる様は五綵の糸にて菖蒲艾などを貫たるものなり、其を後には撫子あぢさゐ其他色々の花ともしてかされるよし、新古今集の歌などにてしか覺えたり、此國にては嘉祥二年五月にはしめて群臣に藥玉を給へるよし見えたり、内裏には此藥玉を糸所より奉りて御帳にかけられ、群臣にも賜はる事あり、さて糸所より奉れる藥玉を、去年九月九日に御帳にかけられたる茱萸の囊、且つ御前におかれたる菊瓶など、共にとり拂ひて、藥玉をかけて九月九日まで之をおくこととぞ、さてかくる所は夜の御殿の御帳の東の柱にかくるよしなり、是は邪鬼を拂ひ疫を除く術なりと云ふ、

日吉祭

四月中申日なり、松尾社と同体なり、延久四年四月二十三日に祭を初めらる、

最勝講

四箇の大寺即ち東大、興福、延暦、圓城寺の僧中に稽古の聞えあるを擇ひて定む、證義講師聽衆などあり、最勝王經を清涼殿にて講せらる、なり、一條院の

御宇寛弘の比より始まる、或は長保四年よりとも申すなり、五日の間の儀式日毎に同じ、

忌火の御飯を供す

内膳司より奉れるを、大床子の御座にて供するなり、景行天皇の御時よりはしまる、忌火とは火を忌む意なり、神事の時は不淨の火を打ちかふるを云ふ、是は月次神今食の御神事を始めらる、なるへし、

中務省御曆を奏す

是は十一月の事なるを、此處に誤れるものなるへし、

造酒司醴酒

醴酒はあまさけ、こさけ、ひとよさけなど訓す、今日造れば明日は供するなり、七月三十日まで日毎に奉るなり、應神天皇の御時より始まれり、

御體の御占

神祇官の官人一日より本官にこもりて之を占ふ、上卿十日に参りて侍につきて奏聞す、此は主上の玉體に御つゝ、しみあらんことを占ひ奏する義なり、白鳳四年にはしめて行はる、

月次祭

十一日なり、六月十二日に二度諸社へ奉幣し給ふ事なり、弘仁年中に始まる、

神今食

一日より十一日に至る、十二日の朝、解齋あり、眞實に御みつがらの潔齋は十日よりあるなり、伊勢天照大神を勸請申されて天子御みつから神饌を供せさせ玉ふとぞ、靈龜二年六月より始まれりと云ふ、是も年に二度あり、

道饗祭

晦日にあり、疫神の祭なり、卜部の人京城の四角の路にて、鬼魅の他方より來るを京洛に入れざらしめん爲めに、路上に供物をなへて祭なり、

鎮火祭

卜部氏の人火をうちて、宮城の四隅にて祭事あり、火災を防かんためなり、

荒世の御贖物を奏す

晦日の夜、あら世にご世の御祓とて二度あり、荒魂アラミタマ和魂ニギミタマを祝はんが爲なり、その御贖物は即節折なり次に註す、参考すべし、

祓の刀

神にぬさとして奉る刀なり、

祇園祭

御禊などの儀大方は平野に同じ、使、殿上の五位東遊を奉らる、宣命あり、天治元年六月よりはしまる、

節折

神祇官より御贖物を奉る、命婦竹にて主上の御長より處々の寸法をとりて、宮主に切りあてかはせて、御祓をすゝめ奉るなり、

大祓

六月十二月の三十日にあり、大祓とは百官悉く朱雀門に集まりて祓す、六月十二月の兩度あり、天武天皇の御時より始まる、解除は觸穢などの時もあり、神事を行ふ時は臨時にも常にもあれど此大祓は百官一同にあつまりて祓を爲すなり、又此日は家々に輪をこゆる事あり、水無月のなごしの祓する人は千年の命のおといふなり、といふ歌を唱ふるとぞ、然るに法性寺關白の記には、思ふことみ

なつきねとてあさの葉をきりにきりても拂へつるかなこの歌を詠すべしと見えたり、

五位の定

例年八月に行はる、定考(カウチャウとよむ習なり)の事か、これは六位以下に五位を給はる公事なり、委しくは江次第公事根源等を見て知るべし、女官の補任帳 公事根源などに見ゆる正月の女叙位の事か、江次第に、式目近代擇吉日とあれば、この比七月にも行はれしか、これは唯試みにいふのみ、

最勝寺の八講

崇徳天皇天承元年七月に白河院の爲めに、八講を修せられしより始まれり、八講とは法華經八卷を朝夕一卷つ、講して、四日間行ふ佛事なり、

乞巧奠

七月七日なり、夜に入て行ひあり、御殿の庭に机四脚たて、燈臺九本各燈あり、机上に種々の物据たり、箏の琴琴柱をたて、之をおく、机の上火とり終夜空たきものあり、盥に水を入て大空の星をうつす、香華を備へ供具をと、のへて、庭上にふみをおきて、棹の端に五色の糸をかけて一事を祈るに三年の中に必ず叶ふといへり、故に乞巧といふなりとぞ、此祭天平勝寶七年にはしまる、凡てのいはれの事は前已に注せり、

文殊會

是は東寺西寺にて行はる、仁明天皇天長十年七月に大法師泰善始めて之を行ふ、毎年七月に此事あるへきよし格に定めらる、

孟蘭盆

内藏寮御盆供を備ふ、晝御座の南の間に菅圓座一枚を敷きて主上此處に御拜あり、幼主の時はなし、孟蘭盆は梵語なり、倒懸救器と翻譯す、倒懸は倒にかくると云意なり、餓鬼の苦みを思ふに倒にかけたらんが如し、救器は此餓鬼の苦を救ふ器なり、佛弟子日連始めて六通を得て其母の在所を見るに、餓鬼の中にありしかは是を悲みて則ち釋尊に詣て此苦を救はん事を求めしかは、七月十五日に自恣の僧を供養せは解脱を得んと説き玉ひしよし孟蘭盆經に見えたり、天平五年七月に始めて孟蘭盆を大膳職に備ふとあり、

尊勝寺の八講

天仁二年七月十六日に始めて行はる、後天永元年七月十九日に行はれしより式日となれり、

相撲節會

是は諸國の供御人を召集めて七月相撲節會と云て天子の御覽ある事なり、先つ十六七日の間に召仰あり、上卿勅を奉て左右の次將に相撲あるへき由をめし仰せらる、左右の近衛方を分て國々へ使を下して相撲を召す、是を萬葉には、こどり使としるせり、廿六日に内取と云ふ事あり主上仁壽殿に出御なる、廿八日に召合あり天皇南殿に出御ならせ玉ふなり、神龜三年に始めて諸國より召のほせらる、寛平七年には童相撲を御覽ありき、

北野祭

菅原道真公の社なり、その祭は一條院の御時より始まれり、官幣など祇

園に全し、

定考 是は昔、六位已上の加階する人は、彼藝能行跡を撰ひて榮爵をたまひけるなり、上卿已下花をかざして冠にさす、此人々をゑらひ出して官爵を定むるを定考といふなり、大方の儀式は二月の列見に同じ、十二日には小定考とて大辨已下の人東廳に就きて行ふ事あり、定考と文字にはかけとも考定と逆に讀むか口傳なりとぞ

八幡の放生會 これは男山八幡の本祭なり、内裏にては異なる事なし、上卿、宰相、辨衛府など男山に向ふ、宣命内藏寮の使にたまふ、

駒牽 此日は信濃の勅旨牧の馬を六十疋奉るなり、もとは十五日なりしを、朱雀院の御國忌にあたるを以て十六日に成されしなり、天皇南殿に出御なりて御馬を觀覽あり、十七日には甲斐國の御馬をひかる、二十日に武藏國小野御馬四十匹、秩父の御馬二十疋、立野御馬十五匹奉る、廿三日には信濃望月の御馬二十疋、廿八日には上野勅使御馬五十疋ひかる、さしたる事はなし、

季御讀經 二月八日年に二度あり、

伊勢例幣 一日より十一日まで、僧尼重輕服の人參内せず、是は大神事なる故なり、例幣とは伊勢大神宮へ御幣を奉らせたまふ毎年の御事なるによりて云へ

るなり、昔は神祇官へ行幸なりて行はるとなり、養老五年九月十一日に始めて官幣を奉らる、

神嘗祭 伊勢太神宮へ新穀を奉る祭典なり、是は太古天照太神の嘉穀の種を、豊

受比賣神より得玉ひて、之を蒼生の蒼生の食と定め玉ひし事に本つくなり、

新嘗 今年の初稻を神に奉らせ給ふ義なり、代の初めには大嘗會といひ、年毎のをば新嘗會と云ふ、用明天皇四月より新嘗會は始まる、九月にあるは誤にて後文十一月の中にあるを正しとす、

大忌風神 廣瀬立田の祭なり、

東寺の灌頂 灌頂は香水を頂に灌ぐ儀、始めて受戒する時、又は修道の昇進の時にも行はる、

相嘗祭 神祇令には、大倭、住吉、大神、穴師、恩智、意富、葛木、鴨、紀伊國日前等なり、神主各官幣をうけてとり行ふ、延喜式には相嘗祭の神七十一座と見えたり、

鎮魂祭 人には魂魄の二の玉あり、魂は陽にして魂は陰なり、この祭は離遊の運魂を招きて身体の中府にしつむる功能あり、宇摩志麻治命の時より事起るよし、舊事本紀などに見えたり、

年終斷罪の文 十月廿日以前に之を奏す、

豕の子

この餅は内藏寮より供へ奉る朝餉にてきこしめす、十月の亥日餅を食すれば病なしといふなり、この事何時より始まるとも知れず、延喜式に載せられたは往古より有りける事なるへし、

弓場始

公卿以下束帶にて弓場にて射るを、主上弓場殿に出させ玉ひて御覽するなり、又天子も弓矢を御座の左右の脇に立らるゝなり、

興福寺の維摩會

是は十月十日より十六日に至るまで、七ケ日間興福寺にて維摩經を講せらる、和銅七年に淡海公興行せられてより絶えず行はるゝ儀なり、

競馬貢方献物

十月廿一日にあり、

大歌始

十月廿一日なり、

御曆奏

中務省より明年の曆を奉るを、昔は主上南殿に出御ありて之を御覽あり、出御なき時は内侍所につく、我朝の曆のはしまりし事は、欽明天皇十四年百濟の博士か奉りけるとかや、

加茂臨時祭

下酉日なり先兼日に試樂調樂などいふ事あり、當日の儀式、御禊庭の座など石清水に同じ、社頭の儀はて、使舞人かへりに還立の儀あり、孫廂に御障子をたつ御引直衣に御草鞋をめす額の間より出御せさせ玉ふ、階の間のと

二ナ

ほりの庭南北二行に座をしきて使舞人つく、後に本末の神樂の所作人、陪從、近衛の召人つく、出御ありて公卿めしあれば簀子長階に候す、階の下に頭已下つきて使舞人をめす、勸盃ありて神樂あり、庭燎よりはしめて、朝倉、其駒までうたふ、庭火にももろ歌あるへければ人長さはうあり、御神樂はて、祿あり、此祭は寛平元年十一月より始まるなり、

荷前の使

吉日を撰ふ、先つ十三日につかさくを兼ねて定めらる、使は公卿のも殿上人のもあり、次官そひたり、荷前とは十陵八墓に年の終りに幣帛を奉らせ玉ふなり、さて十陵とは天智天皇の山階山陵、光仁の田原山陵、桓武の栢原山陵、崇道の八島山陵、仁明の深草山陵、光孝の後、田邑山陵、醍醐の後、山階山陵、冷泉院母贈皇太后宮藤安子の中宇治山陵、贈皇太后宮茂子の後、宇治山陵、贈皇太后宮茂子の後、宇治山陵、を云ひ、八墓とは鎌足の多武峯、忠仁公の愛宕、仲野親王の葛野、或云高島墓、當宗氏の後、葛野、或云河島墓、昭宣公の宇治、高藤公の小野、宮道氏の後、小野、皇太后班子の後、宇治を云ふ、

御佛名

十九日より二十一日まで三ケ日なり、或は一夜の例もあり、仁壽殿の御本尊をうつして御帳の内にかけて南の額の間に又南北に机をたて、佛像塔形をおく、佛前に香花などを備ふ、廂に地獄變の御屏風をたつ、種々の儀あり、三世の

諸佛の名號を唱へて六根の罪を滅する意なり、寶龜五年十二月より始まる、承和の比は毎年佛名三日間は、諸國にて殺生禁斷のよし格に見えたり、

土牛童子

大寒日の夜半に陰陽師土牛童子の像を門口にたつ、陽明待賢門は青色の土牛をたつ、美福、朱雀門には赤色なり、談天、藻壁門は白色なり、安嘉、偉鑒門には黒色なり、郁芳、皇嘉、般富、達智の四門には黄色をたつるなり、青色は春の色東にたつ、赤色は夏の色南にたつ、白色は秋の色西にたつ、黒色は冬の色北にたつ、四方の門に又黄色の土牛をたて加ふるは中央牛の色なり、木火金水に土は離れぬ理あり、慶雲二年天下疲癘盛にして百姓多く失せたりしかは、土牛を作り追儼といふ事はじまりき、漢土にては農事のために時を示さんとして、土牛を立つるよし物に見えたり、

大祓

六月のと同じ、

御髪上

藏人御髪のけづりくつをたまはりて主殿寮にむかひてやくなり、此の外異なる事なし、

金吾四隊に列りて云々

王建宮詞曰、金吾除夜進儼名、畫袴朱衣四隊行、院々燒燈如白日、沈香火底坐吹笙、金吾は武官なり、應劭曰、吾禦也、執金革以禦非常、又顏師古か注には金吾とは鳥なり、此鳥の象をこる故に、官の名にしたるなりと云ふ、

追儼の節會

三十日なり、此日はなやらふ夜なれば大舍人寮鬼をつとめ、陰陽寮祭文をもて南殿の邊につきてよむ、上卿以下之をあふ、殿上人とも御殿の方にたちて桃の弓葦の矢にて射る、仙華門より入りて東庭を経て瀧口の戸にいづ、今宵御前に燈火をおほくともす、東庭の朝餉臺盤所の前のみぎりに燎臺を隙なく立て、ともすなり、追儼といふは年中の疫氣を拂ふ意なり、鬼といふは方相氏のことなり、四目ありて恐ろしける面をきて手にたてほこをもつ、又俵子とて二十人紺の布衣着たるものを率して内裏の四門をまはるなり、慶雲二年十二月にはじまる、

樞機

肝要といふが如し

蒸民

萬民と同じ、

○天龍寺建立事

そゝろなるばさら 無益なる華奢の義、當時の詞なり、

左兵衛督

直義なり、

檀林皇后

嵯峨天皇の后、諱は嘉智子、太政大臣橘清友の女なり、

讃岐院

鳥羽帝の皇子、諱は顯仁、治承元年七月崇徳院と諡す、

隱岐院

後鳥羽天皇なり、仁治三年七月に諡せらる、

宋朝 元朝とあるべし、

普明閣 山門、

靈庇廟 鎮守八幡、

曹源池 方丈の前の池、

三級岩 山腰の三曲瀑布、

龍門亭 瀑布に對する亭の名、

龜頂塔 龜山々頂の塔、

萬松洞 寺後の松林中の窟の名、

拈花嶺 尊氏禪師の爲めに、吉野龍田の楓を嵐山に植ゑたり因ていふ、

絶唱溪 寺の西の溪の名なり、

渡月橋 大井川の橋の名なり、

煙嶂 嶂は山也、山の屏風障子を立てし如きをいふ、

惠崇 錦繡萬花谷曰、僧慧崇建陽人、工畫鵝鴨雁鷺、最工小景、善爲寒汀煙渚蕭條虛

曠之象、

韋偃 又曰朱景玄畫斷曰、韋偃伯父工龍馬、父鸞工山水松石、偃又工仙僧老松異石、

人知其善畫馬、不知松石更工、

成風の功 莊子に運斧成風といふより起れり、風の字は音とよむ、

第二の列 後に第一になれり、

○依山門嗽訴公卿僉議事

三門跡 圓融院(小原にあり)梶井宮と號す、青蓮院(粟田口にあり)、妙法院(新日吉御門跡と號す)の三門跡なり

宋朝幼帝尊崇禪宗 端宗昀帝皆幼主なり、されど禪宗を尊崇して世を蒙古に奪はれし事は未だ考へず、

犬神人 祇園の召使の者なり、俗語につるめさうと云ふもの、事なり、と抄にいへり、

奏狀 西源院本云、此奏狀自徹草す、

建仁の儀 榮西國師建仁寺建立の時に山徒之を訴ふ、因て台密禪を一寺に安す、事元亨釋書に見えたり、

嘉元の例 後二條院嘉元年中太應國師嘉元寺を營す、山徒之を制せり、

射人含沙 含射は虫也、博物志曰、江南射工虫長一二寸、口有弩形、氣射人影、抄に云ふ、達磨の九年面壁の義をふまへて云ふなり、文選四十一云、僕以爲戴盆何以望人、と云々、ほときは瓶の類ぞ、是をいたゞき是をかぶりては人を望み見ることなし、是は世塵に目を著せずして心地を一面目につくる義ぞ、

緘石爲金 荀子曰、宋之愚人得燕石而藏之、以爲寶、周客聞而觀焉、掩口笑曰、與瓦壁不殊、

明堂 天子布政の宮なり、

調達萃衆 提婆が一名なり、象頭山にて佛弟子をかごはかし集めて釋迦の敵をなせり、

提羅貪供 弘決曰、無德受供養如彼提羅行、未曾有經に昔五人の比丘懶惰にし

て、外形は禪に似たれども内思は邪濁なり、見る者聖とおもひて供養す、比丘この

罪によつて扇提羅と生れたる事なり、扇提羅は石女と譯す男女陰なしとあり、

八宗 律、俱舍、成實、法相、三論、真言、天台、華嚴の八宗なり、

山櫛藻稅 論語の語なり、山櫛とは柱を彩色して山の形などを繪きたる貝、稅

は梁上のつか柱といふ如きもの、藻は水草の模様する也、

踰牆之人 孟子云、鑽穴隙相窺、踰牆相從、とあり、是は女子の父母の命をも待た

ずして、牆を越えて妄なる行跡をなすを云、今其語をかりてかけるなり、

執鞭之士 論語述而篇朱註曰、執鞭賤者之事、

嗽口 巢父の故事によれり、前に註せり、

洗耳 許由が故事なり、前に出せり、

何篇 は何の謂れあるかの義、此頃の常語なり、

昨木 參考に昨を作につくれるは非なり、昨の字は前の舊苔の舊と相對してか

きしものなり、昨木とは莊子の故事にて、只此にては材木の意に見て可なり、莊子

山木篇云、莊子行於山中、見大木枝葉盛茂、伐木者止其旁而不取也、問其故曰、無所可

用、莊子曰、此木以不材得終其天年、莊子出於山、舍於故人之家、故人喜命、豎子殺鴈而

烹之、豎子請曰、其一能鳴、其一不能鳴、請奚殺、主人曰、殺不鳴者、明日弟子問於莊子曰、

昨日山中之木、以不材得終其天年、今主人之鴈、以不材死、先生將何處云々、

成風之斧 是は莊子に出たる故事を以て、斧の事を云へるなり、莊子惠子の墓

を過り、從者に謂て曰はく、郢人聖を其鼻端にぬり、匠石をして之を削らしむ、匠石

音のする程斧を運はして之を削れり、而して聖を盡して鼻を傷けさりしといふ、

四花 天台四教之法を稱して四花と云ふ、

五葉爲雙林 祖庭事苑云、五葉達磨傳法偈曰、吾本來茲土、傳法救迷情、一花開五

葉、結果自然成云々、遂に臨濟、曹洞、雲門、潯仰、法眼の五派となれり、

急斷葛藤 葛藤の連なる事を與黨の義に比したり、急にその與黨を斷絶するなり、

後五百歲 佛の滅度の後を五箇の五百歲に分ちていへるなり、

坊城大納言經顯 權中納言定資の子、又勸修寺と號す、或は芝山内大臣とも

いへり、

唐代二百八十年

唐は高祖武德元年より、昭宣帝の天祐四年に至るまで凡

二百八十九年なり、

宋朝三百十七年

年なり、

宋は太祖建隆元年より、帝昺の祥興二年まで凡三百二十

不謂武名

天子の名に武とあれば、すべてのものに武の字を忌みて他の字に改むるなり、但武の字に限らざるなり、

日野大納言資明

西源院本に、中納言に作るを得たりとす、

日本開闢は自天台山起

天台山より起る事更に其の意を得ず、

太應國師

名は紹明字は南浦虛堂の法嗣なり、

沙門源空

は黒谷の法然上人、淨土宗の祖師なり、

是を退治す

源空の讃州に流されしを云ふなり、

能忍

文治五年攝州三寶寺能仁、聞宋國禪宗之盛、遣其徒求法於育王山照光禪師、

照光感其機、以法衣及達磨畫贊送能忍、々々以爲得頓悟之心印、以禪法示諸人、榮西

歸朝之後、山徒訴追二僧、

止觀

翻譯名義集云、實相體寂因元靜乃稱止、本覺靈照由常明故曰觀、

摩訶迦羅天

新譯仁王護國經音義曰、摩訶此云大、迦羅此云黒、即ち大黒天なり、

長老

老年の徳ある者をいふ、

五ウ

四ウ

大耆舊

老年者なり、

法務

東寺の事務を統ふる役なり、

沙彌

僧になる人の未だ僧にならざるものを指していふ、

喝食

小僧なり、

住持

祖庭事苑曰、子潛子曰、住持者謂藉人持其法、使之永住而不混

君子耻其言過其行

論語憲問篇の文なり、

人我無理

眞實本有無作の妙現より立て見れば、自といふ者もなく、本より他

といふ事もなしといへり、

諸有所得

大般若經曰、諸有情類、具斷常見、住有所得、難可調伏、愚癡顛倒、難可解

脫

練若

寺を云ふ、

三條源大納言通冬卿

天正本洞院大政大臣公賢に作る、

朝參の餘暇云々

參考云、西源院本無朝參餘暇以下引祇園精舍故事文、而直

云、先例多く候者を後漢顯宗皇帝云々、按此段、凡本文所謂摩羯陀國僧、祇園精舍及此下護法清辨故事等、西源院本等悉不載之、盖是後人附會之文而不必當時之論矣、姑存之註、異本舊體以辨之、

五ウ

六カ

賢愚因緣經

凡十三卷あり、宋の惠覺威徳二人之を譯す、

波斯匿王

此には勝軍と云ふ其生る時隣國に戰て勝つ事なり故に名けたり、

八十頃

六尺を一步とし、步百を一畝とし、畝百を一頃とす、

食言

尙書曰、朕不食言、註忘言也、

六師外道

名義集曰、一曰富蘭那迦葉、二曰末伽黎拘路黎、三曰刪闍夜毘羅底、四

曰阿耆多翅舍欽婆羅、五曰迦羅鳩駄迦旃延、六曰尼犍陀若提子、

瞿曇沙門

釋迦の事を指しいへるなり、法華文句曰、瞿曇此云純淑、應法師音義

には、地最勝と翻したり、其人類中尤も釋氏勝れたりの意なり、

舍衛國の三億

舍衛國には九億の家あり、三億の衆は佛の出世といふ事をも聞

かす、三億の衆は耳に聞く計にて、殘る三億衆は佛に従ひ法を聞き信敬尊重せり、

尼師壇

名義集曰、此曰坐具、或云隨坐衣、

勞度差

賢愚經曰、六師衆中有一弟子、名勞度差、善知幻術、

百圍

徑一尺を一圍と云ふ即ち百圍は十丈なり、抄

七寶

法華經云、金銀、瑠璃、瑠璃、瑪瑙、眞珠、玫瑰、七寶合成とあり、されど他の經には

これに異なるものを記したり、

十八變を現し

一には右脇出水、二には左脇出水、三には左出水、四には左出火、

六ウ

七カ

身上下出水火を四とす、前に合して八なり、九には履水如地、十には履地如水、十一

には從空中沒而復現地、十二には此沒而現空中、々々にして行住座臥するを四と

す、合て十六なり、十七には或現大身滿虛空中、十八には大復現小、云々、

一生補處菩薩

穢土出世の佛一期化度の緣盡て涅槃に入玉ふ、其當來何々と

云所の佛出て玉はん、其佛は今こゝにては此菩薩なりと定めおかる、菩薩を、一

生補處の菩薩とはいふなり、出家の人の跡繼をは、いづれも補處と云ふ、

顯宗

一に明帝といふ、光武第四の子なり、

傳毅

字武仲、章帝時爲蘭臺令史、班固に比ぶ文人、

摩騰

中天竺の人なり、大小乗の經を解し誓て身命を忘れて衆を利益せんとす、

漢土に來る時は永平八年なり、四十二章經一部を譯す、時に同十年なり、

竺法蘭

中天竺の人、經論數萬章を誦し覺て天竺學者の師となれり、十住斷結經、

佛本生經、法海藏經、佛本行經を譯し出す、時に十三年庚午の歲なり、

玉晨君

黃庭經云、太上天道王、注曰、大士之尊也、黃老君の號なり、

芝荻

是はたきものなるへし、芝は説文に神草なりとあり、荻は荻にはあらざる

か、荻は楸に通して木の名なり、管子禁藏篇に、荻木鬱臭以辟毒氣、故燒之新造之室

と注されたり、

七ウ

向鯨桓審

桓はわたかまるにて、審はたまり水なり、潘と同じ淵の事をいふ、鯨のわたかまり居る淵の義なり、莊子應帝王篇に鯢桓之審爲淵とあり、

應和元年

三年に作るべし、

慈惠僧正

釋書曰、良源姓木津氏、近州淺井郡人、母物氏、夢坐海中、向天、上日光來入懷中、覺而孕、延喜十二年九月三日生、永觀三年正月三日唱彌陀而滅、年七十四時、

紫雲垂庭、賜諡慈惠

仲算已講

姓氏不詳、元亨釋書云、空晴法師適過與福寺北門逢小兒、年可六七歲、晴携歸房、是即仲算也、

獅子の座

大智度論曰、佛所坐處若床若地皆名獅子座、四足獸中獨步無畏、能伏一切佛亦如是、於九十六種外道中一切降伏無畏、故名人獅子、

玉宸

天皇の御座の脊後に立つる屏風にて、斧の畫をゑかけり、

旒纒

旒は冕冠の前後に垂れたる璆瑋をいひ、纒は其の右左に垂るゝものなり、

五性各別

一曰聲聞乘性、二曰支佛乘性、三曰如來乘性、四曰不定乘性、五曰無性、具さには蓮華藏と云ふなり、新華嚴經には蓮華藏世界品といふあり、悉く世界の体を説かれたり、

華藏世界

釋氏要覽曰、梵云阿那律、秦言如意、指歸曰、古之爪柄可長三尺計、或脊有痒手

如意

所不到、用以搔抓、如人之意、故曰如意、又曰、今講僧尙執之多、私記節文祝辭於柄備於忽忘、要時手執目對如人之意、故曰如意、

雲間陸士龍、日下荀鳴鶴、晉陸雲字士龍、與荀隱字鳴鶴未相識、嘗會張華坐、華

以其並有大才、謂曰、今日相遇、可勿爲常談、雲因抗手曰、雲間陸士龍、隱曰、日下荀鳴鶴、

唐朝の大師南岳天台

北齊の惠文梁の南岳惠思大師と次第して天台智顗

禪師へ傳はるなり、天台は自解佛乘の德を用て法華三昧を得玉へり、如此嬌々するを今師相承と云ふなり、

章安

所の名なり、實名は灌頂字法雲と云ふ、生れて三月を経てはや三寶の名を稱し玉ふ、年二十二にして具戒を受け、修禪寺に於て觀法を受けて頓に印可を蒙りて、二十七歳にして金陵にして法華の講をき、三十三歳にして法華玄義を受たり、隋開皇十四年に荊州玉泉寺に於て圓頓止觀受け玉へり、

妙樂

天台の第六祖なり、名は湛然と云ふ、一宗の中興の師なり、晉陵の荊州と云所に居す、時人尊て所を名として呼ひたり、吳越王錢俶は諡して圓通尊者と號す、

自解佛乘 天台に十德あり、其第一の德なり、無師獨悟の重をさして云ふ、妙樂云、佛乘者即是今典と云々、法華の實義を自ら解りたる事となり、

八ウ

八ウ

金口相承

は釋尊兼ねて付法の次第を、とき玉へるを云ふなり、

於初利天法を説玉ひし時

此前後の語つ、き何れも誤れり、諸錄にも、皆

世尊在靈山會上拈華示衆とあり、

摩訶迦葉

迦葉は婆羅門種の一姓なり、十大弟子の一にて頭陀第一となり、結

集三人の一なり、

拈花瞬目

高僧傳には、釋尊手拈起二華、迦葉見之微笑、釋尊遂付以正法眼藏と

なり、

宋朝の舒王

王安石の事なり、安石字介甫、後號荆公、事は宗問雜錄に詳なり、

二條關白殿

參考云、金勝院本作二條關白太政大臣良基、按良基此時右大臣而

未爲關白、恐非是、蓋追稱乎、當時關白乃師平、冬教子也、

唯受一人口決

傳教曰、一乘獨圓動靜無礙鏡像圓融三諦、非口決者難知、師資相

承良有以也、

沒滋味手段

美物を味ふやうなる教旨にはあらで、只文句の吟味に依て、其手

段ある意なり、

堅石白馬之論

莊子齊物篇に出づ、公孫龍子にも堅白論見えたり、其論専ら無

窮の空理に基く、堅石は石にあらずとし、手に觸れ始めてその堅きことを知りて

九オ

九ウ

十オ

堅石といひ、觸れざればその石なるを知らずとしたり、又馬といへば黒黃白等の

色の馬、已が意の如く之を致すことを得べけれども、白馬といへば白色の馬の外

他色の馬を致すこと能はず、故に白馬は馬にあらずとせり、世之を稱して堅白同

異の辨といふ、畢竟空辨を揮ひて人を五里霧中に迷はしむるものなり、本文即ち

空論の譬喩として引けり、

色則是空

空とは、佛界にて實躰なく自性なきをいひ、心境共に因緣所生の法

とせり、般若心經に色即是空空即是色とあり、

方袍圓頂

僧の身と云ふ義なり、

八月十六日

園太曆には、七月二十三日の事とせり、

第一義天

實相眞如の全體をさして言ふ、東坡詩、車騎滿山谷、願聞第一義、註曰、

第一義謂無上法也、

遐邇

遠近といふが如し、

專超先聖明王之叡願

超の字異本起とあり、これよろし、

暗證之朋黨

天台の摩訶止觀に、暗證と誦文との二の師を立たり、謂已均佛と

て上慢の見到落て、なましの觀解はかりに著するを暗證の人と簡ホウびたり、又觀

解の眼は一分もなくして唯一邊に苦修練行を本として、自心是佛の至理を得さ

る輩をは誦文の師と破したり、盲跛師徒二俱墮落すと云事あり、誦文の類は修行の足はあれども智恵の眼なければ盲人に比し、暗證の輩は少智恵の眼をは具したれども修行の足かなえたる故に行所へ往き得ざるなり、

滔天 天にはびこるなり、

燭火不消 莊子曰、日月出矣而燭火不息云々、玉篇には炬火小尖也とあり、

燎原 燎は放火也と玉篇に注す、野原へ火をはなちたる良を云ふなり、

煙焔 抄に云ふ、勃の字に作るべし、廣雅には盛也と注せり、悖に作るは非なりと、

經の音義にあり、

不開晴 晴は皆なり、

綺已迫喉 異本綺を緯に作る、これよろし、

勸彼寺供養 異本勸を勤に作る、これよろし、

兄弟鬩牆 毛詩棠棣篇曰、兄弟鬩于牆外禦其侮、

楚越同舟 韻府曰、易略例曰、同舟濟胡越何患乎異心也、

○天龍寺供養事付大佛供養事

大友戸次 戸次氏は本大友より出てしをもて故に重ねて稱するなり、

氏綱 長綱の子なり、

十一ナ

十ウ

滿貞 滿義の子なり、

師兼 師春の子なり、

糸毛の鎧 糸にて威したる鎧なり、毛とは毛引とて糸をすきまなく毛のならひたる如く并へて威すなり、

八葉の車 八葉は青蓮花の八葉を描きたる文形なり、

細太刀 儀刀なり、真劍にあらず、

御調度の役 御調度は御道具といふと同義にて、弓矢を負ふ役なり、此他御劔

の役御沓の役などあるは、皆其物を持つ役と知るへし、

布衣 狩衣の事なり、もと布にて製するか本義なる故にいふ、當時下郎か着せし

ものなり、上括は袖の括を云ふ、

佐竹掃部助師義 上總介貞義の子なり、

如木の雜色 如木上は濁り下は清してよむ、雜色と同しく召使者なり、

胡床 今世地下に用ふる所の腰懸の足を十文字に入違へてた、むやうに拵へたるもの、俗に床几とよぶなり、

指貫 袴の一種なり、裾を絲にて指貫て足にく、りつく、一名狩袴又は奴袴と云ふ、

十二ナ

十一ウ

青鈍

は花田色の極濃き色に、墨を加へて染む、

宗光

大納言藤原資明の子なり、

引繕木

ひへきと訓む下襲の下に着する初といふものあり、之を夏には裏を引はきて着す、引倍木と稱するなり、繕の字及其訓わろし、

はえぐしく

はえばえしくの誤

時光

大納言藤原資名の子なり、

二藍

本文誤りて二の字を假名とせり藍色と紅花色との相交れる色なり、

公季

公秀に作れる本を正しとす、

隆蔭

從二位藤隆正の子、

實夏

太政大臣藤原公賢の子なり、

景成

天正本にはこの下に景經を載せたり、之をよしとす、

國師

官賜の稱號にして出學の意なり、光明帝疎石和尚に夢窓正覺國師の號を賜ひしを、我國生前國師號の始とす、

莚道

莚を敷并へて作りたる道なり、

執蓋

蓋を持ちてさしかくる役なり、

執綱

蓋につける綱をとる役なり、

十二カ

友梅

俗姓源氏字雪村幼空と號せり、謚寶覺真空禪師と云、

一鞏

俗姓源氏、固山と號す、

江湖の龍象

祖庭事苑曰、大智度論言其力大、龍水行中力大、象陸行中力大、

志立

順德帝四世の孫號無極、謚佛慈禪師と云、

十大弟子

頭陀迦葉、多聞阿難、智惠舍利弗、解空須菩提、說法富樓那、神通目連、論議迦旃延、天眼阿那律、持律優婆離、蜜行羅喉羅、

蘇合

以下狛梓までは皆樂の名なり、

一瓣の香

祖庭事苑曰、古今尊宿拈香多云一瓣々瓜瓣也、以香似之故稱焉、

王舍城の昔

摩訶陀國の城なり、昔民の家度々焼けて七度に及ふと雖も王の宮殿は焼けず、王道の威徳の天地に覆ふ事を感じて、其城を即ち王舎と名たるより、遂に焼ること止れり、其外王舎に付種々の説あり、大智度論に見えたり、然るに阿闍世王は此城の王なり、日々に五百乗の車に五百釜の飲食を送て、提婆達多并に其門弟を供養す、此時に阿闍世の父を頻婆沙羅王とも、或は瓶沙王とも云けるか、阿闍世の毎日の供養の様を聞及ひ、益して毎日に七百乗に七百釜の飲食を佛に贈り供養したり、四分律第四卷に詳なり、

行基菩薩

和泉國の人、俗姓高志氏、新羅王の裔也、天平廿一年正月詔して行基

十三カ

十三カ

十四才

菩薩の號を賜ふ同年二月寂す、年八十二、元亨釋書に詳なり、
伽陀 節をつけて佛經を唱ふるものなり、
伽毗羅會 中天竺の國名なり、佛降生せし處なり、

靈山 天竺の靈鷲山なり、

二度まで焼ける 二度は三度と改むべし、第一は延文三年正月四日の夜、第

二は貞治六年三月二十九日の夜、第三は應安六年九月二十八日の夜なり、

○三字荻野謀叛事付壬生地藏事

三宅三郎 兒島三郎の事なり、

五千餘騎 金勝院本三千餘騎作る、

所司代 侍所は諸侍の進退、檢斷、決罰を執り行ふ所にて、長官を別當といふ、次を

所司といひ、其下に所司代等ありて、各々所務をなすなり、

牛頭旛檀 牛頭は天竺の山の名、其形の牛頭に似たればかく名づけしとぞ、此

十五才

山には旛檀を産す、

志山には旛檀を産す、
一葉 荻野謀叛事付壬生地藏事
大將 荻野謀叛事付壬生地藏事

卷第二十五

○持明院殿御即位事付仙洞妖怪事

一才

貞和四年 後村上天皇の正平三年に當れり、

後伏見院御孫 初名は益仁、後に興仁と改む、光嚴天皇の皇子なり、母は陽祿門

院三條准大臣公秀の女なり、在位三年にまします、崇光院と諡す、

御年十六 歷代皇紀、皇年畧に記は興仁踐祚年十五とあり、建武元年に生れ給

ひしかは、貞和四年は十五歳に當れり、されは十六は十五の誤りなり、

廿八日 廿七日の誤なるへし、

萩原法皇 花園院を申す、又萩原院と申す、諱は富仁、伏見天皇の第二皇子なり、

本文第一皇子とあるは誤りなるへし、

春宮 直仁親王なり、

卜部兼前 藤原鎌足公廿二世の孫、正四位下兼員の子なり、從三位神祇權大副

に任せらる、

軒廊の御占 軒廊は紫宸殿の西の地の間の廊をいふ、此處にて御占を行ひ、其

國郡を定めしものなり、

國郡の卜定

古へは、大嘗會毎に其の國郡を卜定せしかど、宇多天皇の寛平以後は近江丹波の二國を定めて其郡を卜定する由、中右記に見えたれば、此時は丹波を卜定したりしと見ゆ、

拔穂の使

多くは四月に國郡の田地を何れの所か宗廟に奉らんと卜定し、かくて神田を作り、其年の十月勅使を下して其稻を拔取るを拔穂の使といふ、十一月中の卯日、天皇大嘗宮に行幸して御手づから其新米を供進し給ふを大嘗會といふなり、歴代の天皇世毎に唯一度行はせ給ふ大禮なり、其儀式は貞觀儀式に據りて知るべし、

其十月

園太曆には、觀應元年とし、犬の穢の事も同じく見えたり、其の一字誤りならん、

御隔子進らす

御隔子を開閉するを進らすといふ、

觸穢

穢れに觸れたる事、種々の次第ありて之を忌む、

卜部兼豊

藤原鎌足公廿二世の孫、正四位上兼夏か子なり、

一陽分れて後

具には一陰一陽とあるべしと抄に見えたり、

責めはたる

重言歟、責の字をはたると訓むと抄に見えたり、

○宮方怨靈會六本杉事付醫師評定事

仙洞の妖怪云々

参考に云ふ、仙洞妖怪は觀應元年なり、仁和寺の怪は貞和年中なり、然則先仙洞怪四年なり、此所順序相違せりと説けり、

夜痛く深けて

痛くは甚しく也、又甚をいたくと訓めり、

四方輿

畧儀に乗るものなり、前後左右共に簾を垂れて袖のなき輿なり、上皇、攝關、大臣以下公卿、僧綱等遠出の時之に乗用す、但しその棟の作り様は道俗によりて相違あり、俗は庵形、僧は雨眉の如し、表に綱代を張るとぞ、

香の衣

香色とて黄に薄黒を帯ひたる衣をいふ、

五緒の車

車の簾の邊と編目の絲を覆たる革との間に、同じ革にて二條の風帶を垂れたるを合せて五緒といふ、徒然草に、この車は必ず人によらす程につけてきはむるつかさ位にいたりぬれば乗るものなりと見えたり、

楊

轆の臺にて、車に上下する時の踏臺なり、

僻地

僻は僻の誤

まろかし

丸めたるなり、

施藥院師嗣成

師は使の誤か、嗣成は仲成の誤りにて和氣氏なり、下これに倣ふべし、仲成は施藥院夏成の子なり、

足利左兵衛督の北方

澁河丹波守貞頼が女にして義季の姉なり、

和氣 和氣清麻呂三代の後時雨、天曆十一年正月典藥頭に任せらる、六代の後定

成昇殿を許され正四位下たり、文治四年四月卒す。

丹波 丹波氏は後漢靈帝の後、延王、石秋王、阿智王、その子高貴王、始めて本朝の來

客となる、その子志努、直丹波國に住して坂上の姓を賜はる、五代の後康賴始めて

丹波宿禰の姓を賜はる、丹波矢田郡の人にして醫術神に通し聲譽高かりき、針博

士醫博士左衛門佐從五位上に任せられ、永觀二年十一月醫心方三十卷を著す、二

代の後雅忠昇殿を許され、正四位下位丹波守侍從となり、禁色の雜袍を聽されたり、

兪山人が降氣湯 抄に云く、和劑方曰、兪山人降氣湯、治上盛下虛、痰氣壅盛、或

喘或滿咽乾不利、並治脚氣、上攻煩渴引飲、

四種、混散 共に詳ならず、

料簡 料度簡閱の義なり、即ち心にはかりえらぶ意なり、

女房の四十

園太曆には四十二歳とせり、

蓬矢の慶賀

抄に云く、翰墨全書戊戌集云、男子生以桑弧蓬矢六射、天地四方示男

子之所事也、禮記第八内則篇に出たり、又左傳には、桃弧棘矢以除其災ともあり、棘

の字をも此時はヨモギと讀めり、漢舊儀には、蓬矢ともあるを、

○藤井寺合戰事

藤井寺

河内國南河内郡にあり、葛井とも書けり、

己に廿五

諸本藤井寺合戰を正平三年北朝貞和四年とせり、依て第十六卷正

成兵庫に下向の段に、延元元年正行年十一とあるにより、正平三年は年廿三に當

る、又第廿六卷吉野に參る段に、正成死する時正行年十三とあり、逆算すれば正平

三年は年廿五なり、蓋し本文と合す、されど園太曆等は、この合戰を正平二年とせ

り、隨て一年の差を生ず、且つ本文父が十三年の遠忌とあるも、延元元年正成節に

死せしより正平三年までなり、唯毛利家本は園太曆等と同じくこの合戰を貞和

三年即ち正平三年とせり、

赤松信濃守範資

圓心の子、則祐の兄なり、

筑前守範貞

抄に云く、誤れり、貞範なり、

八月十四日

同卷住吉合戰の段及び園太曆等には、九月十七日藤井寺合戰と

あり、八月十四日は、今川家本等によるに正しく寄手の京を立ちし日なり、

譽田八幡宮

河内國南河内郡なる應神天皇の御陵の南二町にあり、

○自伊勢進寶劍事 付 黃梁夢事

壇の浦

長門國赤間關にあり、

神戸

神領なる國崎の人民は即ち神戸なり、神戸の調庸を以て神社の入費とす

るなり、

垢離にかいて

垢離は垢穢の離る、義にて、かいては掛けてなるべし倭訓栞には、こりは香の義釋氏の香水より出でたる詞なるべしとあり、

三鈷柄の劔

三鈷は天竺の兵器なり、銅にて作り、其兩端三叉をなすものなり、今は獨鈷其兩端各一又なるものなど、共に佛具となれり、本名は杵、摧破の杵とて、法を説き疑を斷つといへり、されは其柄三鈷の如き劔にやあるべき、

明月に當りて光を含む

唐敬宗の寶曆の初、南昌國より夜明星を献す、夜光ありて百歩を照らす、上解きて腰帶となし、游獵毎に之を携ふれば夜は蠟燭を施さずその光晝の日の如かりしとぞ、藝文類聚に云ふ、犀形似牛、猪頭大腹卑脚、脚有

三節、黑色二角、一在頂、一在鼻云々

珊瑚樹の枝

抄に云く、外國傳曰、大秦西南漲海中可七八百里到珊瑚洲、洲底盤石珊瑚生其上、人以鐵網取之、云々任昉述異記曰、珊瑚樹碧色生海底、一株數十枝、間無葉、大者高五六尺、小者尺餘、

思ふ事など問ふ人(歌)

新古今集に慈鎮和尚の歌として出づ

内侍所璽の御箱

神鏡神璽の事なり、

龍宮

水神の居所なり、又龍都といふ、

春日の社

神護景雲二年正月、河内國平岡より和州奈良の春日郷三笠に移せり、藤原氏の氏神にして天兒屋根命を祭る、

初瀬

大和の初瀬寺なり、

横句

偽りの語なり、

日本紀の家

歴史學者の家にて、紀傳道文章道なり、即菅家江家などの家をいふ、

兼員

藤原鎌足公廿一の孫兼意が子なり、

畫工闘牛の尾

抄に云く、萬花谷第三十三日、有歲戴崧牛闘、與客觀、旁有一牧童曰、牛闘力在前尾入兩股間、今尾掉何也、出汎池筆記、

養由に弓を教へ

養由基といふ弓の名人なり、弓を調へ矢を挾まんとして未だ發せざるに、猿その逃れ難きを知り、樹木を抱へて號と淮南子の説山訓に見えたり、主上に對し奉り、殊更に三種神器の由來を陳述せんは、宛もかゝる名人に弓術を教ふるに似たり、何の必要かあらんとなり、

羲之

晋の能書王羲之なり、字は逸少といひ、司徒王導の從子なり、尤も隸書を善くし、古今の冠たり、又辨贗にして骨梗を以て稱せられたり、

天瓊鉾

天神の寶戈なり、天は美辭、瓊は玉にて玉を以て飾れる鉾をいふ、或は瓊

五ウ

も美種にて必ずしも瓊玉の飾を以てせざるなりともいへり、

おのころ島

磯馭廬島と書く、淡路にある小嶋なりとぞ、

喜哉

あなは何事にまれ切に思ゆる辭にゑやは喜びて深く感ずる詞なりといふ、

日天子の垂跡

佛教者にては、本地垂跡とて、此神は彼佛の垂跡にして、某佛は何神の本地なりなど巧にいひふらせり、日天子は佛の名にて、又日神ともいへり、觀世音菩薩の應作なりともいふ、

磐くす船

楠木にて作れる舟なり、この木は最堅くして磐にもなる物なればかくいふ、又は行くことの疾きを鳥に象りて鳥磐樟船ともいへり、

かぞいろはの歌

父母の二字をかく訓す、この歌大江匡衡の詠にて古今集に見えたり、

小蠅なす

こ、は邪神などの群がることにいへり、五月ころ蠅の生ずる如く群聚することにいふ枕詞なり、

城郭

我國古へは、後世の如き嚴めしく築きたる城とてはなく、多くは只柵を廻らし塹を穿ちたる許りの處をはずてきといひて、シロとは稱へざりしと見えたり、且つ本文この邊諸異本各異同あり、更に考ふべきよしなし、

葛城

大和國にあり、

天の岩戸

古事記傳に、實の石窟にはあらじ、石とは唯堅固を示せるにて尋常の殿をかく云へるなるべしといへり、

六合

呂氏春秋に云ふ、神通乎六合と、高誘注に曰く、四方上下曰六合、

香久山

大和國にありとし、或は天上にありとせり、又山名にはあらで山の高くて空に隠るゝをいふともあれど疑はし、又天香山なども書けり、

肩の骨

後には、龜の甲を以て鹿の肩骨に代へ、漢土に於て行はれし龜卜の法を混し、又卜部といふ一種の世業の民を定め諸國に普及せり、詳なることは伴信友氏の正卜考にあり、

合歡の木

又朱櫻とも書けり、カニハサクラとも昔はいひしか、今俗にカハともカンバともいふなりとぞ、

岩根手力雄尊

思兼神の子なり、

八咫鏡

古へ物を度るに咫と云ふ名あり、されどこれはたゞ大なる鏡の義なり、此御鏡の實形徑八寸許なる由は、天德の御記に、内裏焼亡之時、内侍所神鏡不焼損、其鏡徑八寸許とあるにて知らる、もとよりこの神鏡は窟戸の時の御鏡にはあらねども、崇神天皇の時、本様とは聊かも違はず鑄させたまひしものなり、

六オ

千劔破 又千破磐、千葉破、禪禪振とも書けり、共に字には義なく只神といはん爲めなり、

簸の川 水名なり、又は安藝國可愛之川上といへる異説もあり、

八岐大蛇 或説には從類多き酋長をいふ、土蜘蛛などの類とも説けり、

湯津爪櫛 湯津は多き意なり、櫛の齒の多きなり、

八雲たつの歌 八雲立は彌雲立にて雲の幾重にも立つをいふ、出雲は國名にあらず、出る雲なり、これより遂に國號とはなれり、八重垣は閨の隔の牆垣、綾垣等をいふ、古へは廣き殿の内を絹布にて幾間も構へ分ちそれをも垣といへり、外構の垣にはあらず、今雲の立重りたるを垣に見成して詔ひしなり、妻こめは古へは男女共に妻といひし故夫婦相籠りたまふをいふ、八重垣つくる云々は再ひ上の詞を打返して情を深くあらはし、なり終のヲはヨといふ助辭にて感歎の意なり、さてこの御歌につき歌道の上より字妙句妙意妙始終妙といふ秘訣ありといへり、蓋し御歌のさま巧妙なるを賞せしものと見えたり、

日本武尊 御母は日葉洲媛命なり、元の名は小碓命、又の名は日本童男といへり、

慎みて解ることなかれ これは倭姫の辭なり、姫は景行天皇の御妹、日本

六

七

武尊の姑なり、垂仁天皇の時齋宮として伊勢神宮に仕へ奉れり、

武藏野 これは誤りにて駿河野なり、

八坂瓊曲玉 八は彌にて坂は假字にて尺の字なり、幾尺といふ尺と知るへし、

即ち玉を貫く緒の長さなり、瓊は玉をいひ、曲玉は緒に貫き連ねたるを一つに統緒へるが故にかくいふ、

蓬華 抄に云く、翰墨全書甲集第十卷曰、自稱居處曰蓬華、蓬陋、華室云々、卑下の辭なり、

兩上皇 花園院、光嚴院を申す、

殷々 抄に云く、説文は作樂之盛稱殷と云ふ、或は鐘の響をも殷々と云ふ、しかれば法樂の聲を指して云なるべし、

本地三身 佛家と神道との義同しからざれど、多くは本地は佛とせり、三身とは、法身、報身、應身なり、この三身は即ち一身なりといふ、天台の所談なり、

垂迹五能 抄云神の上に、五能といふこと知らず、

蘋蘩蘊藻の禮 抄に云く、左傳一云、澗溪沼澁之毛、蘋蘩蘊藻之菜と、杜預曰、蘋大萍也、蘩、幡蒿、蘊藻、聚藻也、かやうの清潔の物をは、鬼神にも薦め、王公にも進めつべき具ぞ、

七

神祇官

神祇官舎は大内郁芳門南冷泉大宮にあり、或は曰く禁門の外にあり、今二條西北に當る、豐臣秀吉公の時、この官舎を廢して諸大名の宅地とせりと。拾芥抄には神祇官在堀川西大炊御門北とあり、

龍尾堂

拾芥抄に云ふ蒼龍樓東謂之龍尾道、東樓上多小閣八間と、大極殿の前の廣庭なり、堂は道の誤、

蓋を捧げ

蓋は車上の飾具よりして佛の供具となれり、天蓋或は寶蓋ともいへり、

直任の僧都

下位を歷すして直ちに任せらるゝを直任といふ、僧都は僧王の次に四位殿上人に准し衆僧を督す、推古天皇三十二年四月始めて置かれたり、寶鼎を掘り出し、禹王九州の金を收め各九州の物に象りたる鼎を荆山の下に鑄たり、故に九鼎といへり、是れ寶鼎なり、殷を経て周に至り、赧王十八年秦昭王九鼎を取りぬ、されど周の時掘り出てたることありしや明かならず、

河圖を得

易繫辭に云ふ、河出圖、洛出書云々、孔安國曰く、河圖者伏羲氏王天下、龍馬負圖出河、遂則其文以畫八卦と、夏の時は洛水より神龍ありて文を負ひて出たるを、禹王之を見て九疇を作りたるなり、本文夏の時に河圖を得たりとせしは誤りならんか、

ハウ

邯鄲の旅亭

抄によれば、本文呂洞賓とあるは呂翁の誤りならんか、その故事は山谷註に云ふ、按異聞集、道者呂翁經邯鄲道上、邸舎中有少年盧生、自歎其貧、困言訖思寐、時主人方炊黃粱爲饌、翁乃探懷中枕以授生、枕兩端有竅、生夢中自竅入其家、見其身富貴五十年、老病而卒、欠伸而悟、顧呂翁在傍、主人炊黃粱尙未熟云々と、後文午炊一黃粱の間とあるもこれをいふ、

六國

韓、魏、燕、趙、齊、楚の六國をいふ、

九夷

四夷の條を見るべし、

紫髯

赤き髯をいふ古の紫は赤にまがひやすかりしなり

青蛾

美人の眉のうつくしきたとへなり、

喜見城宮

喜見城は、初利天王帝釋所居の府、

揚龜山

抄に云く、排韻云、揚時字中立、號龜山、先生與遊、定夫謝頭道俱游、明道先生之門學有本原、行無玷缺、爲一世儒宗、

○住吉合戰事

同廿五日云々、異本及び園太曆神明鏡によれば、細川顯氏は、藤井寺軍敗れし後、退て天王寺を保つ、是に於て山名時氏援助の爲めに天王寺に赴きしものなり、本文には顯氏時氏京より同じく天王寺に赴くとせり、蓋し訛なり、

九ウ

九ウ

十

事の頃 事の奥なり、願は幽深難見也とて、おぎろのろは助語なり、
安部野 攝津國東成郡天王寺村にあり、
和田新發意源秀 正氏の子なり、源秀は尊號なり、又賢秀とも書き前後同し

十

引きしざる 引退なり、しざるは後去るの略かといふ、

守木 子守の、負ふた子を腰かけさする木か、

喜見殿宮 喜見殿は神武天皇御親臨の所

榮井 榮井の所なり、

武東 武東の所なり、

六國 六國の所なり、

千代寺 千代寺の所なり、

早良寺 早良寺の所なり、

山崎 山崎の所なり、

和山 和山の所なり、

和山 和山の所なり、

和山 和山の所なり、

卷第二十六

○正行參吉野事

一

霜月廿六日 毛利家本には、霜月の上に貞和三年の四字あり、よろし、

四條繩手 河内國讚良郡北條村北四條邑にあり、

熱湯にて手を濯ふ 周章狼狽の形容なり、抄に云く、毛詩十八卷桑柔曰、誰能

執熱逝不以濯、此は手に熱物を取りては其熱をさまさんが爲に必ず冷水を用て

濯ひさますぞ、其ごとく國を治る道は必賢者を用るにあるぞ、今書けるは只驚く

義に用いたぞ、

羽束使 山城國乙訓郡にあり、歌にもはつかしの森とよめり、今俗に耻しらすの

杜といへり、

細川清氏 和氏の子なり、康永元年卒す、

今川五郎 基氏の子にて五郎國範といへり、薙髮して心省と號す、其子を貞世

といひ了俊と號し文武兼備の達人也

武田伊豆守 名は信氏といふ、系圖には氏信とあり、

千葉介 名は貞胤ならん、

宇都宮遠江入道

進智と號す、

長九郎左衛門尉

名は信綱といふ、

四條中納言隆資

隆題の孫、隆實の息なり、南朝にて從一位たり、

有待の身

抄云凡夫の身を云ふなり、待の字には多くの義あり、長短大小互受

其名と云ひて、たとへば人の長七尺あるをば大とはいはず、螻蟻などが七尺あらば長大也又人の親と子といふは、子に對した辭なり、祖父に對すれば又子といはる、ぞ、人間の總やうが皆かやうの體ぞ、貴賤貧富等も皆くらべものが付いた事ぞ、元來の定めはないぞ、

反化應機

反は變とあるへし、

舍弟新兵衛

舍弟を金勝院西源院本には同の字に充てたり、本文下段に新發

逆修

抄に云く、佛祖統紀第三十四には、預修とも云たり、灌頂十方淨土經第十一

卷云、普廣菩薩復自佛言、若四輩男女、善解法戒、知身如幻、精勤修習、行善提道、未終之時、逆修三七、然燈續明、懸繒幡蓋、請召衆僧、轉讀尊經、修諸福業、得福多不、佛言、普廣其福無量、不可度量、

○四條繩手合戰事付上山討死事

往生院

河内國河内郡にあり、

正月二日

貞和四年なるへし、

鳥雲の陣

抄に云く、六韜云、太公曰、凡三軍處山之高、則爲敵所囚、既以被山而處

必爲鳥雲之陣、

陰に設け陽に備ふ

陰は分る、なり、陽は合ふなり、隊を展開し又は集合するをいふ、

尾崎

山の張出てたる高き處をかくいふ

足輕の射手

歩卒にて組織せる弓隊なり

内甲

冑の裏にて、麻布木綿等を用ふといへり、

犬居

犬の如く四つ這ひに倒るゝをいふ、

松田小次郎

毛利家本に、名は秀盛とあり、

過去帳

前段に、決死の人、如意輪堂にて其壁板に、各名字を過去帳に書き連ねた

ること見えたり、

手崎をまくりて

手近き兵を打ち退くをいふ

虎韜、龍鱗

共に八陣の一にて兵法の名なり、

竹葉

初め酒名にて、東坡の詩にも野店初嘗竹葉酒とあるにて知るへし、後轉し

て辨當の義となれり、本文もこの意なり、

松田備前次郎 本文前段に、三郎に作る、前後同しからず、

淀八幡 山城にありて四條畷との間四五里隔つ又京は淀八幡より又三四里隔

つ

目をいらゝげ 目を怒らす意なり、

すげなう 愛想なく通行したりしなり、

まさなう 正體なくの意なり、

させなが 常の鎧のことにて、大將の着用につきての名稱なり、或は其製稍長

くして脊にて合ふといへり、軍器考に腹巻腹當などいふ物は、皆其背の合はざるに、鎧はそれらに異なれば、かく名つけたるなり、

秦穆公 本文の紀事、史記本紀第五に詳し、

高手小手 共に苛く人を縛り上くる状をいふ、

罰をは軽く行ひ 尙書に、罪の疑はしきをば軽く罰し、功の疑はしきをば重

く賞せよと禹王の言なり、前にも出づ、

輪違を金物に掘透 鎧の裾金物になり

鼻田彌次郎 一本鼻田與三と作り、又畠山與三鼻田與三ともありて定かなら

四ウ

五ウ

五ウ

六ウ

○楠正行最期事

關地良圓 關地の下、西源院本には西河子息の字あり、

十三束二伏百歩に柳の葉 指四本即ち一握みの間を一束とし二伏は指

二本の幅なり即ち矢の長十三束半の義なり百歩云々とは百足の距離に居て細き柳葉を射中ることにて名人の義なり事は支那の養由基より出つ前に注せり

尻籠 矢壺なり、矢籠ともかけり、壺胡籙ならんと伊勢貞丈は説けり、

ふえ 喉の氣管のある處をフエといふ、

矢すくみに立て 矢の爲に身が縮まりて自由ならさる義なり、

切死 敵を切り拂ひつゝ、死を遂ぐるなり、

和田新兵衛正朝 正朝を諸異本種々に作り明かならず、

東條 河内國南河内郡佐備郷にあり、

引合 鎧は右の腋にて合せる故、その前後の合ふ所を引合といふ、そこより懷へ

魚の水を得 三國志蜀志諸葛亮傳に云ふ、孔明者琅邪陽都人、躬耕隴畝云々先

主屯新野、徐庶見之謂曰、孔明臥龍也、先主遂詣亮、凡三往乃見、因屏人與計事、善之、於

六ウ

七ウ

七ウ

是情好日密、關羽張飛等不悅、先主曰、孤之有孔明、猶魚之有水也、願勿復言云々、

○芳野炎上事

石川河原 河内國南河内郡石川郡にあり

賀名生 天川の奥にて、吉野山中、最奥深き地なり、

内侍 内侍司の判官なり、

勝手の宮 吉野山の坂路西側にあり、吉野山八神の一なりとぞ、

楊貴妃 この事卅七卷楊國忠の段に詳記したり、

淨見原の天皇 天武天皇の御事なり、

大友の宮 弘文天皇を申す、本文宮より襲はれしとあるは誤れり、事實と合は

ざるなり、

筈の岩屋 抄に云く、吉野の奥に人跡絶えたる所あり、精練の行者の居て行法

する處なり、

日藏上人 俗姓は三善にて、清行が弟なり、元亨釋書に云ふ、日藏天慶四年八月

朔午時、修法間氣息既絶、凡過十三日、蘇息云々、

冥官 地獄に於ける官人、

俱生神 抄に云く、惣して人生ると同く俱に生ずる神を云ふ、華嚴經第四十四卷

ハ

ハ

云如人從生有二種天、常隨侍衛、一曰同生、二曰同名、天常見人、人不見天

六道 一に天道、二に人道、三に阿修羅道、四に餓鬼道、五に畜生道、六に地獄道、この

六道の生死展轉して相通す

五常 仁義禮智信をいふ、

十地等覺の位 抄に云く、華嚴經には、凡夫地より佛果の位に到るまでの間を

前後合せて四十二位にたゝみたり、夫と云は十住、十行、十廻、十地、是を四十位と云

ふ、此上に、等覺位、譬へば太政大臣の位の如く、此上に妙覺位、これ天位の御位如し

師資の契 師弟の契なり、

娑婆 佛經に所謂三千大千國土の總名にて、現世をいふ、

方便 方は方法にて、便は便宜なり、

三千世界 佛經に云ふ、四州地心即須彌山、一日月晝夜回轉、照四天下、名一國土、

積一千國土、名小千界、積千箇小界、名中千世界、積一千中千世界、名大千界、以三積千

故名三千大千世界、

貞和五年 天正本には四年に作る、よろし、

夜の衣を返す 古今集戀部に小町の歌あり、「いとせめて戀しきときはうは玉

九

九

の夜の衣をかへしてぞぬる、
月を擔ふに肩やせたり
はす

書言故事第八にありと抄にいへど注するに及

○執事兄弟奢侈事

四品以下の平侍 四品は四位平侍は官位卑き侍なり、

關板 普通の屋根板の事

舒葺 倭訓栞に伸葺なるべし、當時は諸太夫とても武士の家はみな板葺艸葺な

なりしにや武藏守師直などの棟門唐門等の造製を非とするよしも見えたりと
ぞ、家屋雜考に舒葺は今時もする事にて檜の生皮を剥きよきほどに斷ち切り打
ち平めてふき、厚薄ともに同様にて最上の葺方なりといへり、

故兵部卿親王

大塔宮護良親王なり、御母は民部卿三位大納言師親の女なり、

棟門

樓門に對して、樓なく、常の屋棟の如く作れる門なり、

唐門

本邦の制によらず、唐制に倣ひて作りし門なり、

釣殿

東西廊の南端池に臨める所に一屋を構へてかくいへり、水面につりおろ
したる如く作る故この名ありとも、又は釣を垂る、料に設けおく故にこの名あ
りともいへり、

渡殿

大抵橋のある所の廊下をは、渡廊とも渡殿ともいへり、其他廊下のさまに
て種々の名稱あり、

泉殿

必ず水邊に構へて、四方壁なし、納涼などの爲に設くる所なり、

吳牛喘す

風俗通に水牛江淮の間に生ず、故に吳牛といふとあり、この牛南地
の暑熱を畏れ、月を見て其日なるを疑ひ喘ぐとの故事あれど、本文は唯牛の其勞
に堪へ兼ねて喘きしさまをいふに止まれり、

月中の桂

舊傳に云ふ、月中に桂あり、桂の高さ五百丈下に一人ありて常に之
を斫るといへり、

仙家の菊

古へより菊花の水を飲めば長壽を得て仙を得んとの傳へあり、

紅の八しほの岡の下紅葉

大和國長谷寺にあり、古歌に「紅の八しほの岡
の紅葉はいかに染めよと名をしらすらん」

枯葉の風

その歌は、津の國の難波の春は夢なれや葦の枯葉に風渡るなり」

東夷

師直は關東の者なれば、賤めてかくいひしなり、

菅宰相在登

刑部大輔在輔の子なり、參議大辨正三位文章博士に任す、

芊々

抄に云く、黃陵廟詩、古碑無字草芊々、季昌が注には草盛貌とあり、

青塚

大明一統志に云ふ、大同府王昭君墓在古豐州西六十里、地多白草、此塚獨青

十ウ

故名青塚

引土 前文に、山を崩し木を伐り捨て、地を曳くに見えたり、これを指すか、

聖廟 北野天神を指せり、

菅三位を殺す 在登の害に遭ひしは觀應元年五月なり、されば天正本には越

後守落書を見及び菅相公を殺す等を載せず、別に在登卿天死と題して第二十八卷太宰少貳以直冬爲壻の段の上に出す、蓋し本文年序に拘らず、専ら師直師泰か邪僻暴行を記し、ものと見えたり、又後文無實の死刑とある死刑の字穩當ならず、師泰の爲に殺されしなれば正しく横死なり、

魏の禰衡 後漢書に云ふ、禰衡字正平、平原人也、少有才辨而尙氣剛傲、曹操欲見

之不肯往、操懷念而以才名不欲殺、送劉表、後復侮慢於表、々不能容、以江夏太守黃祖性急、故送衡與之、祖長子射爲章陵太守、尤善於衡、射大會賓客、人有獻鸚鵡者、射舉札於衡前曰、願先生賦之、攬筆而作、辭彩甚麗、後黃祖殺之、時年二十六、胡曾詩曰、黃祖才非長者儔、禰衡珠碎此江頭、今來鸚鵡洲邊過、惟有無情碧水流、

はらず はるとは地を堀り拓くをいふなるべし、

作事奉行 その工事を指揮するものなり、

しやつ原 他のものを罵つて呼ぶ詞なり、しやつ原は彼奴達といふ意なり、

今年 貞和四年なり、

一處も本主に充て附けず 園太曆に云ふ、掃部寮領河州大庭爲兵糧料師

泰濫妨之上充賜軍勢、然非勅裁、非武家下知、只師泰成敗云々、その權勢おもふへし、

七百年より以來

用明帝二年天王寺を創建せしより貞和四年に至るまで、

七百六十二年なり、

罐子 青銅眞鍮等にて作り、湯を沸かす器なり、

芳甘 抄に云く、韻府にも芳甘と云文字をばのせたれども茶の事とは慥になし、

又東坡第十にも苧蔣や白世の事に猶不失芳甘と作たり、去れば茶の名と一邊に思へからず、

建溪

唐土における茶の名所なり、玉屑十五に建溪先暖水微開、溪邊奇茗冠天下と抄に見えたり

東坡先生が人間第一の水

抄に云く、東坡が語しらす、但山谷第六省中烹茶懷子瞻詩註云、陳舜俞廬山記曰、康王谷有水、簾飛泉被巖而下者二三十派、其高不可計、其廣七十餘尺、陸鴻漸茶經、嘗第其水爲天下第一云々、これをや本據とすべきか知らず、

二佛の並座

法華の寶塔品の時に、多寶如來大地より寶塔に乘し來り、釋尊所

十一オ

説の證明をなして、後に塔の戸を開て、釋尊を請し入れ奉り、師子の半坐を分けて、釋尊を座せしむるを、二佛並座といふなりとぞ。

五智の如來

抄に云く、佛の智慧をそれ〴〵の功能に依て五の名を立るぞ、此四智五智の具足したるを佛とは云ふなり、佛地經云、世尊告妙生菩薩、當知有五種法攝大覺地、何等爲五、所謂清淨法界大圓鏡智、平等性智、妙觀察智、成所作智云々、是の五智を五佛にあて或は五大尊にかたとり或は五行に配する事あり、

烏瑟

抄に云く、具には烏瑟膩沙と云なり、一切經音義第廿一卷云、此云髻、案無上依經云、頂骨涌起自然成髻是なり、かれば佛の御首の螺髮と云ことなり、

○上杉畠山讒高家事付廉頗藺相如事

吹毛の咎

聊かの過惡を求むるなり、韓子曰、人君大跡者不吹毛而求小疵、例へば虎の皮などの美しきものを毛を吹き分けて、底の疵まで求むるは是れ無要の業なり、

堯の八元

高辛氏八人の才子ありしを八元といへり、伯翳、仲堪、叔猷、季仲、伯虎、仲熊、叔豹、季狸これなり、元は善なりとの註あり、

舜の八愷

高陽氏八人の才子ありしを八愷といへり、倉舒、陞、鵬、檮、戡、大臨、龍降、庭堅、中容、叔達これなり、愷は和なりとの註あり、本文の凱はわろし、

周の十亂

論語秦伯篇云、武王曰、予有亂臣十人、馬融の注によれば、亂とは理の意にて、官を理むるものをいふ、周公旦、召公奭、大公望、畢公榮、公太顛、閔天、散宜生、南宮适の九人にて、其の一人は文母なり、されど子をして母を臣とする義なし、蓋し邑姜なるべしとなり、九人は外を治め、邑姜は内を治めたり、

漢の三傑

張良、蕭何、韓信の三人なり、高祖本紀に云ふ、夫運籌策帷帳之中、決勝於千里之外、吾不如子房、張良をいふ、鎮國家撫百姓、給餽饌、不絕糧道、吾不如蕭何、連百萬之軍、戰必勝、攻必取、吾不如韓信、此三人者皆人傑也、

世祖の廿八將

世祖とは後漢光武帝なり、廿八將とは鄧禹を以て首とし、次に馬成、吳漢、王梁、賈復、陳俊、耿弇、杜茂、寇恂、傅俊、岑彭、堅鐔、馮異、王霸、朱祐、任光、蔡遵、李忠、景丹、萬修、蓋延、邳彤、銑期、劉植、耿純、臧宮、馬武、劉隆なり、之を中興の臣といへり、

太宗の十八學士

唐の太宗名は世民といへり、館を開き文學の士を召して、文籍を討論せしめんが爲に選て十八人を置かれたり、分て三番とし、毎日六人つゝ館中に到て宿直せり、世民も暇日には彼席に臨み論談したり、士太夫たるものは此選に預かることを得るは、時人これを瀛洲に登ると稱し名譽のこととせり、瀛洲とは如昇仙也と注す、十八人は、杜如晦、房玄齡、虞世南、褚亮、姚思廉、李道玄、蔡允恭、薛元敬、顏相時、蘇勗、于志寧、蘇世長、薛收、李守素、陸德明、孔穎達、蓋文達、許敬宗なり、

曾て閭立本に命し此の十八人を圖像せしめ、褚亮に仰せて賛を作さしめたるより、十八學士とはいひ弘めたり、かくて世民は五六年を経て即位して太宗といへり、

諸にありて争ふ心云々

孝經云、爲下不亂、在醜不爭、孔安國曰、醜群類也、

摩尼珠

一名を月光摩尼ともいふ、汚穢の爲に染められず、又此珠のあるところ

は威徳を増長すと、無量壽經に見えたり、

趙王

趙惠文王なり、名は何、即位して十六年に當りてこの玉を得たりとぞ、

秦王

秦昭王なり、名は稷といふ、璧の事を聞き趙王に書を遣り、願はくは十五城

を以て璧と易へんと趙王肯せず

輦路

抄に云く、輅の字なるべし、去れども路の字に用たることもあり、然れば強

ち苦しからず、

十二カ

いらて申ける

急に促すをいふ、

左史右史

禮記玉藻に云ふ、天子言則左史書之、動則右史書之、

藺相如

趙人にして趙の使者たり、

威儀

左傳云ふ、有威而可畏、謂之威、有儀而可象、謂之儀、

十三カ

盜跖

秦の時の大盜なり、莊子第廿九に詳し、

十三カ

文成が僞

資治通鑑漢武帝紀に齊人少翁以鬼神方見上、上有所幸王夫人卒、少

翁以方夜致鬼如王夫人之貌、天子自帷中望見焉、於是乃拜少翁爲文成將軍、賞賜甚

多、以客禮禮之、文成又勸上作甘泉宮、中爲臺室、畫天地、大一諸鬼神、而置祭具、以致天

大神、居歲餘、其方益衰、神不至、乃爲帛書、以飲牛、佯不知、言曰、此牛腹中有奇、殺視得書、書

言甚怪、天子識其手書、問其人、果是僞書、於是誅文成將軍、

十四カ

廉頗將軍

趙の良將にして上卿たり、勇氣拔群たり、

杖を背に負ひ

史記には、頗聞之、肉袒負荆至門、謝罪、爲刎頸交とあり、荆は笞う

つ杖なれば、それを負ひて謝罪せしなり、

十四カ

○妙吉侍者事付奏始皇帝事

法眷

禪家にて、同朋即ち同門弟をいふ、はつけんは漢音はふけんより轉せし音、

天龍寺

京師五山の一にて、興國元年足利尊氏光明帝の旨を奉して創立し、疎石

比丘を開山とす、

拈香

釋氏の佛事をなすには先づ拈香を行ふ、是れ香に托して信を表すなりと

ぞ、

吒祇尼天の法

抄に曰く、是を或密宗に尋たれば、稻荷の事なり、本地辨才天の

事なりと答られたり、

祖師 達磨大師を指す、

心印 祖庭事苑に云ふ、達磨西來不立文字、單傳心印、直指人心、見性成佛、證道歌梵

天琪和尚注云、諸佛法門、遞相印可、一印印定起畢、同時更無前後、故名曰印也、

達磨大師 傳燈錄に云ふ、第二十八祖菩提達磨者、南天竺香至王第三子也、姓刹

帝利、本名菩提多羅、後遇廿七祖般若、多羅至本國、受王供養、知師密迹、因試令與二兄

辨所施寶珠、發明心要、既而尊者謂曰、汝於諸法、已得通量、夫達磨者、通大之義也、宜名

達磨、因改號菩提達磨、

五山 天龍寺、相國寺、建仁寺、東福寺、萬壽寺なり、南禪寺は五山の上たり、

十刹 皆禪寺なり、山城の等持寺、臨川寺、筑前の聖福寺、山城の安國寺、寶幢寺、相模

の禪興寺、山城の眞如寺、廣覺寺、妙覺寺、普門寺是なり、或は云く、第一等持寺、第二臨

川寺、第三聖福寺、第四眞如寺、第五安國寺、第六豐後の萬壽寺、第七駿河の清見寺、第

八美濃の定林寺、第九寶幢寺、第十出羽の崇福寺といへり、

大衣を沓の鼻に蹴る 大衣は僧衣の一種にて、三品九種あり、沓の鼻に蹴さ

する體とは侮蔑の狀なり、

莊襄王 秦の孝文王の中子にて、昭襄王の孫なり、名は楚といへり、

年十六の始 壬寅の歲に生れ、甲寅の歲に即位すれば、十三の年に當る、

十五

十五

魏の畢萬

魏の先祖は畢公高といへり、武王殷の紂を伐ちて高を畢といふ所

に封せらるゝに依て名としたり、其後勢振はざりしが、苗裔に畢萬あり、晋の獻公

に仕へて遂に魏に封せらるゝ、これより威振へり、畢萬より二百年を経て、王假の時

秦に亡さる

趙の襄公

周臣叔帶幽王の無道を避けて晋に來り、文侯に仕へ、趙氏を國中に

立つ、その七世に襄公あり、それより二百二十餘年を歴て、裂侯籍始めて諸侯とな

れり、かくて代王嘉の時秦に亡さる、

韓宣子

周の威烈王の時始めて趙魏と共に諸侯に列せり、第十代安王の時秦に

亡さる、

齊の陳敬仲

陳の厲王他の子なり、齊に奔て陳字を改めて田氏とせり、遂に周

の安王の時、太公和始めて諸侯に列す、第七代王建の時秦に亡さる、

楚王

楚の悼王類は周の安王元年に立ち、王負芻まで九代にして秦に亡さる、

燕王

燕易王は周の顯王の時立ち、第七代王嘉の時秦に亡さる、

始皇の尊號

本紀に云ふ、朕爲始皇帝、後世以計數三世、三世至于萬世、傳之不究

と通鑑に云ふ、王初并天下、自以爲德兼三皇、功過五帝、乃更號曰皇帝、命爲制、令爲詔、

三墳

伏羲、神農、黃帝の書をいふ、

五典

少昊顓頊高辛唐虞の書をいふ、

史書

一般の史書なり、

全經

經書全体にて、詩書易禮樂春秋の六經をいふ、

函谷

關の名なり、陝州桃林縣西南十三里にあり、山形函に似たり、故にこの名あり、

二嶠

東西の二嶠あり、東嶠より西嶠に至て三十五里なり、秦關の東漢關の西にあり、嶠山には二陵あり、故に二嶠といへり、

虹の梁

梁は柱の上に棟と打違に亘し、棟を負ひ屋根を支ふるものなり、その曲ること虹の如し、故にこの名あり、故に云く西都賦注曰、梁曲如虹、故言虹梁、

鐙

櫜の端の飾なり、

蓬萊

神仙の居なり、蓬萊、方丈、瀛洲を三山といへり、

文成

徐福の事は、史記始皇本紀にも見えて人の知る所なれど、文成の事は明かならず、文成は漢武帝を欺きしこと上にいへり、秦の時の人にあらざるへし、白氏文集によれば、生不死樂服之、羽化爲天仙、秦皇漢武信此語、方士年々采藥去、徐福文成多任誕云々とあり、

海漫々として邊なし

是より以下の文句は白氏文集の詩の句なり、

卯女

少女なり

月花星彩

抄に云く、杜荀鶴旅懷詩云、月華星彩坐來收、

之罙の大江

山名にして、江にはあらず、東萊、腫縣にありとぞ、

沙丘

長安を去ること二千餘里なり、荊州平郷縣にあり、

白起

白起は鄢の人にして、秦昭王に仕へ、武功多し、遂に武安君に封せらる、昭王五十年に死す、二世常の時の人にあらず、

蒙恬

その先齋の人なり、祖父は蒙驁といふ、秦昭王に仕へて武功あり、その子を武といひ、武の子を恬といへり、始皇に仕へて勳功あり、遂に毒を吞て自殺せり、始皇三十七年なり、されはこれまた二世帝の時の人にあらず、

夏毛の馬

黄に白星のある毛色の馬なるべし、

泉下

黄泉の下なり、

縁書

高兄弟の由縁あるものの頼み書なり、

一人天下に横行する

孟子二卷云、一人衡行天下、武王耻之、注云、衡横也、

幼稚の若御

義詮をいふ、

備前國へ下す

園太曆には、貞和五年四月十一日、右兵衛佐直冬發向長門、於彼國司八箇國成敗とあり、

十七ウ

十七ウ

十六ウ

十六ウ

○直冬西國下向事

喝食 俚言集覽に、又行童とも書くところあり、齋非時の時、食を喝ば、る者の意にて、

禪律の寺院の侍童をいふ、

討手の大將云々 貞和四年五月、紀州大將軍となり發向す、

備後の輓 三津の一にて、古來水路の要港たり、

三津の要港なり、古來水路の要港なり、

卷第二十七

○天下妖怪事付 清水寺炎上事

清水寺 山城洛東八坂郷にあり、

貞和五年 南朝の正平四年に當れり、

犯星客星 是等の星出づれば、臣として主君を犯す兆ありとぞ、

陰陽寮 中務省の被管にして、天文曆數等を管す、

○田樂事付 長講見物事

五六八九寸の安の郡 安齋隨筆に云く、太平記五六八九寸やすのこほり、按

に大坪道禪入道があらはせし、騎術の書に雲霞集と云ふものあり、其の書に、ほそ
橋を馬にをしふる事、高さ一尺ばかりに臺をして、其の上に五六を三つわたして、
其の上を五六度馬をわたして、わづらひなくわたると云々、是によりて考ふるに、
五六とは材木なり、四角なる材木の廣さ六寸、厚さ五寸なる物を云ふなるべし、八
九寸も是に准すべし云々とあり、安郡の事は第九卷の解にあり、

中門

正殿の東西にある長廊下の内に開きたる往來にて、俗にいふ切通なり、古
くは屋根あれど武家に至りて屋根なし、武器の出入に便にしたるなり、中門口は

拍子するもの着く處なり、

音取の笛

樂の調子を合する笛なり、

あやる笠

藁にて編みたる笠にて、狩獵の時などに用ゆ、

鼈

倭訓栞云く、竹籠をいふ、さら／＼とする音をもて名とする也、鼈の字をよめれと字書に考得ず、もと木虎のせなかに齧齧をきざみて是をする也、敢といふ是なりと見えたり、又嬉遊笑覽に云く、田樂のびんさ、らは柏板なり、洛陽田樂記には編木とありてヒンザ、ラと訓したり、ヒンとは編字の訛音にや、又ザ、ラとは其器の鳴音をもて名とせし物と見ゆとあり、

刀玉

嬉遊笑覽に云く、刀子玉を弄ことは古へのさるごうなり、發心集云、田樂猿樂などの中に刀玉と云て危きわざする者あり、是をみれば、刀六ツを三人してとる、むねと上手なる者をば中にたて、前に向へる者一人うしろの方に一人、各刀三ツをもちて前後より我劣らじと早く投かくるを、中にて前より投るを取りて後ろへ投やり、後より投るをば前さまへなげやる、すべて六の刀をとかくさばきやるさま凡夫のしわざともおぼえず、人づてにきかば信すべくもあらぬことなり、

猿樂

鎌倉將軍の世より行はれ、足利將軍の世に及び、盛に行はれたり、其以前に

も古くより散樂とて滑稽の態をする伎あり、この猿樂も是等の舞態に據りて一

種の新曲となりしものなり、田樂と同じく神祭の時神樂に次て盛に行へり、但し猿樂散樂の字は、古來相通用し後に區別するに至れり、

連貫

皮にて作り脚に穿くものなり、

練貫

經は生絲、緯は練絲にて織れる絹布の服なり、儀式の時用ゐる也、尊卑自ら差別あり、

大物の五六

抄に云く、大なる木のことなり、世話にも五六をかけよなど云なり、

しもご

筥の事なり、

長講

叡山西塔釋迦堂守なり、名知れず、

中門口打つ

見物人群集して、木戸を閉づるなり、

鼠戸

門側の切戸をいふ、古今著聞集、頼光の宿に鬼同丸狐戸より入ることあり、喜多村節信の説に、狐の穴はかりの小さき戸にて、今いふくゞり戸の開きか、突あけ戸なるべし、猿樂の芝居の入口に設くとあり、

祇園神幸

祇園祭禮は、六月七日神輿渡御、十四日還御す、

○雲景未來記事

三ウ

雲景未來記の事 北條家金勝院本、この段闕けたり、

愛宕 抄に云く、慶俊と云人南都の道慈に仕へて三論の法を學び、後に此山を開て第一世たり、性に悲愍を懷かし貧病の者を憐みし聖り也、

廣庇 寢殿内の一間通りの庇を、廣庇とも廣縁ともいへり、其他孫庇土庇などの種類なり、

淡路廢帝 明治三年諡號を上りて淳仁天皇と申す、

井上皇后 聖武天皇の御女にて、孝謙天皇の同母妹にまします、光仁天皇の皇后となり給ひしに、巫蠱に坐して廢せられ、御子他戸親王も皇太子たりしを廢せられぬ、後ち共に自殺し給ひき、かくて薨去の後怪異ありしかば、必ず其祟ならんとて、延暦十九年皇后の位を復し靈安寺を建て、皇后親王の靈を吊はれき、

玄昉 俗姓阿刀氏なり、靈龜二年勅を奉して入唐し、智周法師に就て法相の深旨を受け、唐帝より紫衣を賜はり、天平七年に歸朝したり、同十八年六月卒す、

眞濟 俗姓紀氏にて、柿本紀僧正と號す、弘法大師に従て密法を受けて、貞觀二年二月卒す、

寛朝^{クワンヂョウ} 敦實親王の子にて、宇多天皇の御孫なり、密學に通し、遍照寺に居し、池僧正と號す、長徳四年六月遷化す、

四ウ

仁海 元果の弟子なり、密學を稟け、博く衆流を錯綜し、醍醐の側小野の地に於て講を開けり、永承元年五月卒す、

當關白殿 藤原良基公

勸進 僧徒が堂佛像など建立修復等の爲に、信者に勸めて錢物を進らせしむる義なり、

堅牢地神 抄に云く、地神は、惣名なり、地牢は別號也、嘉祥大師云、堅牢者、理體不可壞也、如金剛王無能破者、地依持出生乃智用也、

村雲の僧 村雲は地名にて、妙吉侍者の居住する寺あり、この僧の直義に寵せられし事前卷に見えたり、

獅子の蟲云々 抄に云く、蓮華面經上卷云、譬如獅子命絕身死、若空、若地、若水、若陸、所有衆生不敢食、彼獅子身肉唯獅子身自生、諸蟲還自啖食獅子之肉、

十一代 賴朝より高時に至るまで十二代なり、本文誤れり、

臣君を殺し云々 孝經序云、臣弑其君、子弑其父、亂逆無紀、又序云、諸侯力爭道徳既隱、

下尅上 當時の通言にて、下たる者が、却て上たる者に克つの義なり、

奴 左傳の注に、犯罪沒爲奴とあり、

惡王なから 安徳天皇を指し奉る、是れもとより官評なり、その上の王法は後

文失ひ果てぬるとつゞけて見るべし、

佳摸 よき手本といふことなり、

微運の君 南朝の天皇を申し奉る、

邊鄙外土 大和國を指す、

地口天心を呑む 出所詳ならず、但し上文に高貴清花も君主一人も共に力

を得ず、下輩下賤の士四海を呑むとある意にて、義は明なり、

下刻上 下尅上の誤りなり、

持ちあつかう 持てはやさるゝなり、

○左兵衛督欲誅師直事

畠山清國

國情の誤なり、

世務の綺

世事に關係するなり、

左兵衛佐殿

左を第二十六卷に右に作る、右の方よろし、備後にあることは前

卷に見えたり、

保昌

姓は藤原にて、右馬權頭致忠が子なり、師直は姓高階氏なり、その太刀保昌より傳はりしこと疑はし、一本には保昌を頼光に作る、

○御所を圍事

義旗

参考の注に云ふ、按赤松從師直搆逆、不當稱義旗、作太平記者不知大義乎、

吉良滿義

源義家七代孫、吉良太夫貞義の子なり、

石堂頼房

源義家八代孫、石堂四郎義房の子なり、

石堂頼直

源義家九代孫、師義の子なり、豊島と號す、

石橋和義

源義家九代孫、吉田三郎義博の子なり、石橋と號し、從四位下三河守

尾張修理太夫高經

荒河詮頼

畠山直宗

高師秋

佐々木顯清

里見義宗

苑田美作守

宗清とせり、

波多野下野守

諸異本名を宣直とせり、

七

波多野因幡守

諸異本名を通貞とせり、

禰津小次郎

利仁將軍十一代孫、宮内丞利以が子なり、

齋藤利康

毛利家等の本、朝政を光政とす、よろし、

秋山朝政

源義家八代孫、藏人基氏の子なり、俗名範國といふ、

今川心省

源義家八代孫、式部大輔頼國の子なり、

今川頼貞

源義家八代孫、吉良又太郎經家の子なり、

吉良貞經

矢田次郎義勝の次男なり、

仁木頼章

桃井刑部大輔義綱の次男なり、

桃井義盛

細川和氏の子なり、

細川清氏

土岐六郎頼清の子なり、系圖には大膳大夫刑部少輔とあり、

土岐頼康

土岐頼貞の子なり、明智の一家なり、

土岐頼兼

頼清の子なり、

土岐頼雄

佐々木親綱の子なり、

佐々木氏頼

高山備中守時重の子なり、

佐々木時親

三浦駿河次郎右衛門

名は行家なり、

土屋範遠

土屋三郎宗遠八代孫なり、

伴野長房

多田満仲十一代孫、伴野又三郎泰行の子なり、

二階堂行元

毛利家本行光に作る、よろし、

富樫介

毛利家本に名を高家とせり、

事常篇に絶えたり

事がらの普通ならぬをいふ、言語道斷といふに似たり、

八月十三日

第二十八卷諸本並に十四日に作る、また十五日に作りし本もあり、

曆應

曆應元年は南朝の延元三年にて、南北朝分立ありし年なり、尊氏も此年此

朝を擁して征夷大將軍となれり、

去年

貞和四年なり、

讒者の張本

諸異本に云ふ、上杉畠山二人を賜て首を刎へしと又一本には其

首を六條河原に懸へしとあり、張本とは其首謀者なり、

浮雲の富貴

論語述而篇に云ふ、不義而富且貴、於我如浮雲と、鄭玄曰、富貴而不

以義者、於我如浮雲、非已之有とあり、

○右兵衛佐直冬鎮西沒落事

九月十三日 貞和五年なり、

心筑紫に落鹽の鳴戸 直冬の筑紫國に落ち行く事をかくあやなして書き

しなり、鳴戸は阿波なり、

あらぬひの筑紫 不知火の筑紫なり、日本紀に、景行天皇筑紫に下り給ひし

時、夜は暗く御船つくへき便なかりしに、忽火の光を見て岸につかせ給へりとぞ、
是より筑紫國にかけてかくはいへり、

左馬頭義詮上洛の事 金勝院西源院本この段なし、

○左馬頭義詮上洛事

二十二日 第二十八卷に廿三日に作る、東寺長者補任には、十月廿日義詮自關

東京著云々とあり、

典廐 左右馬寮の唐名なり、

○直義朝臣隱遁事 付 玄慧法印末期事

御歳四十二 諸異本四十一に作る、公卿補任には、貞和五年十二月八日直義出

家年四十四と、系圖には觀應三年直義年四十六とあり、

禪茵 抄に云く、しとねなり茵褥に作へし説文には車中重席也、釋名には車中所

坐者也とあり、

香廬峯の雪 白居易が作れる詩に下云、遺愛寺鐘欹枕聽香爐峯雪攢簾看、

夢かこぞ思ふ云々 事は伊勢物語に見えたり、業平朝臣雪を踏みて、惟喬親

王を小野に訪ひ、懷舊の念に堪へず、歸るに臨み、忘れては夢かこぞおもふ思ひき
や雪ふみわけて君を見んとはどの歌を詠す、親王は文德天皇の御子にして儲貳
たるへかりしを竟に位を得ず、水無瀬の宮におはし、が、かくて御髪おろして小
野に住みたまへり、業平が親王に對する忠實の心は終始變せず、雪中意とせずし
て訪問せし衷情おもひやらる、なり、忘れては現世を忘れてなり、思ひきやは思
ひけりやはにてきはけりの約言なり、

小野の山 山城國愛宕郡にて比叡山の麓なり、

一日思 諸異本今日思とせり、

百年魂 諸異本九原魂とせり、

九回の思 崔魯が詩に、玉樓春暖笙歌夜、肯信愁腸日九回、

○上杉畠山流罪死刑事

六喻般若 抄に曰く、金剛般若經云、如夢幻泡影如露亦如電と、此の六の喻を説
たる故に六喻經とも云なり、

王昭君 王昭君は漢の孝元帝の時の宮女なり、漢王胡國の王單于と和睦せしに、

單于漢王の女を得んとす、漢王宮女を皇女とて遣はさんとし、三千の宮女の中形醜なるものを與へんとて、宮女の名形を圖せしめて選はしむ、宮女とも各畫工に賄賂を遣しその形をよくかゝせたり、時に王昭君畫工に賄賂を與へざりしかば、畫工は其美形を故意に醜陋にしたり、王之を覽て其選に當らしむ、遣はす時之を召して見れば、却て美形なりしが、君子には二言なしとて、遂に胡國に遣はせり、されば薄命にして終れるなり、

胡角一聲霜後夢云々

これは腰句なり、胡角とは胡國の習ひ曉に角といへる笛を吹くなり、霜後夢とは霜夜の夢覺むる心なり、後句は漢宮即ち漢都をは萬里の外に隔て、月をなかれて力を盡くす意なり、さて此詩は和漢朗詠集に出て、江相公の作なり、

紅葉そぬさこ手向山

菅公の歌の、このたひはぬさも取りあへず手向山紅葉の錦神のまに／＼によれるなり、手向山は逢坂にあり、

三千世界云々

この詩和漢朗詠集山寺の條に見えたり、

十二因縁は心裡に空し

十二因縁とは、無明行、識、名色、六入、觸、受、愛、取、有、生、老死これなり、初めの二を過去の二、因次の五を現在の五果、次の三を現在の三、因次の二を未來の二果と稱す、此因果の相よるを縁といふ、さて此嶋の境地の幽玄な

るにより、心裏に空しいへり、

竹生島

近江國琵琶湖の北部にあり、

荒血山

又有乳山に作る、越前國にあり、こゝに愛發の關あり、

淺茅色付

柿本人丸の歌に、矢田の野にあさち色つくあらち山嶺のあは雪塞くぞあるらんとあり、

歸る山

越前國の名所なり、古今集離別部凡河内躬恒の歌に、かへる山何そはありてあるかひはさても留らぬ名にこそありけれ、

蝸牛の角の上

白樂天が對酒といふ題の詩に、蝸牛角上爭何事、石火光中寄此身云々、

刹那

猶頃刻といふが如し、時の最も短きを一刹那といひ、指一つ彈く間は六十刹那なりといふ、

無常の虎の身を責む

抄に云く、大智度論第十九卷に云く、觀無常故不生愛等、諸結使譬如羊近於虎、雖得好草、美水而不能肥、如是諸聖人雖受無漏樂、無常空觀故不生染着、脂云々、無常を虎に譬たり、

月の鼠の根をかぶる

抄に云ふ、佛說譬喻經云、時有一人遊於曠野、爲惡象所逐、怖走無依、見一空井、傍有樹根、即尋根下、潛身井中、有黑白二鼠、互齧樹根、於井四邊

有四毒蛇欲螫其人下有毒龍心畏龍蛇怖樹根斷樹根蜂蜜五滴墮口樹根搖蜂散下螫斯人野火復來燒然此樹王曰是人云何受無量苦貪彼小味爾時世尊告言大王曠野者喻於無明長夜曠遠言彼人者喻於異生象喻無常井喻生死險岸樹根喻命黑白二鼠以喻晝夜夜鬻樹根者喻念々滅其四毒蛇喻於四大蜜喻五欲蜂喻邪思火喻老病毒龍喻死云々竟字函に入たる經なり此中に異生と云は衆生の事也

壁草

古き壁に生する草なり久しからずして枯れはつるものなり

江守

越前國足羽郡なるべし

薄檜皮

檜皮にて屋上を葺くことは古來是を最上とせりその檜皮葺の内にも厚檜皮薄檜皮等の種類あり檜薄皮は厚からずして密なるものにて賞翫せり

三葉四葉

屋の棟を作り出せる形容なり古今の序歌に「此の殿はむべもとみけるさき草の三葉四葉に殿つくりせり」

霑交

霑は霰の誤なるべし

些寸延びて

普通のものよりや、長きをいふ

御自害候へ云々

系圖によれば畠山直宗上杉重能貞和五年十二月於配所被殺とあり

○大嘗會事

十二カ
十二ウ

大嘗會の事

金勝院西源院本この段なし天正本には崇光院御即位事とせり

本文主として即位の事を記したればこの方よろし園太曆等によれば崇光帝の時は天下騷亂に因て大同の例を用ゐる御禊大嘗會のことは行はざりしと見ゆ

洞院公賢

中園相國と號す實世實夏の父なり

邂逅

期せずして會するをいふたまさかと訓す

保安

鳥羽天皇の時の年號なり

久壽

近衛天皇の時の年號なり

三條家信

諸異本家信の上に三條坊門大納言通冬新大納言實繼殿中納言忠嗣大炊御門中納言家信とありこれよろし

高倉廣通

藤原鎌足公廿一代孫參議從三位有通卿の子なり

冷泉經隆

藤原鎌足公廿四代孫正三位左大辨宰相賴隆卿の子なり

花山院家賢

藤原鎌足公廿三代孫左中將經賢卿の子なり

菊亭公眞

諸異本公眞を公直とすよろし大納言實尹の子なり

緇素

抄に云く緇は出家なり素は俗を云

阿房宮

秦始皇の宮殿なり山の隈を阿房といふ殿を茲に造りしかはかくいふ

姑蘇臺

吳王夫差の臺の名吳都にありきとぞ

十三カ

卷第二十八

○義詮朝臣御政務事

貞和六年

南朝の正平五年に當れり、

宰相中將義詮

義詮この時未だ宰相たらず、蓋し追稱せしなり、

魯の哀公

定公の子なり、字を蔣といへり、

季桓子

魯の太夫平子の子なり、姓は季、名は桓子、字は斯なり、

○太宰少貳奉賀直冬事

太宰少貳賴尙

藤原秀郷十四代孫太宰少貳筑後守貞經入道妙惠が嫡男なり、

○三角入道謀叛事

はやり 心はやるにて急ぐをいふ、

三吉一揆

一本三文字一揆とあるは、三吉の家紋三文字なればなり、

六千餘騎

前に二萬と記したり、相齟齬せり、

足立又五郎

一本又の字なく、又又太郎ともあり、西源院本には名は正成とせり、

山口新左衛門尉

金勝院本には名は政佐とあり、

二ウ

えいや聲云々

金勝院本には、忍聲にて云々とせり、夜に乘して襲撃せしさまなれば、忍聲の方さもありなん、

鉢付 鍬を甲の鉢へつけたる所なり、

兵伏野飛雁亂行

孫子に云ふ、鳥起者伏也、獸駭者覆也、

○直冬朝臣蜂起事付 將軍御進發事

去月十三日

去月は去年の誤りなるへし、直冬の備後より肥後に逃れしは、貞

三カ

和五年九月十三日なり、

鹿子木大炊助

金勝院本に名は貞昭とせり、

代官宗利

諸異本宗利部丞とし、西源院本に名は利重とせり、

二島 壹岐對馬をいふ、

上様 尊氏を尊敬していへり、

十月十三日

園太暦には、廿八日將軍進發云々、東寺長者補任には二十七日とあり、

○錦小路殿落南方事

石堂賴房

天正本には、知久四郎左衛門尉とあり、これよろし、諸本の下段に、直義潜かに出京し大和に至り、一日を隔て、後賴房大和に至るとの文あり、この時

三ウ

直義に従て出京せしは、知久四郎にして頼房にあらざるへし、合せて次章の本文を見よ、

落ち給ふ 園太暦に觀應元年十月二十六日夜直義逐電云々、祇園執行日記抄には、十月二十七日曉、錦小路殿逐電、洛中騒動云々、

其方様 直義が家の人々を指していふ、

三日か中云々 園太暦によれば、武衛禪門宿所縱横風聞、所詮實説無之歟、或云師直搜之沙汰後可進發之由、頻雖搆之將軍不聞入發向、諸人或不審云々などありて、直義も其蹤跡を巧に隠す、よりて種々の風聞を生せり、

○自持明院被成院宣事

隠れたる氣色 その蹤跡も遂に人々の知る所となりしなり、
何様天氣ならでは 勅詔又は院宣を蒙らでは、事をなすに順逆の差別なければとなり、

院宣 園太暦に、追討事被下院宣、眞實將軍所存歟とありて、院宣を尊氏に下されぬ、眞實將軍所存歟云々とあるは、蓋し尊氏は實は直義直冬を討つの心なく、師直の爲めに詮なく此に出てしものにや、もとより此亂の依る所は、初め直義は師直を誅せんとして別心なかりしか、却て師直の爲めに制せられたる事なれば、尊氏

四ウ

四ウ

五ウ

も此に至ては其處置に苦心せしものと見えたり、さて又本文には直義に院宣を賜ひしこと、せり、されどその文中父叔とあるは尊氏直義を指したるにて、直義は此時既に父叔なし、又左兵衛督に任すとあれど、直義は既に北朝にありて左兵衛督たり、さすればこの院宣は直冬に賜はりたりとせは意通すへし、且つは北朝も師直か跋扈を惡みてこの院宣を下されしにや、又園太暦には、その院宣は載せされども、双方に院宣を下されしは疑はしきことなり、

班鳩宮 聖德太子の別宮なり、

權中納言國俊 藤厚鎌足公廿三代孫正三位參議國房の子なり、

○慧源禪巷南方合體事付漢楚合戰事

負荆 杖を負ふと同意なり、前に注せり、
天聽を掠め奉る 天子を欺き奉るの意なり、

廿餘年の間 建武二年尊氏反逆してより、觀應元年に至るまで實に十六年なり、

臍を噛む 左傳に云ふ、若不早圖、後君噬臍とあり、齊は臍に同じ、悔ゆども及はすとなり、

二條關白 公卿補任異説によれば、師基觀應二年十二月廿八日關白たり、もと

前左大臣從一位とあれど詳ならず、

異議區々

金勝院本この下、親房か議を載せずして云ふ、諸卿同心して即ち勅免の綸旨を下さる、云々とあり、

北畠准后禪閣

親房卿をいふ、禪閣の閣は門と作るへし、卿は關白にはあらざれはなり、

濮陽の東

即ち濮州の濮陽縣を濮陽といへり、古への吳の國なり、

孫心

史記本紀に云く、孫心民間爲人牧羊、立以爲楚懷王、

蘇角

秦の將なり、

函谷關

山形函の如し故に函關と稱すといふ、

人魚の油

抄に云く、史云、以人魚膏爲燭、中畧、異物志云、人魚似人形、長尺餘、不堪食、皮利於鮫魚、鋸材木、項上有小穿、氣從中出、東海中、按今帝王用漆燈、家中則火不滅、

とあり、

始作俑人無後乎

孟子梁惠王上篇に云ふ、仲尼曰始作俑者、其無後乎、爲其象人而用之也とあり、俑は葬に後ふ木偶人なり、其意生人の形に象り之を用ゐて殉葬するは不仁なり、かゝる人に後胤あきなりとて、虐政を以て民を残ふのその不仁甚たしきを喩譬せしものなり、

六

五

文宣王

孔子の諡なり、

九泉の寶玉

地に九重あり、故に九泉といへりとぞ、

旦日項王の陣云々

本紀には、項伯か沛公に對しての辭とせり、本文と旨違へり、

項莊

項羽の從弟なり、

帶きたる所の太刀

本紀には、舉所佩玉珥以示之者三とあり、

樂已に徹せん

徹の字には、通徹と徹去との二義あり、こゝは徹去の義なり、樂の過ぎ去るなり、

樊噲

沛邑の人なり、忠功により後ち舞陽侯に封せらる、

七尾

七頭と同意なり、

龔

豕なり、その肩とは豕の三歳許のものを用ふるといふ、

夏侯嬰

沛邑の人なり、

彭越

昌邑の人なり、字は仲といふ、將軍となり忠功あり、

曹參

沛人なり、字は敬伯といふ、

陣平

陽武戶牖郷の人なり、奇計を出して沛公を佐けぬ、

周勃

廉直の人なり、文帝の時に丞相の官に任せらる、

八

八

七

七

六

黥布

姓は英氏なり、初め項羽が屬卒となり、後漢に仕へ淮南王となれり、

盧綰

豐人なり、將軍に任せらる、

張耳

大の梁の人なり、

王陵

沛人なり、

劉賈

功により荆王に封せらる、

酈商

高陽の人なり、

灌嬰

睢陽にて繪を賣りしものにて、遂に沛公に隨ひて功あり、

夏侯嬰

沛邑の人なり、沛公の厩奉行をしたり、

傅寬

忠功により陽陵侯に封せらる、

劉敬

齊の人なり、元來は婁敬といひしが高祖の姓を陽はりてかくいへり、春宮

君となれり、

吳芮

後に衡山王となれり、

酈食其

高陽の人なり、

隨何

初め項羽に仕へ、後ち漢に降れり、

陸賈

楚の人なり、辨口の達せしものなり、

叔孫通

薛の人なり、文學を以て名あり、

呂項

呂后の族なり、

長史欣

雍州の人なり、櫟陽獄官となれり、

都尉董翳

翟王となれり、

司馬欣

林塞の人なり、

魏王豹

西魏王となり、後ち漢に降る、

瑕丘申陽

瑕在縣は山に屬す、申は姓、陽は名なり、河南王となれり、

司馬卬

木趙の將なり、

常山王張耳

もとは秦の將なり、賢者たり、趙州の王として襄國に居たり、

義帝柱國共敖

臨江國の王となり、常に江陵に都す、柱國は官なり、

遼東韓廣

始めは燕王にて、後遼東に居たり、

燕將臧荼

燕王となり、常に薊に都したり、

田市

始めは齊王にて、後膠東王たり、

田都

齊の大將にて、齊王たり、

田安

王建が孫なり、濟北王となれり、

田榮

齊臣にて、成安君となれり、

陳餘

賢臣にして功業の聞えあり、南皮城に居す、

番君 即ち衡山王吳芮なり、

雍王章邯 秦の將軍なりしか項王に降れり、乃立てり雍王に封す、

靈壁 彭城の南にあり、

周呂侯 高祖の妃呂后の兄なり、呂は縣名にてこの所に封す、

廣武 滎陽縣西二十里にあり、こゝに東西の兩城を築きて相對せり、

卿子冠軍 卿は卿大夫の尊、子は子男の爵、冠は人の首なり、宗義を尊てかくいへり、

故主を逐誅す 田氏趙歇韓廣が屬なり、

挺楚 杖笞の事なり、

草摺の引敷 後ろの草摺を引敷といへり、

樓煩 本來は所の名なり、鷹門と云所にある縣の名なり、人名にはあらざれど、在

名を呼ぶこともあれば苦しからざるかと、抄に説かれたり、

下針をも射る 小きものをもよく射當つる譬へなり、

太牢 牛羊豕を具へたる饗應なり、牛を去て羊豕のみを用るをは少牢といへり、

范增血を吐き云々 史記などには疽發背死とあり、

壽春 壽州の壽春縣なり、

城父 亳州縣にあり、

大司馬周殷 漢王五年十月項羽に叛き高祖に歸せり、

垓下の城 垓は堤の名にて、沛郡にあり、

楚歌 顔師古曰く、楚人之歌也、

烏江の亭の長 和州の烏江縣なり、亭とは我國の郡又は郷といふか如し、長と

は名にあらず、その所の長者たる人なり、

赤泉侯 揚喜といへるものなり、

呂馬童 中水侯に封せらる、

溫故知新 論語爲政篇に、子曰、溫故而知新、可以爲師矣とあり、溫は尋、故は古な

り、安井息軒氏は溫は溫燂の義にて之を研究すること、故は典故故事の故なりと

撥亂復正 此字貞觀政要に見えたり、

景命 詩經の注に景大也とあり、

正平五年 北朝の貞和五年に當れり、

足利左兵衛督 諸異本には、足利左馬頭とあり、これよろし、雜日記には、足利入

道左馬頭とあり、建武年中直義は左馬頭にて反逆す、後ち北朝左兵衛督に任し、今

卷第二十九

○宮方京攻事

吉野殿

後村上天皇と申す

觀應二年

南朝の正平六年なり

治承の古へ

實は壽永の事なり

天台山まで

比叡山をいふ

十一日

四日の誤りなるへし、壽永二年七月二十五日平家沒落し、廿八日本曾義仲入洛す、其間四日なり

○將軍上洛事 付阿保秋山河原軍事

窮子他國より歸

抄に云く、此は法華經の信解品に明せり、譬へば長者の子

が拙く謬て他國へ逃逝て乞食の窮人となれり、長者はこれを尋求て偶に相値て

此實我子我實其父と名乗ける時の歡を作すを云なり、經の意長者をば釋尊に譬

へ、乞食の窮子をば舍利弗目連が久く釋迦を忘て六道に流轉しありくに比たり、

今比叡山

沙法院のあたりによりて、阿彌陀峯の麓なり

引かではやはか戰ふ、引き退かざれば如何でか戰はれんとの意なり、即ち

敵の後へ廻るが故也

白瓦毛なる馬

瓦毛馬は黃に白みある馬なり、されば黃に白みが勝ちたる馬なり

秋山光政

秋山遠光が末孫なり

黃石公子房に授く

子房は張良なり、黃石公張良に兵書を授けしことをいふ

連錢葦毛なる馬

葦毛にて錢をならべたる如き毛色の馬

吳氏

名は起といふ、衛の人、好て兵を用ふ、嘗て曾子に學ぶ、魯君に事へたり

孫氏

名は武といふ、齊の人、兵法を以て名あり

白引の精兵

矢を番ひて射す、唯口頭にて強弓を誇るをいふ

ばさら繪

倭訓栞に云く、太平記にばさら風又そゝるなるばさらにふけり、又

扇うち羽のばさら繪など見えたり、拔折羅と書り、今も粗扇をばさくといへり、

千手經若爲降伏一切大魔神者當於跋折羅手と見えたり

白河

京都の洛東にあり、流れて鴨河に注ぐ、古へは今の白河村より鴨河東山の

間洛中九條筋の東に至るまでを白河といひ、其境太た廣かりしとぞ

羽林

唐の官名にて、我朝の左右近衛府に當れり、義詮は左近衛中將なればかく

四ナ

ニウ

三ナ

二ウ

二ナ

一ウ

一ナ

四ウ

○將軍親子御退失事付井原石窟事

吉凶は糺へる繩の如し 文選廿卷に出づ注に云ふ糾繩は索なり吉凶相糺くること索の兩股の纏へるか如しと即相離れがたき意

東嶺 京都の東山なり

井原石窟 丹波國氷上郡井原郷にあり石窟寺は眞言宗に屬し土俗岩谷といへり

翰鳥の繳を出て 抄に云く文選第十七云若翰鳥纓繳而墜層雲之峻言速也云々周易注云翰高飛也說文曰繳生絲纆也高飛ぶ鳥の絲にかゝりてはたと落るを云たぞ今のこゝろは此文を翻して書たぞ

座さまさず 絶えず護摩を焼いて祈りしなり即ち長日の御修法にて不斷に之を行ひ僧座の常にあたゝまれるを以てしかいふ

有司 職ある人なり

朱雀院の御宇 天慶三年なり

○越後守自石見引返事

備前 諸異本備後に作るよろし下文に師夏は備後に著とあり

五ウ

五ウ

上杉彈正少弼

本文前後名を朝定とせり櫻雲記及び系圖によれば備中にて師泰と戦ひしは朝房なり

汗馬 馬汗を出す程に勞せるをいふ

又五郎 諸異本に名は師高とせり

ねち頸 刀を用ひず頭をねぢて斷つ事なり

足纏 物の足にまとひて歩みがたきなりこゝはたゞ邪魔になる意に用ひたり

逸物 普通は名馬をかくいへどこゝは好都合なりといふ如き意なり

芳賀 西源院天正本には坪和に作るよろし芳賀は下野の住人にて坪和は美作の人なりされど訓は共に同じ

六ウ

六ウ

○光明寺合戦事付師直恠異事

石堂右馬權頭 西源院本には名は頼房とあり第十四卷には右馬頭を中務大

輔頼房が下に出だし別に一人となせりさるに今いふ右馬頭は乃ち頼房なり前後一ならず惑ひやすし

愛曾伊勢守 金勝院本には名は遠充とあり

矢野遠江守 金勝院本には名は行泰とあり

名詮自性の理 唯識論二卷の文なり名は本來自性の體を顯はすものなり名

七

浦上景嗣

行景の弟なり、

心落に落つ

を落つるをいふ、

味方の覺束なきを見て、臆したる心出て來て堪へ難くなりて城

三熱の焰

貪瞋痴の三をいふ、

關伽井

關伽とは梵語にて佛に供すへき水なり、

先年藏王堂云々

事は前に出づ

○小清水合戰事付瑞夢事

上杉藏人大夫

金勝院本に云ふ、名は義依とあり、

湯山

攝津國有馬郡有馬温泉のある所なり、

上杉左馬頭

名は朝房なり、

御影濱

攝津國武庫郡住吉の西南五町許にあり、

絹三幅を長さ五尺に縫合せて

五武器談に云く、絹三幅を長さ五尺に縫合せて兩方に赤き手を付たる旗は是定式にあらず、自餘の勢に紛れぬ爲にしたる也、定式兩方に手を付る事なし、

雀の松原

攝津の武庫郡魚崎より深江邊の濱の松原をさすが如しと地名辭

八

八

十一

書にあり、

草わき

草別にて馬の胸のあたり草を分ぐるところなり、

藤田小次郎

金勝院本にいふ、名は頼定とあり、

猪俣彈正左衛門

金勝院本にいふ、名は行法とあり、

松田左近將監

重明なり、

小守勝手の明神

吉野の鎮守なり、

甲斐の黒駒

昔甲斐より黒駒の逸物を多く出したたり、

蘇我馬子

大臣稻目の子なり、

妹子大臣

書紀に馬子の黨にかゝる人なし誤か、

跡見赤檣

馬子に屬して守屋を射殺し、者なり、檣を檣にかけけるは非なり、

秦河勝

聖德太子の臣なり、山城葛野の人なり、

○松岡城周章事

福良の渡

あり、

淡路に福良といふ港あり、其處なるへし、金勝院本には津倉の渡と

饗庭命鶴

園太曆によれば、名は氏直とあり、

海老名六郎

一本名を季行とせり、第二十七卷本文には季直とあり、

十

十

九

九

長井治部少輔 第二十四卷に時春とせり、金勝院本には實隆とあり、

佐竹加賀 金勝院本には、名は利氏とあり、

越後將監師世 師泰の子なるへし、

高備前五郎 名は師友にて、師直の子なり、

高備前守 金勝院本に名は師滿とあり、系圖には師幸とあり、

遠江次郎 金勝院本に、遠江守師賢に作る、

彦部 天正本には、七郎の字あり、

鹿目 天正本には、平次左衛門の字あり、

河津 天正本には、左衛門氏明の字あり、

掛羅 禪家の袈裟なり佛教いろは字典に、又掛子と言ふ、即緒子の異稱なり、或は掛落に作るもあり、

廐侍 遠待の如く人々の控へ居る一の室なり、

思ひざし 自害の思ひ出に蓋をさすことなり、

信濃五郎直頼 圓心の三男彈正少弼氏範の子貞則の三男なり、

鳥之將死其鳴也哀 論語泰伯篇に、曾子の語として出づ、

奥次郎左衛門尉 金勝院に、名は重次とあり、

十一ウ

岡本次郎左衛門

とあり、

金勝院本に、太郎左衛門行昌に作る、諸異本には名は重久

無明の酒 抄に云く妙法聖念經第七卷云勿飲無明酒

○師直師泰出家事付藥師寺遁世事

去年の振舞 師直尊氏を圍みしは貞和五年なり、されは去年は去々年たるへし、

持戒持律の僧 道德堅固の僧といふ意なり、

嗚呼豎子不堪俱計

鴻門の會に、項羽は遂に沛公を討ち得ず逃しやりぬ、剩へ沛公より種々の寶物を項羽へ贈りしに、項羽悦ひしかば范増は主君項羽の俱に計るに足らざるを知り、劍を抜きその贈物を打破て棄てしが、その時この語を爲せしなり、

佛種は縁より起る

子細あり、

抄に云く、法華經一卷云、佛種從縁起、是故說一乘と、深き

越後中太義仲を諫む

義經範賴義仲を伐たんとて、既に宇治勢多を破り、京都に攻入らんとす、時に義仲夫人松殿と別る、に忍ひす猶豫しければ、越後中太義仲の目前に腹搔き切りて諫む、義仲乃ち近江の方へ落ちられたり、

十二ウ

十二ウ

○師冬自害事付諏方五郎事

時衆 未詳ならず時宗僧の事か、

左衛門藏人

櫻雲記に、能憲高師冬を攻めて之を殺す、即ち上洛して直義に屬して師直を攻むと、系圖を按すれば能憲は重行が子、重能が養子たり、或家譜には憲顯か子に作り、重能か養子とあり、二説も亦本文と異なれり、

三戸七郎

金勝院本には名は氏鎮とあり、

諏訪下宮祝部

金勝院本には訪諏下宮祝部神祇少副隆種云々とあり、

八代の某

毛利家本には八代元國に作り、金勝院本には八代六郎高金とし、天正本には尾代光國とあり、

諏訪五郎

金勝院本には名は眞親とあり、

曾參は復車於勝母之郷

家語にいふ、曾參南武城人なり、字子與、少孔子四十六歳、志存孝道、復車於勝母之郷と、勝母の名を忌みたるなり、孔子も勝母に日暮れたれど宿せざりしことあり、

孔子は忍渴於盜泉之水

同じく盜泉の名を惡みて、渴を忍て飲まざるなり、

腹搔き切りて云々

當樂記、櫻雲記並に云ふ、觀應二年正月十七日師冬殺さ

十三カ

る、と見えたり、

道勝

系圖には道昭に作り、天正本には、山口入道惠忍とあり、

提鞞

下鞞とも書く、剃髮者の帶するものにて、形守刀の如く、柄鞞とも木にて作る、鞞に穴あり、之に緒を通し火打袋をつけて腰に提ぐるが故にこの名あり、

○師直以下被誅事付仁義血氣勇者事

廿六日

園太曆等には、廿七日に作る、

蓮の葉笠

蓮葉の如く二つに折れたる笠なり、韭山笠の如きものなるへし、

藕花の穴

蓮の莖の穴なり、

歡喜苑

抄に云く起世經云、善見大城北門之外、經二十由旬有大園林、名曰歡喜周廻、一千由旬、俱舍論には喜林苑と云ふ同意なり、諸の夫人此中に入れば、自然に歡喜の意生する故に苑の名とせり、

千鍾の祿

孟子には、萬鍾之祿と云へり、左傳注に、釜十爲鍾、六斛四升なり、

萬戸の俟

萬戸を領せる俟なり、

馬さくりの水

馬の蹄ではねとばす水なり、

三浦八郎左衛門

金勝院本に、名澄知とあり、

吉江小四郎

金勝院本に名は時宣とあり、

十三カ

十四カ

十四ウ

打刀 五武器談に云く、今世の侍の指す大小の大なり、懷に差たることは僧衣の下に隠して挾たるなり、其たけ短きを用ひしなり、

ごつ、け きつ、けの事か、

井野彌四郎 金勝院本には、彌の字なく、名は幸成とあり、

小田五郎 金勝院本に名は惟則とあり、

山口入道 俗名師茂師直の弟なり

小林又次郎 金勝院本には又四郎教房とあり、

佐々宇六郎左衛門 金勝院本には佐々宇を佐々布とし、名を久元とあり、

高山又次郎 金勝院本には、名は子經サチツネとあり

阿佐美三郎左衛門 諸異本阿佐美を宇佐美とし、金勝院本には宇佐美とし

て、名を助久とせり、

鹿目平次左衛門 金勝院本には、名は直方とあり、

塵取 輕便なる一種の乗物の名なり、

西左衛門四郎 金勝院本には、名は則基とあり、

年未十五に満たず 常樂記には、年十三とあり、

仁義の勇者云々 孟子の卷三に詳し、

十五ウ

十五カ

世の變する事 後醍醐帝高時を亡し給ふ時と、尊氏反逆して北朝を興す時とを、兩度世の變するとはいひしなり、

仁者必有勇云々 論語憲問篇に出づ、

卷第三十

○將軍御兄弟和睦事 付天狗勢汰事

志合則胡越も地を不隔

文選第卅九にいふ、意合則胡越爲昆弟とあり、廣弘明集十三にも、道合則萬里懸應、勢乖則肝膽楚越とあり、

骨肉

呂氏春秋に、父母之於子謂之骨肉之親、もと禮記文王世子の篇に出づ、

錦小路殿

又高倉殿三條殿ともいへり、皆直義のことなり、各その住所の地名にて、住所變る毎にかゝる名稱ありしものと見えたり、

四つになり給ふ

園太曆常樂記には、五歳に作る、よろし、

旨別源

建長寺東明和尚の門弟なり、

棠棣花

詩經に、常棣之華、鄂不韡々、此花は兩々相背きて咲きて後は合するなり、兄弟各別のやうなれども遂には一體となるに比す、此も兄弟の事にたとへたるなり、

此二十餘年

建武元年より此に至る僅に十八年のみ、二の字衍なるべし、

用則鼠も爲虎云々

文選にいふ、尊之則爲將、卑之則爲虜、抗之則在青雲之上、抑之則在深淵之下、用之則爲虎、不用則爲鼠、

東方朔

西漢の孝武皇帝の時の人にして、滑稽の才を以て名あり、

織芥

事の細微を喻へていふ、

附鳳の勢を貪り

文選の注に附鳳攀龍並集天衢と、又攀龍鱗附鳳翼とあり、

師範

則祐の子なり、

範直

舍弟とあれど、系圖には師範の兄とあり、又範直も諸異本及び二十九卷の本文に、直頼に作る、よろし、

故兵部卿親王の若宮

親王は大塔宮護良親王なり、則祐は初め親王に従ひ縁故深し、若宮は櫻雲記に名は陸良とあり、或説には常陸宮といふと、詳ならず、

○高倉殿京都退去事 付殷紂王事

石堂入道

四郎頼茂の子なり、俗名は義房といへり、

木目荒血

各山名にて、越前より都へ上る道にて切所なり、

富樫介

北條本金勝院本にいふ、名は高家とあり、

吉見

異本には吉見參河守氏頼とあり、氏頼は大藏頼隆か子なり、

將軍の御屋形へ云々

園太曆には、七月晦日夜、直義逐電、時尊氏欲征近江、在石山、八月五日歸自石山、義詮在播州、八月三日歸洛とあり、本文八月朔日尊氏義詮在京のよしなれといかがあらん、

褒貶の短冊 歌の批評の短冊の義にやなほ考ふべし、

藤原有範 藤原武智麿十九代孫民部卿藤範の子なり、

西伯 文王西方諸侯の長となり、征伐を專にするを得たり、故にかくいへり、

牖里 相州湯陰縣北九里にあり、

大宛 史記大宛傳にいふ、大宛去長安一萬二千五百五十里、

史編 周大史名は編にて、卜を掌るものなり、

泰伯 周太王の長子は泰伯、次子は仲雍、其次は季歷といへり、季歷聖德あり、太伯

その天下に主たるへきを知り、國を季歷に傳へたり、

○直義追罰宣旨御使事付鳴社鳴動事

三千餘騎 一本二千とし、又五百ともせり、

鳴の糺の神殿 今の下加茂の社内なり、

國清頻に云々 天正本には、畠山國清の上に、細川顯氏を加へたり、

○薩埵山合戰事

薩埵山 東海道由井と奥津との間にあり、南は駿河灣に臨み、北は山岳重疊せり、

宣旨 参考にいふ、本文所謂宣旨者吉野帝之綸旨也、非北朝之宣旨、按此時尊氏既

與南朝約、欲以吉野帝爲主、南朝伴許之、尊氏因請南朝綸旨赴關東討直義、由此十一

月尊氏廢崇光帝、園太曆東寺長者補任等足證也、詳出于南朝與義詮伴御和陸段可合考、

翌日 園太曆等には、十一月四日關東に發向し、十四日は將軍并宰相中將入洛の日とせり、

今川心省 基氏の子なり、俗名範國、正光寺と號す、

今川伊豫守 天正本には上總介範氏とあり、本文この下に又上總介に作る、伊豫守は範氏の弟貞世なり、

千葉介 諸本名を貞胤とせり、

長井兄弟 西源院本には、兄弟の字なく、長井某同治部少輔に作れり、

上杉憲顯 藏人憲房の次男なり、

宇都部佐 金勝院本は、宇津山とし、天正本は宇都屋とせり、

宇都宮 天正本には、伊豫守氏綱の字加はる、氏綱は公綱の子なり、

藥師寺元可 俗名公義といへり、その出家せしことは、前文直降參の條に見えたり、

芳賀貞經 貞經後文公賴或は高貞につくり、異本にも前後一ならず、孰れとも定めかたし

六ナ

六ウ

七ナ

宇都宮 野州宇都宮の住人なれば、この明神の氏子とはいふなり、

石堂 西源院本には、桃井に作り、天正本には、直義に作れり、

寄手數百人 天正本、數千人につくる、

二萬餘騎 天正本、二千餘騎につくる、

正月六日 文和元年なり、園太曆に觀應二年十二月、聞將軍兄弟合體必定云々

とあり、

○慧源禪門逝去事

觀應三年 此歳文和と改む、南朝の正平七年なり、

去々年 貞和五年に、上杉重能師直の爲に殺さる、されは文和元年に至りて四年

なり、先年に作るへきにや、

去年 觀應二年なり、

今年 文和元年なり、

三過門間老病死云々

東坡の詩なり、其次句に存亡慣見渾無涙、郷井難忘尙

三年の中に日を替へず云々

春湊浪話に云く、上杉重能高師直直義朝臣の事を、三年の中に日を替へず報いけるこそ不思議なれとあれども、上杉か殺さ

セウ

れたるは貞和五年十二月廿日なり、高が殺されたるは觀應二年二月廿五日なり
直義の鳩死せられしは觀應三年二月廿六日なり、三年にあらず、四年なり、日を替へずとあれど同じ日に非ず、

業報 衆生身口意の三業を原因して、感得せる果報をいふ、

冥の照覽 冥は此世の外の事なれば、此にては神明といふことなり、

樂盡きて悲來る 陳鴻長恨歌傳に、時移事去、樂盡哀來とあり、

○吉野殿與相公羽林御和睦事付住吉松折事

奏聞 園太曆等によれば、この武家奏清は觀應二年尊氏京に在るの時、尊氏既に

この謀をなせり、今義詮の謀りしか如く記し、はわろし、

二條良基 藤原鎌足公二十二代孫従一位關白左大臣道平の子なり、諸異本左

大臣に作る、よろし、

近衛道嗣 鎌足公二十四代孫従一位關白左大臣基嗣の子なり、

久我通相 貝平親王十二代孫従一位太政大臣長通の子なり、

葉室大納言 公卿補任を按するに、時に中納言たり、

鷹司冬通 鎌足公二十四代孫従一位左大臣師平の子なり、

三條公忠 内大臣實忠の子なり、

三條實繼 鎌足公二十二代孫從二位内大臣公秀の子なり、
松殿忠嗣 鎌足公二十代孫正三位參議通輔の子なり、公卿補任を按すれば、時
に中納言たり、

今小路良冬 鎌足公二十二代孫從一位攝政太政大臣二條兼基の子なり、公卿
補任を按すれば、時に中納言たり、

西園寺實俊 權大納言公宗の子なり、公卿補任を按すれば、時に中納言たり、
裏築地忠季 裏築地を或は正親町につくる、公卿補任を按すれば、時に中納言
たり、

大炊御門家信 鎌足公廿三代孫從一位内大臣冬氏の子なり、

四條隆持 河邊左大臣魚名公十三代代孫正二位參議隆有の子なり、

菊亭公直 鎌足公廿六代孫正二位權大言實尹の子なり、公卿補任を按すれば、
時に參議たり、

二條師良 從一位攝政關白太政大臣良基の子なり、公卿補任を按するに、未だ
中納言たらざるなり、

花山院兼定 鎌足公廿三代孫正二位内大臣長定の子なり、公卿補任を按すれ
ば、未だ中納言たらざるなり、

葉室長顯 大納言長隆の子なり、公卿補任を按すれば、時に參議たり、

萬里小路仲房 鎌足公廿三代孫從二位左大辨季房の子なり、公卿補任を按す
れば、時に藏人頭たり、文和三年に至て中納言に任せらる、

德大寺實時 鎌足公廿二代孫正二位内大臣公清の公清の子なり、按するに實
時は延文二年に至て中納言に任せらる、天正本には左中將に作りて殿上人の列
にあり、

勘解由小路兼綱 鎌足公廿二代孫從二位權中納言光業の子なり、天正本に
は兼綱以下殿上人の列に在り、

堀河家賢 鎌足公廿三代孫左中將經賢の子なり、

三條公豐 鎌足公廿三代孫從一位内大臣實繼の子なり、公卿補任を按すれば、
未だ參議たらず、

坊城經方 鎌足公二十七代孫正二位内大臣勸修寺經顯の子なり、

日野教光 直夏卿十八代孫正二位權大納言資明の子なり、按するに、文和五年
に至て參議に任す、

中御門宣明 公卿補任を按するに、時に中納言たり、

四條隆家 河邊左大臣魚名公十三代孫油小路權大納言隆蔭の子なり、

日野保光

大納言資明の子なり、土御門と號す、

權右中辨親顯

中言親時の子なり、

日野忠光

大納言資明の子なり、柳原と號す、

平信兼

從三位範高の子なり、

勘解由次官行知

從三位平行兼の子なり、

右兵衛佐嗣房

藤原仲房の子なり、

非參議

前に參議たりし者、或は參議ならざるも二三位にして參議たるべき程の者をかくいふ、職名にはあらず、

三條通冬

具平親王十二世孫正二位内大臣通顯の子なり、

本の官位に被復

園太曆を按するに、通冬賀名生に至て權中納言に任す、今本官に復すとあるはわろし、

新待賢門院

准三后廉子阿野左中將公廉の女なり、

嚴君

父母をいふ、

花族

清華の族をいふ、

正平六年

北朝の觀應二年に當れり、翠年正平七年は北朝の文和元年なり、

吉野十八郷

大和吉野郡の十八郷なれど、未詳ならず、

九才

吉田宗房

鎌足廿三代孫從二位吉田内大臣定房の子なり、

嗚呼

鳥許といふ字の書きひかめたるなるべし、鳥許は南蠻の國名にて、其國の人は俗語にいふちよこさいなる事をするなりとぞ、

廿七日

異本に廿日と作る、第三十一卷の本文等にも廿日とあり、この方よろし、

中院顯能

北畠親房の子なり、中院或は畠山と稱す、

旗の手を解き

忍ひて寄する時は敵に知られぬ様に旗を卷くものなり、故に

侍所

侍所は鎌倉の時より起りて、諸侍の進退を司る所なり、侍所には別當と所

射手三百餘人

金勝院本には、三の字なし、

五百餘騎

本文この上三百に作る、

弓杖三杖はかり

弓杖三杖は、鳥打の下の邊りを持て杖きて足立より、弓の

和田に被取

和田時に年十六歳と、西源院本にあり、

○相公江州落事

義詮江州落

園太曆には、正平七年閏二月廿日、義詮沒落東國云々とあり、

十才

九才

十ウ

近江の四十九院 犬上郡川瀬村の西に接する地名今は豊郷村と改む、もとは寺號にして今の唯念寺といふはその遺跡とぞ、

土岐

参考に頼康と分注せり、

○持明院殿吉野還幸事付梶井宮事

同廿三日 劔璽を南方に渡し、は實に觀應二年なり、今文和元年二月とせり、觀應二年十二月の誤りなり、

中院具忠

具平親王八代孫中院宰相通清の子なり、

三度大嘗會云々

三度は二度の誤りなり、光嚴光明の南帝大嘗會を行ひ給へり、崇光帝即位し給ひ大嘗會を行はせ給はんとせしに、天下騷亂に因て行はざりき、

清暑堂の御神樂

清暑堂は、拾芥抄に大嘗會五節於此所行之とあり、

御神樂は中古より起れり、十一月辰の日に、行はる、管絃などもあり、

同二十七日 園太曆等には、正平七年閏二月廿一日とあり、又皇年代略記には、

二十日とあり、

椿嶺の陰 隱居のことなり、

花山の跡

花山帝は春秋富ませ給ひしに御出家ありたり、

釋門

僧侶のことにて、釋迦の姓をつぐもの、意なり、

十一ナ

本院

光嚴帝を申す、

新院

光明帝を申す、

主上

崇光帝を申す、参考に云ふ、按觀應二年尊氏廢崇光帝、南朝加太上天皇號、由

此見之此時不可稱主上、當言新院、皇年代略記稱光嚴光明崇光曰兩上皇新院者爲得とあり、

春宮

直仁親王なり、

馬道

和名抄に、馬道、米多字、向堂之道也、

三條實春

園太曆及び諸異本には、實音に作る、實音は太宰權帥公秀の子なり、

實春は誤りなるへし、

典藥頭篤直

典藥頭長直か子なり、姓は丹波なり、

日を経て

日は月の誤りなるへし、七月持明院本院以下八幡より河州東條に

遷幸し給ひ、六月(園太曆による)賀名生に遷御し給へり、

衆籟

衆籟とは、風のおこりて岩穴枯木にあたりて響くをいふ、

梶井二品親王

後伏見帝の御子にして、尊胤親王と申す、光嚴光明の兩帝の御

弟なり、

慈覺大師

名は圓仁、下野國の人、姓壬生氏なり、十五歳にして叡山に上る、天台

十二ウ

十二方

の教旨を天下に弘めたり、
貫頂 貫主の義多くの僧の首となれる身分、三千人の僧の頭

日、
 我、
 三、
 萬、
 春、
 本、

卷第三十一

○新田起義兵事

王化 南朝の王化なり、

武威 足利家の武威なり、

鬪爭堅固

抄に云く、大集月藏經第九卷に、佛滅度の後を五百年づゝ五つに分

給へり、佛涅槃の翌日より初て五百年の間をば解脱堅固と云、次の五百年は禪定

堅固、次の五百年に持戒堅固、次の五百年は多聞堅固、次の五百年をば鬪爭堅固と

定め給へり、然れば五々二千五百年の時分の事なり、云々、

嚴子陵か釣臺

嚴子陵は會稽餘姚の人なり、名を光一名遵といひ、子陵はその

字なり、少くして高名あり、光武と共に遊學し、光武帝となるに及び、子凌を召して

諫議大夫とせり、釣臺は府城東五十里にあり、そこに釣臺ありて、子陵の釣を垂る

しどころなり、山の井太神の御宇に藤原朝臣が

鄭大尉か幽栖

鄭大尉は名は弘、字は巨君なり、會稽山陰の人なり、其家奚の南

にあり、其北に白鶴山といへる山あり、弘こゝにて薪をどれり、大尉とは我々太政大

臣なり、鄭はその後の官に任せられたり、

一業所感 善惡の業に因て過去未來に於ける善惡の生するを得するなり、
餓鬼道 常に饑餓を受けるを以てかくいふ、地下五百由旬閻魔界の邊を本所とす、

修羅道 須彌山の北大海の底或は橋岸等にあり、修羅は猜忌の心を懷き、常に闘戰を好むといへり、

從父兄弟 脇屋義助の子は義治なれば、義興義宗は從父兄弟なり、
由良信阿 諸異本前卷既に由良新左衛門金崎城にて戰死せしを記す、

石堂四郎入道 按するに俗名は義房なるへし、
三浦介 按するに三浦介高繼の子にて、名は高通なるへし、
小俣宮内少輔 按するに仲義の子にして、名は義弘なるへし、
馬廻 將軍の身邊に近き所をいふ、江戸幕府の時にも大名は其身邊にありて守るものを馬廻と稱へたり、

畠山上野介 諸異本、上野介を上總介とせり、系圖及び櫻雲記を按するに、畠山上野介高國は、觀應二年二月奥州にて討死す、されはこれは他人にや詳ならず、
石堂左馬頭 左助助義基ならんと參考にいはれたり、
式部大輔 心省が子範氏なるへし、

大高伊豫守 第三十卷義詮江州落の條によれば、大高は義詮の四十九院にあるを聞き従ふとあり、

同土佐修理亮 金勝院本には兩人となし、高土佐守同修理亮と作れり、
梶原彈正忠 第廿九卷小清水合戰の段に討死せしとあり、されは天正本には之を載せずよろし、

同三郎左衛門 金勝院本等には、守同の二字なく、一人とせり、
○武藏野合戰事

五萬餘騎 天正本には五百とせり、本文の方よろしかるへし、以下の兵數天正本に異なる一々記さす、

小手の袋 今世小手の家地と云物也、小手の絹也と五武器談に見えたり、
四幅袴 同書に云く、布四幅を以て縫也、前後二幅づ、也、長さ膝の少下に至る、腰板なし、革の菊綴を付、着様は先つ後の腰紐を前にて結て、後に前腰をあて前紐を後ろへ廻し前にて結ふ也、後紐短く前紐長し、此袴古は中間小物などの着たる袴也、

三十三天 四天切利兜率等をいふ、
金輪際 世界を載せたる須彌山の根のところをいふ、

四ッ

白旗一揆二萬七千餘騎 毛利家本に二萬に作る、本文にも前に二萬とあり、

五ッ

石濱 武藏國北豊島郡地方橋場町の邊なり、
高紐 鎧の肩のところにありて、前胴を後胴に結びつけたるをいふ、

六ッ

袖の三の板 袖の三枚目の板なり、
草摺の横縫 草摺の最下なる板に、威の糸の横に縫ひたるなり、
笛吹峠 上野信濃兩國の境にあり、一に碓氷峠とも書く、山嶮にして中山道の切所なり、日本武尊東征における通路たりき、

○鎌倉合戦事

足利左馬頭 名は基氏なり、園太暦を按するに、將軍三男基氏鎌倉三郎と號す、

文和元年八月左馬頭に任す、然らは是れ追稱ならん、

鶴岡 鎌倉の雪の下村にあり、
總角附 冑の後にて總角をつくる所なり、總角の事は前に注せり、

鞍坪 鞍橋の上なり、
二月十三日 本文上段に閏二月二十日武藏野合戦とあり、北條家南都本には

二月廿三日とあり、これよろしかるへし、

○笛吹峠軍事

七ッ

先朝 後醍醐天皇を申す、

上野親王 宗良親王を申す、親王は初名尊澄と申し、天台座主に補し、延元元年

の比より還俗あり、程なく一品中務卿に叙し、諱をも宗良と改めたまへり、後征東將軍に任せらる、天授三年再び落飾あり、元中二年八月遠江國にて薨す、世に信濃宮とも上野宮とも稱す、和歌の道に聞えおはしまして、新葉和歌集を撰ひたまへり、

古尾谷兵部大輔 前文新田義宗義兵を起す段に民部大輔とあり、孰れかよろしきにや、

長峰勘解由左衛門 長峰を今川家本長崎に作れり、諸異本第十卷に、長崎由

井濱合戦を載せたり、

武藏 異本に笛吹に作る、時に義宗笛吹にあり、

上杉民部大輔 憲顯なり、

武田陸奥守云々 武田陸奥守、同安藝守、同彈正少弼、同薩摩守、逸見美濃守、及

ひ一條板垣小笠原の人名既に前文石濱の陣に赴く列に出つ、今重ねて出づ、
紋書きたる旗 古は旗幕の紋染付けにすることなし、墨にて書きたるなり、生

豆汁を墨に和して書くところ、名和長年が松の葉を焼きふすべて、旗の紋書きしこ

七ッ

と、本書に見えたり、
午の尅より酉の尅 正午より日没までの事なり、
草鹿の的^{アツチ}山 通常あづちは十五間、向に的をかけおくところをいふ、されど草鹿とて草にて造りたる鹿を立て、これを射るときは、その的の間十五間より長さものなり、されは三十間許にやあらん、

○八幡合戦事 付官軍夜討事

主上 崇光帝を申すなれど、尊氏廢し奉りしかは、主上とはいひかたし、前にもいへり、
賀名生 賀名生に遷御したまへるは閏三月なり、こゝは東條に移りたまひしことにて三月八幡よりこゝに移りたまへり、
伊祇代^{イギマ} 近江國栗太郡伊岐洲なり、
山田、矢早瀬 近江國栗太郡にあり、共に相並びて大津への渡場なり、矢早瀬或は矢橋、八馳などに作る、
高島 近江の高倉郡高倉郷是なり、
赤松則祐云々 則祐の宮方にならんとしけること、前章に見えたり、
洞峠 山城國綴喜郡八幡町より河内國北河内郡招提村に通ず、男山より南一里

九

九

八

にあり、

和^十田五郎 諸異本名正兄とあり、されどこの下正兄を以て和田五郎弟とせり、
舍弟惡五郎 毛利家本に、惡五郎名康貞とあり、土岐家譜を按するに、惡五郎康貞は、三河守に任す、土岐頼清が子にて、頼康が弟なりとあり、

射しらまされて 射しらますはしらむの他動にて、しらむとは兵勢挫折して仰きて兜の裏を見はして白く見ゆるを以てかくいふ、矢を散々に射られて、進み得さりしなり、

莖短に取て 長刀の柄の真中より上を持つなり、

くさめさほし くさめはくさりの誤か、

壺の板 脇楯を覆ふ板なり、壺は穴なり、穴三つありて緒を通す、

くつ卷せめてぞ射こうだる 口卷の所まで射込みたるなり、口卷の事は既にいへり、せめては、その際に達する意なり、

和^十田五郎も討遁しぬ 討遁しぬの上脱文あるへし、諸異本にはいふ、和田五郎も兜の吹返しを頸の骨懸て射込れたりければ、目にかけたる惡五郎を討漏しぬと、安からず思ける所に云々とあり、これにて文義明なり、

藥研 藥研とは藥を碎きて粉にする銅器にて、細長く窪く深く作りしものなれ

十

十

はその形容にしたるなり、

山名師氏

源義家廿世の後伊豆守時氏入道道淨が子なり、園太暦には時氏の

こと、せり、

八幡へ推し寄す

園太暦に、四月廿一日山名時氏發向八幡云々とあり、

法性寺左兵衛督 從三位親康の子なり、

十二

五月の霖 園太暦には、この時を四月とせり、

三千餘騎 諸異本二千と作る、よろし、本文前には二千とあり、

二萬餘騎 毛利家本三萬とあり、よろしかるへし、本文にも前に義詮三萬を率

して洞峠に向ふとあり、

十二

分内はなし 案内は無し、有様のわからぬをいふ、

堯の子堯の如くならず云々 堯は世に勝くれたる聖帝なれど、其子丹朱

は不肖なれば位を繼かしめず、舜に位を繼かせたり、舜は至孝なりしか、其弟の象

は驕りし人なりしとなり、

○南帝八幡御退失事

十二

四條大納言隆資 公卿補任を按すれば、隆資は南朝にありて從一位大納言

なり、又いふ、文和元年五月十二日八幡にて討死す、年六十一と、常樂記には、觀應三

年五月十一日四條一品隆資卿戰死す、年六十とあり、又新葉集李花集を按するに、
隆資左大臣を贈られたり、園太暦には、この時隆資卿の外更に命を隕す人なしと
す、櫻雲記には、參議實勝も討死すとあり、

三條雅賢 大系圖には雅兼とあり、

十二

中黒 新田の旗印なり、

伯耆太郎左衛門長生 名和長年の弟なり、

蒔き捨つる様に射る 手にて物を蒔き散らすが如く、射る矢の茂きなり、板

屋を過ぐる村雨は、音の茂く烈しき譬へなり、

かゝくりつきて 辿り着きての意なり、

兒島志純 高德が入道せし名なり、

神龍化して釣者の爲に捕はれ もとの起りは白龍魚服して漁者豫且

の爲めに困められし故事なれど、本文の意は唯主上の武家の爲に困めらるゝを
いふのみなり、

十三

九月十一日 按するに五月八幡沒落したるに、九月に至てこの事あるはいか

ゝあらん、諸異本五月につくるよろし、

卷第三十二

○英宮御位事

六百餘歳 五百餘歳の誤なり、延暦十三年平安遷都より文和元年まで五百五十九年なり、

承胤親王 後伏見帝の皇子尊胤親王の弟なり、康永三年閏二月天台座主となりたまへり、

本院 光嚴帝を申す、

第二の御子 後光嚴帝を申す、諱は彌仁と申す、

陽祿門院 諱は秀子と申す、

去年 觀應二年なり、

宣光門女院 諱は實子と申し、正親町大納言實明の女なり、花園帝の后にましまして光嚴帝の皇后徽安門院の母なり、

廣義門院 諱は寧子、光嚴帝の母なり、

觀應三年

南朝の正平七年にあたり、
八月廿七日 園太曆等に、後光嚴帝文和元年八月十七日踐祚年十五とあり、

○無劔璽御即位無例事付院御所炎上事

文和 南朝の正平七年なり、

其年の十月 文和三年閏十月に作るへし、

神日本磐余彦尊

神武天皇を申し奉る、

未其例を聞かす

これ誤りなり、後鳥羽帝の即位し給ふや三種神器は安德帝之を携へたまひて西海にあり、これ神器なくして即位したまひし始めなり、依てこの例にならひ詮議して即位したまひしものと見えたり、

兩院 光嚴院光明院なり、

方便を廻さる 諸異本には、武家へも内々仰られ然へき近臣へも仰合せらる云々とあり、

南山の警固云々

毛利家本にいふ、主上兩上皇警固の兵堅くして御出有へき様もなかりけり、遙に程經て延元二年二月廿三日還御なりき云々となり、

梶井宮はかりをそ云々 諸異本にいふ、梶井宮は金剛山の麓に御座ありけるを警固仕る山人ともを語ひて偷出し奉る云々とあり、

同年十月

歷代皇紀皇年代畧記にいふ、文和元年十一月廿八日陽祿門院崩と

あり、本文一の字を脱せしなるへし、

天下諒闇の儀 皇年代畧記には、陽祿門院崩、無諒闇之儀と、又園太曆には、天下

諒闇依武家有所申、頗及豫儀とあり、本文と違へり、

同二年 南朝正平八年にあたる、

法城寺 山城國近衛北京極の東にあり、治暦元年十月御堂關白之を供養す、

長樂寺 祇園の東にあり、宇多院の時造營せり、

雙林寺 祇園の東にあり、藥師左大史尾張定鑑建立せり、

東福寺 山城國にあり、開基聖一國師月輪殿供養せり、

貝鐘 佛の經を貝葉といふほごに、誦經の聲といふ意もあり、或は歌唄の時は佛

を歎する引聲のことにもなるなり、

無明の睡 眠の中には前後をも知らず、惡業煩惱にひかれて、佛道をも知らず、

善惡の業をも辨せず、これを無明のねむりといふなりとぞ、

○山名右衛門佐爲敵事 付 武藏將監自害事

唯一騎 諸異本主従八騎とせり、

吉田肥前 諸異本にいふ名嚴覺とあり、

富田判官 佐渡守師泰の子なり、

五月七日 上に文和二年の字あるへし、

四條隆俊 鎌足公十七代孫、正二位檢別當大納言隆資の子なり、園太曆に中納

言に作る、

康長 鎌倉公廿二代孫、從三位法性寺親康の子なり、

楠 正儀なり、

赤松氏範 圓心か子にて、法名は本光なり、

中々なる軍して なまなかに戦ひしての意なり、

一軍もせていか、云々 西源院本には、土岐佐々木義詮と詮議するの事な

し、

引場の思ひなし 敗北するの懸念はなしとなり、

河原 天正本には、二條河に作る、

つきしごみく 多人數密接する貌、

小林右京亮 今川家本には、左京亮とせり、第二十五卷の住吉合戦段に、今川家

毛利家本にいふ、小林左京亮戦死すとあり、孰れか正しきにや、

四明の峯 叡山をいふ、

長山遠江守 西源院本には名は頼基とせり、

三ナ

三ナ

四ナ

四ウ

栗飯原下野守 諸異本下總守に作る、又本文第十九卷第二十四卷第二十七卷にも下總守に作れり、常樂記にも文和二年六月九日栗原下總入道於神樂岡討死とあれば、下總守正しかるべし、

後藤貞重 藤原秀卿第十代孫、從五位下下總守重の子なり、

武藏將監 園太曆には、名師詮とせり、系圖には播磨守師詮師直と同じく誅せらるゝとあり、疑はし、

十一日 園太曆を按するに、諸異本の十二日とするをよろしとす、

久下五郎 西源院本には載せず、本書第十四卷尊氏京に向ふ段に、久下五郎長

重戦死の事なり、これ別人にや、

武藏將監云々 常樂記に文和二年六月十二日武藏將監於西山討死云々とあ

五ウ

○主上義詮没落事付 佐々木秀綱討死事

裏築地忠秀 諸異本及び第三十卷の本文に、忠季に作る、よろし、公卿補任を按するに、忠季は延文二年に中納言となり文和年中尙中納言たり、

松殿忠嗣 公卿補任を按するに、忠嗣は延文二年に大納言に任じ、文和年中猶

中納言たり、

左大辨俊冬

鎌倉公廿三代孫從二位權中納言俊實の子なり、坊城と稱せり、公卿補任を按するに、俊冬は觀應元年右大辨となり、文和二年藏人頭になり、右大辨元の如し、されば本文左大辨は右大辨とすべし、

五ウ

今川助時 東福寺の僧玄基の子なり、

熊谷直鎮 又次郎忠重が子なり、

佐々木信詮 氏頼か弟にて、山内大夫尉と號す、本文諸異本前後或は信詮或は

定詮に作りて一人とせり、系圖を按するに、定詮といへるものなし、或は定詮は信詮の一名にや明かならん、

濟々 威儀の盛なる形容なり、

箕浦次郎左衛門 第卅八卷にいふ、貞治元年箕浦次郎左衛門和田楠と合戦

す云々とあり、疑ふべし、

子推か股の肉を切り 韓詩外傳にいふ、晋重耳之亡也、過曹里、鳧須以從、因盜

其資而逃、重耳無糧、餒不能行、介子推割股肉以食之、乃能行とあり、左傳には介之推に作れり、同注には介は姓、推は名なり、之は語の助とあり、

趙盾が車の片輪を扶く 盾曾て首山に獵す、桑の木茂りたる所に往きし

に、餓人あり、盾之を助く、その者遂に晋の靈公の侍者となれり、名を靈輒といへり、

六ウ

時に盾靈公の無道を諫めけるに、靈公の意に逆ひ、盾に酒を飲ませて、甲兵を伏して殺さんとす、或人之を盾に告く、盾乃ち乗車して逃げんとす、靈公兼ねて用意してその車の一輪を脱せしめたり、盾遂に急難避くへからさりしに、靈輒盾の芳恩を報いんとて、車の一輪を扶くるに臂を以て軸をうけて馳駕して行かしめて盾を扶けたりと、左傳宣公の傳に見えたり、

巴猿一叫云々

和漢朗詠集に出づ、公乘億が愁賦なり、巴猿とは巴峽の猿なり、明月峽は三峽の一なり、巴峽、巫峽、明月峽を三峽といふ、明月と名つけしは、その山に石壁あり、其岩に形圓月の如き穴あるによりてかくいふ、胡馬は胡狄の國の馬なり、黃砂磧も胡地なり、故郷なる胡國を出て他國に旅行して、道すがら故郷をおもひて悲しむ意をあらはせり、

○山名伊豆守時氏京落事

無勢に成にけり 諸異本には其勢千騎に足らずとあり、宇治勢多云々 毛利家天正本には、七月十日垂井を立て攻上るとも聞ゆ云々、上洛云々 諸異本には、七千餘騎にて上洛すとも聞ゆ云々、

○直冬與吉野殿合體事付天竺震旦物語事

翌年 異本には、翌年春の字なし、よろし、翌年は文和三年なれど、尊氏上洛は文和

六ウ

二年なり、

將軍尊氏卿上洛

その月日は、文和二年九月二十一日と、東寺長者補任に見えたり、

右大將 實世なり、

綸旨

國太暦にいふ、西國以外蜂起、直冬賜南方綸旨、奉總追捕使事、亦諸國守護以下事任承久以前例可執行之旨勅許、亦東國蜂起、

朴翁

諸異本亭叟に作る、

獅子國

本文の故事は西域記第十一卷に見えたり、

大山を挟みて北海を飛越る

孟子卷一に挾泰山以越北海との句あり、本文これを假ていへるなり、

爲君薰衣裳云々

白氏文集第三卷、行路難の辭也、

居士

朝に居る士をいふ、凡へて居士には四あり、利利は其一なるへし、

鰥寡孤獨

孟子第二梁惠王篇にいふ、老而無妻曰鰥、老而無夫曰寡、老而無子曰獨、幼而無父曰孤、

七十年

實は七十二年なり、

箕山

洛州陽城南十三里にあり、

八ウ

七ウ

七ウ

八ウ

許由 字は武仲といへり、

巢父 年老いて樹を以て巢とし其上に寝ぬ故に此名あり、

瞽叟 目無きを瞽といへり、舜の父は目ありしが好惡を分別する能はずされば時人かくいへり、

頑嚚 左傳にいふ、不道忠信之言爲嚚、心不則德義之經爲頑とあり、

弟の象 舜の異母弟なり、

歷山 蒲州河東縣にあり、首陽山等の異名あり、

雷澤 濮州雷澤縣郭外の西北にあり、

陶河濱 曹州の河濱にて瓦器を作りしなり、後此處を陶城といへり、

苦窳 十八史略注に、窳音愈、史注苦窳也、窳病也、通鑑注云、不憂苦飾病、蓋言器足用也、

倉廩 倉は穀藏、廩は米藏なり、

絺衣 細葛布の衣なり、

鬱陶 哀れに思ふをいふ、

五日の風 五風十雨とて、五日一度風吹き、十日に一度雨ふり、風雨よきころに、

來て草木を生、長せしむるをいふ、

九ウ

九オ

孔子 孔安國を指せり、

尋於忠臣在孝子之門 千字文、資父事君、注、忠臣必出孝子之門、

○直冬上洛事 付 鬼丸鬼切事

文和三年 南朝の正平九年にあたる、

七千騎 一本七千六百騎とあり、

口遊 物笑となりしにて、嘲られしをいふ、

正月十二日 歷代皇紀、皇年代畧記にいふ、文和三年十二月廿四日後光嚴帝江

州武佐寺に臨幸すとあり、されは毛利家天正本には、十二月廿四日とせり、よろし、

武作寺 此の寺の縁起は源平盛衰記三十九卷に見えたり、

同十三日 文和四年正月廿二日なり、本文誤りなり、

朝敵の大將 義貞を指すに朝敵を以てす、削るべきなり、

故高倉禪門 足利直義の事なり、

鬼丸と名づく 源滿仲、劍工に命して刀を造らしむ、意に稱はす、時に異國の鍛

冶來て筑前國三笠郡土山にあり、滿仲之を召して、髭切膝丸の二劔を作る、髭切後

に鬼丸と稱す、その名の由來本文下に見えたる鬼切の話と相類す、蓋し時政の珍

とする所の鬼丸と、賴光の太刀とする鬼切とは一なるへし、或は同名にて別のも

十オ

十ウ

十一オ

のにや疑はし、

建武一年

二年の誤なり、

義田殿に奉る

参考にいふ、第十一卷云、時行舉兵時、尊氏往撃之、今取鬼丸而傳、義貞可疑也、若尊氏軍士取之、傳送義貞乎、恐無此理と、實にさることなり、

眞國

伯州大原安守か子なり、初の名は安房、後に奥州に住して、名を眞國と改む、

頼光

源滿仲の子なり、

渡邊源吾綱

吾は五の誤なり、源五を系圖には、源二とし、融大臣五世孫宛の子なり、

宿直墓目

夜中番人をして用心の爲墓目を射て鳴音をさするをいふ、墓目は矢の飛ぶ時矢じりの鳴りひびく故、そのひびき目を畧してひきめといふといへり、ひきめの字引目挽目曳目なども書く、

母義

たゞ母の事なり、義の字儀とも書けり、頼光の母は近江守源俊朝臣の女なり、俊朝臣は嵯峨天皇孫、右大辨唱の二男なり、

破風

又は搏風ともかけり、屋脊の兩端山形をなす所をさしてかくいふ、

俱利伽羅

不動明王の三摩耶形なり、黒龍劍を糾ふの相形なり、俱利伽羅經云、爲現俱利伽羅身降伏九十五種大外道云々、

十二カ

十一カ

滿仲

滿仲は頼光の父なり、されは滿成とすへし、

安綱

世に傳ふ、天座か子、天國の孫なり、

○神南合戰事

三千

天正本には六年に作る、

畠山尾張守

名は義深なるへし、

二月四日

文和四年なり、

高經子息

諸異本には、左衛門佐氏頼に作るよろし、系圖によれば高經か子に兵部少輔なし、其嫡孫に兵部少輔詮經あり、

土岐原蜂屋赤松

天正本には是等の人々を載せず、さて本文四條隆俊の手にこの原峰屋赤松を出たせり、素より赤松氏範等は南方の官軍たれば隆俊の軍に屬すへきものなり、載せざるをよろしとす、

野田

天正本に名大八とせり、

二千餘騎

金勝院本には、一千に作れり、

細川頼之

頼春の子なり、

二千餘騎

毛利家天正本には、一千に作れり、

白うてそ見えたりける

白うてはしらぐなり、兵勢衰へしをいふ、

十二カ

十三カ

十三ウ

江見勘解由左衛門尉 天正本には、名信直とあり、

後藤基明 藤原秀卿十代孫、伊藤基信の子なり、

二十餘人云々 毛利家金勝院本には、七八十人とあり、又次の五十餘人をも八

十と作れり、

秋間兵庫助 秋間は、西源院本には秋庭に作れり、

生稻四郎左衛門 生稻一に生稻に作り、又は生夷とせり、

須々木三郎左衛門 須々木一には薄とし、又白魚ともせり、

だびら廣 刀のかさね厚く幅廣なるをいふ、愚按もと清て平らといふべきを

例の蛭蜂ドンボにて濁り呼、又なまりてダンビラといふなるべしと、俚言集覽に

見えたり、

蛤齒に搔き合せ 刀に刃をあはせざるなり、倭訓栞に、今も小刀など磨て刃

のあはぬを職人歌合にいつまてかはまくりはなる小刀のあふへき事のかなは

さるらん、

三鍬形 五武器談に云く、三ツ鍬形は山字の如し、常の鍬形の甲に劔頭の如くし

て立るなり、

河原太郎 名は高直、次郎は盛直といへり、

十四ウ

十三ウ

十四ウ

月日も違はす 東鑑盛衰記によれば、生田森の戦河原の死は元暦元年二月七

日なり、日を異にせざるはわろし、

足をためさせす 足を休ませす、息をもつかせすといふ意なり、

若黨三人 毛利家天正本に、山名郎等關次郎左衛門加地三郎伊達又太郎三人

云々とあり、天正本には、伊達を楯とせり、

僅に勢敷百騎云々 毛利家天正本には、義詮是迄の運命なり、腹を切んと仰

られける云々とあり、

六千餘騎 上文に山名加勢五千に作たり、いかゞあらん、

櫻田左衛門 諸異本左衛門の上四郎の字なり、

武者一騎 諸異本には、三騎とあり、

射附られ 諸異本、射を切とあり、

東西更に見えず云々 西源院本には、山名東西見えされは、河村々々と呼給

ふ、福間申けるは、河村は跡に留て討死し候と申云々とあり、

太宗血を含み云々 貞觀政要第六にいふ、太宗征遼東、攻白巖城、右衛大將軍

李思摩爲流矢所中、帝親爲吮血、將士莫不感勵、

亡卒の遺骸帛を散して収む 貞觀政要第六にいふ、太宗征高麗、決定州及

十六ウ

十五ウ

十五ウ

大軍回次柳城詔集前後戰亡人骸骨設太牢親臨哭之盡哀軍人無不灑泣兵士觀祭者販家以言其父母曰吾兒之喪天子哭之死無所恨云々

[illegible]

卷第三十三

○京軍事

丹後丹波

諸異本に、但馬をも載せたり、

枌庭

梶は椒の誤り、後宮の事、

野干

狐狸の類をいふ、

二月八日

天正本には、二月八日軍始り兩陣の兵勝負を定むる事云々

て、清氏四條大宮に戦ふことを載せず、且つ本文に見えても二宮の事、引退云々とし

三郎左衛門が事とせり、又その合戦を三月十二日とす、園大誓に

旅下向河原、而東寺勢與出對不及合戰云々あり、

去月

西源院本には、去年とせり、

氣比明神

山王の末社にして、越前國に座す、

苦桃

天正本には、桃井兵部大輔直信とし、舍弟番磨守直常と成せし。

朝倉下野守

天正本には、遠江守高景とせり、これよりいへる人、

名は正景、朝倉廣景の子なり、

南部六郎

西源院本には、若狹國住人云々とせり、

篋白になりて云々 倭訓栞に云ふ、まばらにしらけたる意成べし、

後藤掃部助 天正本には、名定基とあり、

手番ひたる 巧手のものをいふ、

原峰屋云々 西源院本には、吉良石堂海東守都宮を載せたり、

百餘騎 諸異本には、五四に作れり、

瓜切 瓜を切るやうに容易く切ることなり、

斬りて落されける程に云々 北條家南部本に其次にいふ、寄手引色にな

る所に、桔梗一揆の中より小里兵庫助日吉八郎、笠驗大鍬形夕陽に耀し、五尺六寸

の大刀を引そばめて、氏範に渡り合て、火出る程こそ戦ふたれ、氏範終日の合戦に

餘りくたひれたる上、深手數多所に負けければ、城へかこひてを入たりける、其後桔

梗一揆七條河原へ引退て、其日の軍は終にけり云々、

三月十三日 園太曆及び諸異本等には、十二日に作る、よろし、

懸立てらるゝ體云々 諸異本には、寄手千餘騎高經の五百餘騎に戦負て引

退すと騒きければ云々とあり、

身體髮膚を我に受て 孝經に出でし辭なり、

那須與一資高 平家物語に、資高を宗隆に作る、よろし、宗高は那須太郎資隆か

二
ウ

三
ウ

子なり、されど盛衰記には、助宗か子とあり、其他異説あり、

兄弟三人

北條家南都本には、叔父掃部助忠資を載せたり、

旗差堀次郎

一本旗旌とあり、金勝院本には、名時貞とあり、天正本には、堀彌三

郎時貞とせり、

南に楯を突き並へ 金勝院本には、南を面とせり、

飽庭

北條家南都本には、饗庭に作り、西源院本には、秋庭肥後守とせり、

右衛門佐

前後右兵衛佐に作り、今右衛門佐とす、いかゝあらん、

○八幡御託宣事

さねが袖

さねは巫女禰宜のことにて、祈女の略轉かといふ、

親をまもり

金勝院西源院本には、おやまを守るこせり、

周武王云々

史記本紀四にいふ、爲文王木主戰、以車置中軍、武王自稱太子發、言

奉文王以伐、不敢自專云々

義帝 楚懷王なり、項羽主君となし、秦を伐ち、後に之を弑す、漢高祖義帝の爲に喪

唐橋やの歌

唐橋は地名、鹽小路は七條大路の内にある町の名、鬼味噌は倭訓

○三上皇自芳野御出事

本院 光嚴帝を申す、

新院 光明帝を申す、

主上 崇光帝を申す、

春宮 直仁親王を申す、

去々年 皇年代略記等を案するに、文和元年本院新院主上春宮南方に遷され給ふと、されは文和元年より延文二年に至るまで凡そ六年なり、本文去々年は誤りなり、

茨宮 後光帝を申す、

上皇 光明帝を申す、皇年代略記等によれば、延文二年二月十八日光嚴帝崇光帝賀名生を出て、京に歸りたまひ、光明帝は文和四年八月八日京に歸りたまへりとあり、されは光明帝の歸京したまひしは、光嚴崇光兩帝に先だつこと二年なり、本文および諸本三帝同時(延文二年)に歸京したまへりとせり、誤りなるへ

月さへ疎くなり、にけり、皇年代略紹運錄によれば、光明帝觀應二年十二月廿八日御落飾あり、法諱は眞常慧と申す、御戒師は泉涌寺の了寂上人なり、同三

年南方に遷させられ給ふ、文和四年八月八日河州東條行宮より伏見殿に出御ましまし、其後保安寺に御す、去年より黒衣を着し御持齋し其後所々御經行し給へり、

觀應三年 南朝の正平七年にて、此歲北朝にては文和と改元せり、

御年四十一 帝は正和二年生れたまひ、觀應三年に御出家す、されは四十一は四十の誤りにやあらん、

新院 崇光帝を申す、

悉達太子 釋伽の小字なり、

淨飯王 釋伽の父なり、

十千の國 抄に云く仁王經下卷云、閻浮提有十六大國五百中國十千小國云々、

十六の大國 抄に云く長阿含經第五云、鶖伽、摩竭、迦尸、居薩羅、祇祇、末羅、支提、拔沙、居樓、般闍羅、頗濕波、阿槃提、婆嗟、蘇羅波、乾陀羅、劍泐沙

栗散邊地 抄に云く、天台觀世音經疏下云、只非四輪王者名栗散王、文輪王に、金銀銅鐵の四の不同あり、是を四輪王と云なり、百濟國の日羅と云人、日本に渡りて聖德太子を禮拜せらる、時も傳燈東方栗散國と云へり、日本をさしていへる證なり、

半間の雲一榻の月 雲に家の一間を借し、月に榻(コシカケ)を分ち與ふる義

○飢人投身事

離々 垂れたる形容なり、

蓮府槐門 三公を唐にては蓮府相台槐内との署名あり、

朝氣の煙 朝食の煙なり、

首陽に死す 餓死するをいふ、伯夷叔齊の故事なり、

上北面 武士が院の北面の曹司に伺候し、御幸ある時は、弓矢を負て車駕を護するを北面といふ、其五位なるを上北面といひ、院の昇殿を免さる、六位なるを下北面といへり、

道路に袖をひろげん事 乞食することなり、これはさすが耻かしければな

り、

なまばうたる人 猶あやしき人といふか如し、

○公家武家榮枯易地事

八珍 抄に云く、大寶箴云、羅八珍於煎注、謂淳熬、淳母、炮豚、炮脾、檮珍、漬熬、肝管也、

雅意 我意なり、

百福莊嚴 佛に卅二相あり、其一相の果報を得るにつき、百福といふ事を沙汰

六ウ

六ウ

五ウ

するなり、福といふは、功德善根をいふなり、その一つの善根をいふて、それを百合せたるを百福といふなり、其一善根を定むるについては異説多し、莊嚴とはそのいかめしきさまをいふ、

折敷 今のヘギの類なり、古器考にいふ、折敷は或は胡粉をぬり、雲母を引て其後

繪をかき、或は沈を以て作り、又白木なるもあり、且面に綾絹などを押し、下に打敷をしき、或は臺盤机などに載せ高坏に居る、或は席にも置くことあり、諸記に見えて疑なし、

十番の齋羹點心 此にて句を切るべし、齋羹は精進物の汁、點心は次にいふべし、十番とは唯その数の多きをいふなるべし

點心 安齋隨筆に云く、佛事法會の時、終日の勤行に氣を屈する故、心を慰めん爲に、種々食物を拵へ備ふるを點心と云ふ、菓子類、麵類等なり、

五味 酸、苦、甘、辛、鹹の五つをいふ、禮の内則曰、凡和春多酸、夏多苦、秋多辛、冬多將調

以滑甘とあり、

百物 百種の品物を出たして懸物にするなり、一種づ、持ち寄るを一種物といふ類にて、此は百種物と見えたり、

沈のほた 沈香の木片をいふ、和訓栞に、ほたは材木のきれをいふなりとあり、

麝香の臍 麝香は臍の部分の最香氣あるを以てかくいふ、
一立 一組の義

○將軍御逝去事

同年 北朝の延文三年南朝の正平十三年なり、

四月廿日 公卿補任には十五日に作れり、

藥師の十二神將 十二神將とは、軍毗羅大將伐折羅、迷企羅、安底羅、額爾羅、珊

底羅、因達羅、波夷羅、摩虎羅、真達羅、招杜羅、毗羯羅、大將なり、

愛染明王 抄に云く宗々に其義を深く沙汰することなり、

五十四歳 常樂記に、五十九歳とあり、園太曆には、寺號は長壽寺、道號は仁山義

公、法名は妙義とあり、系圖には等持院と號すとあり、

衣笠山 山城國葛野郡衣笠村の西にあり、等持院はその南麓にありて臨濟宗な

り、

龍山 壽福寺寂菴門弟なり、徳元と號す、

平田 禪光寺開山道山玄晟和尚の門弟なり、慈均と號す、

無徳 圓覺寺無爲昭元和尙の門弟なり、至孝と號す、天正本には無涯とあり、

下火 火葬に火をかける事なり、

セリ

セリ

鑑翁 建長寺南山士雲和尚の門弟なり、士昭と號す、

東陵 天童雲外の門弟なり、永璵と號す、

從一位左大臣 公卿補任を按するに、延文三年六月三日左大臣從一位を贈る

とあり、

のぼるにつきて 毛利家本及び新千載集に、登るを見ても云々とあり、

新千載集 延文四年勅を奉して前大納言藤原爲定撰集せらる廿卷なり、

○新待賢門院并梶井宮御隱事

十八日 新待賢門院七々忌願文には廿八日に作る、本文十の字脱せしなるへし、

新待賢門院 阿野左中將公廉の女にて、藤原廉子と申す、初は三位局准后にて

ましませり、後村上帝の母なり、

五月 北條家南都本には、六月に作れり、

○崇徳院御事

一色直氏 源義家八代後、一色次郎範氏の嫡子なり、

菊池武光 寂阿の子にして、初め豊田十郎と稱せり、肥後守ともなれり、

畠山 金勝院本にいふ、名は國久とあり、

式部大輔繁氏 金勝院本には、政氏に作れり、

ハ

延文四年 北條家南都本には三年とせり、よろし、同時に無墓成にけり 系圖には、繁氏延文四年六月讃州にて死去すとあり、又北條家南都本には延文三年に作れり、三年の方よろしかるへし、

○菊池合戦事

十一月十七日 延文三年なり、

大友氏時 貞宗入道愚鑑か子なり、

宇都宮大和前司 金勝院本には名宏知とあり、

肥前刑部大輔 金勝院本には肥田民部大輔正員とせり、

二十四年か間 菊池初めて兵を起せしは元弘三年にて、延文三年まで凡二十

六年なり、されは異本に二十餘年とする方よろし、

十一月十日 諸異本三日に作る、よろし、延文四年三月なり、本文上に十一月十

七日菊池肥後を發して日向に赴くとあり、十一月の誤りなる事明けし、

三俣の城 上段に畠山が籠りし城は、日向の六笠の城とあり、異名同所ならん、

七月 諸異本七月の上に延文四年の字あり、

征西將軍 世良親王を申す、

忠資 系圖には直資に作る、天正本には頼高に作れり、

九

九

頼春 系圖には頼證とあり、

朝井 金勝院本に、朝日とすよろし、

頼信 系圖には頼國とあり、

肥後 本文上に肥前に作り、諸異本各違へり、

相馬小太郎 金勝院本には、宗右馬小太郎宗邦とせり、

木綿左近將監 金勝院本には、名持有とあり、

西河兵庫助 毛利家本に、名顯景とあり、金勝院本に正護とあり、

佐志將監 金勝院本には、名貞晴とあり、

田平左衛門藏人 金勝院本には、名幸貞とあり、

千葉右京大夫 金勝院本には、名胤清とあり、

草野筑後守 金院本には、名武繼とあり、

子息肥後守 金勝院本には、名宗爲とあり、

高木肥前守 金勝院本には、名俊満とあり、

綾部修理亮 金勝院本には、名義左とあり、

藤木三郎 金勝院本には、惟定とあり、

幡田次郎 金勝院本には、波多三郎高遠に作れり、

高田筑前前司 金勝院本には、名忠房とあり、
 三原 金勝院本には、三原田宮内大輔善尙とあり、
 澁谷播磨守 金勝院本には、名好敏とあり、
 本間十郎 金勝院本には、名政倫とあり、
 土屋三郎 金勝院本には、名守敏とあり、
 松田彈正少弼 金勝院本には、名久昭とあり、
 河尻肥後入道 金勝院本には、號は堯信とあり、
 詫間三郎 金勝院本には、名員正とあり、
 鹿子木三郎 金勝院本には、名員繼とあり、
 征西將軍宮 懷良親王にして、第六子とあるはわろし、第八子にましませり、
 洞院權大納言 全勝院本には、名親弘とあり、
 竹林院 金勝院本に、名隆直とあり、
 春日中納言 金勝院本にいふ、名興文とあり、櫻雲記には顯時とあり、
 花山院 金勝院本には、名基直とあり、
 上御門少將 金勝院本には、左近中將朝春に作れり、
 坊城三位 金勝院本には、名有氏とあり、

葉室右衛門督 金勝院本には、名惟言とあり、
 日野左少弁 金勝院本には、左大辨資舜に作りて圓左少辨國充を載す、
 高辻三位 これより主水正までの三人は、金勝院本に出てすして、高倉少將重
 群菊亭左兵衛督豊具、錦小路皇太后宮匡季花園中將充合、正親町出納秀宇、坊門中
 將公求を載せたり、
 岩松相模守 金勝院本には、名盛依とあり、
 世良田大膳大夫 金勝院本には、名貞國とあり、
 田中彈正大弼 金勝院本には、彈正忠義通に作れり、
 桃井左京亮 金勝院本等及び本文この下右京亮に作る、よろし、金勝院本には、
 名直邦とあり、
 江田丹後守 金勝院本には、名良宗とあり、
 山名因幡守 金勝院本には、氏名政とあり、
 堀口三郎 金勝院本には、名實直とあり、
 里見十郎 金勝院本には、名貞堅とありて、鳥山次郎利清を載せたり、
 肥後次郎 金勝院本及び菊池系圖にいふ、名武政とあり、
 肥前武信 武光が弟武隆が子なり、

孫三郎武明

武信が弟なり、

赤星武貫

系圖によれば、武貫は赤星三郎有隆が孫なり、

城越前守

金勝院本には、名親廉とあり、されど第三十六卷には重經に作れり、

賀屋兵部大輔

金勝院本には、名昌雄として賀屋を加度とせり、されど下には

同じく賀屋とあり、賀屋にてよろし、

見參岡三河守

金勝院本に、名高子とあり、

庄美作守

金勝院本には、名忠益とあり、

國分二郎

金勝院本には、名行喬とあり、

名和長秋

名和家譜には、長秋の名なり、

宇都宮刑部丞

金勝院本には、名氏紀とあり、

千葉刑部大輔

金勝院には、大輔を少輔とし、名胤貞とせり、

白石三川入道

金勝院本には、號慈鑑とあり、

鹿島刑部大輔

諸異本鹿島を岸島とし、刑部を金勝院本には治部として、名宗

定とせり、

大村彈正少弼

金勝院本には、少弼を疏に作り、名基明とあり、

太宰權少貳

金勝院本には、名賴令とあり、

宇都宮壹岐守

金勝院本には、名清徳とあり、

大野式部大輔

金勝院本には、名乗資とあり、

溝口丹後守

金勝院本には、丹後を丹波とし、名能元とせり、

牛糞越前權守

金勝院本には、名俊舒とあり、

波多野三郎

金勝院本に、名幸康とあり、

河野邊次郎

金勝院本には、名高廉とあり、

稻佐治部大輔

金勝院本には、少輔に作り、名光宇とせり、

谷山右馬助

金勝院本には、名宣高とあり、

澁谷三河守

金勝院本に、名重氏とあり、

島津上總四郎

金勝院本に、名高澄とあり、

高山民部大輔

金勝院本に、義郷とあり、

伊藤攝津守

金勝院本には、名義郷とあり、

絹脇播磨守

金勝院本には、播磨の下に二郎の字あり、名は左運とあり、

土持十郎

金勝院本には、名公高とあり、

合田筑前守

金勝院本には、名匡宣とあり、

大原

金勝院本に、福童原とせり、

十

古浦の城

金勝院本には、小浦とせり、

八月十六日

櫻雲記には、延文三年七月十九日菊池合戦とあり、上段次叙の年月、及び菊池家譜を按ずるに、實は延文四年なり、されど第三十四卷には延文三年としたるに似たり、疑はし、

五十餘騎

諸異本五千に作る、よろし、

肥前刑部大輔

諸本或は肥田に、或は肥後に作りて、明かならず、

菊池武明

本文上に孫三郎とし、こゝには孫次郎とせり、

同越後守

金勝院本には、越前守とし、諸本或は城越前守とせり、

太宰越後守頼泰

本文この上筑後に誤まれり、

結城右馬頭

金勝院本には、名親昭とあり、

加藤大夫判官

金勝院本に名宗高とあり、

三千餘騎

毛利家本には三萬と作れり、

北畠源中納言

櫻雲記には、名信親とあり、

春日大納言

本文及び都本上に中納言に作れり、

土御門右少辨

本文及び諸本には、この上少將に作れり、

山名播磨守

本文及び諸本には、この上因幡山に作れり、

十一

三人張の精兵云々

三人張の強弓を引くほどの精兵といふべきを略したるなり、古書にはかゝる一種の文格あるなり、水精の筈の胡籥といひて、水精にて作れる筈の矢を納れたるやなぐひと知らせたる類なり、

小貳新左衛門武藤

異本或は少貳武藤新左衛門に作れり、よろし、武藤は氏なり、

千八百餘人

天正本に、八百の字なし、餘を諸本或は八十一とし、或は十一人とせり、

○新田左兵衛佐義興自害事

右衛門佐義治

本文及び諸本の前には右衛門佐を左衛門佐とせり、

人の態にあらず

鬼神にもやの意を含めたり、

竹澤右京亮

金勝院本には、亮を大夫とし名良衡とせり、

身一は過ぎぬこか

身一つの生活が出来ぬとかなり、ぎは俗にいふ口過ぎなり、

ひた、けたる式

心みたれたる調子といふ意なり、

褒姒一度笑で幽王傾國

周幽王之時、褒人有罪入是女於王、是爲褒姒、王嬖

之、褒姒不好笑、王欲其笑、萬方不笑、故王與諸侯約有寇至則舉烽火、召其兵來援、乃無

十二

十二

十二

故舉火諸侯悉至而無寇褒姒大笑王廢申后及太子宜臼以褒姒爲后其子伯服爲太子宜臼奔申王求殺之弗得伐申申侯召犬戎攻王王舉烽火徵兵不至犬戎殺王驪山下諸侯立宜臼是爲平王以西都逼於我徙居東都王城時周室衰微諸侯強并弱齊楚晉始大とあり

玉妃傍に媚て玄宗失世 玉妃は楊貴妃なり

夢說 夢の吉凶を判し説くものなり

井彈正 西源院本には井を井伊に作れり井伊家譜に井伊彈正左衛門直秀に作る直貞か子なり

江戸遠江守 金勝院本に名堯寛とあり

矢口の渡 武藏國荏原郡矢口村にあり

市河五郎 金勝院本には右衛門の三字加はる第三十一卷義宗已下義兵を起す段に由良新右衛門入道

由良新左衛門尉 第三十一卷義宗已下義兵を起す段に由良新右衛門入道信阿見えたり

南瀬口 西源院本には大瀬口とあり

岸の額なる草根 和漢朗詠集にも唐の羅維か詩にいふ觀身岸額離根草論命江頭不繫舟とあり岸額は岸角のことなり

黑白二の月の鼠が其草の根をかふる かふるは食ふことなり靈異記に嚙の字をカブルとよめり鼠の喙は倭訓栞に云くつきのねつみ梵語に出たり命を草の根とし日月を黑白の鼠とし世のはかなきをたとへいへり俊賴の歌我

たのも草の根をはむ鼠ぞとおもへば月のうらめしきかな不安百首にのどけかれ月の鼠よつゆの身をやどす草葉のほごもなき世に

同枕に討たる 新田家譜には義興延文四年十月三日於矢口渡自殺とあれど櫻雲記及び井伊家譜には延文三年十月に作り又神明鏡には延文三年九月十九

日とせり

松田 金勝院本には松田大藏大輔能宣とあり

河村 金勝院本には河村但馬守氏清に作れり

只二三人云々 諸異本には此二三年に作れり

馬をあをりける 馬を驅りたてるなり 春の肩の下の雨傍に骨の高くなるところをいふ

十五才
十五才

十四才

卷第三十四

○宰相中將殿賜將軍宣旨事

あらまほしき天 晴々とあらまほしき天の意なり、

日野左中辨時光 公卿輔任を按すれば、時光は延文三年八月左中辨より右

大辨に遷れり、されは本文左中辨は右大辨たるべし、

佐々木秀詮 大系圖には高秀の子とす、本書は秀綱の子とし、近江判官と號す、

明德の比義滿將軍山名と合戰の時、將軍に隨ひて忠を致せり、

新田掃部助 名は貞祐、堀口貞満か子なり、

三浦荒次郎 三浦大介義明の子にして義澄といへり、

○畠山道誓上洛事

習なれば この下諸異本延文四年春の字あり、

漢の高祖 秦昭王五十一年に生れ、漢十二年に崩す、年六十三、

呂氏 高祖の后呂后の一門の衆なり

己を尅め禮に復す 論語顔淵篇に、顔淵問仁、子曰、克己復禮爲仁、一日克己復

禮天下歸仁焉、爲仁由己而由人乎哉云々とあり、馬融註して曰く、克己約身也、一日

猶見歸、況終身乎、

延文四年 南朝の正平十四年なり、

畠山尾張守 名は義深と參考に分註す、

式部大輔 系圖によれば、名義熙とあり、

難波掃部助 天正本に、難波を那波とせり、

子息伊賀守 天正本に、名高貞とあり、

十一月廿八日 園太曆には延文四年十一月六日申刻畠山國清入道入洛とあ

り、本文廿八日午刻とせり、六日の方然るへし、

三千の客悉珠履をはく

この故事誤れり、史記云、楚考烈王、以黃歇爲相封

春申君、是時齊有孟嘗君、趙有平原君、魏有信陵君、方爭下士、招致賓客以相傾奪、趙平

原君使人於春申君、春申君舍之於上舍、趙使欲誇楚、爲瑇瑁簪、刀劍室以珠玉飾之、請

命春申君客、春申君客三千餘人、其上客皆躡珠履、以見趙使、趙使大慙、

○和田楠軍評定事付諸卿分散事

吉野新帝 後村上天皇を申す、

和田正武 諸異本には、正氏とあれど、正氏は正成と同じく自殺せり、

軍に三の謀云々 孟子四に出てし辭なり、

明年 北條家南都本には、今年とせり、よろし、按すれば、延文四年より大將軍西にあり、亥子丑方三年塞るとあり、

畠山冬至以後 北條家南都本には、冬至以前とせり、よろし、長曆を按すれば、延文四年十一月廿五日冬至、畠山十月八日鎌倉を發すと、實に冬至以前たり、

細川帶刀 毛利家天正本には、名頼實とあり、系圖には、名直俊、頼貞子とし、或は定禪兄とし、或は弟に作る、第十四卷天正本には、定禪か弟に作り、孰れにか定め

かたし、

觀心寺 天長四年、弘法の門弟東寺實惠の建立する所なり、

龍門山 紀州那賀郡勝神村にあり、一名勝神山ともいひ、富士に似たれば又紀州

富士といへり、

野伏を出して 金勝院本には、野伏二三百人出してとあり、

護持僧 その人の守護と加持とを勧むる僧なり、倭訓栞に御持僧とかけり鳥羽院の比より始る、

志賀の古京 天智天皇六年三月都を近江の志賀に遷す、天武天皇元年大和崗本宮に遷し、持統天皇に至り大和高市郡藤原宮に遷り、元明天皇和銅三年大和添

上郡平城宮に遷し、左京右京を建て坊條の制を定めたり、これ奈良の都なり、

三

三

三

諸苦所因貪欲爲本 法華經第二卷に見えたり、

○新將軍南方進發事付軍勢狼籍事

十二月廿三日 園太曆には、廿日に作れり、

左近大夫將監 系圖には、名家氏とせり、

兵部大輔 毛利家本には、名業氏とす、系圖によれば、業氏は顯氏か子なり、

掃部助 毛利家本には、名師氏とす、系圖に師氏は公頼の子、頼春の弟なり、

尾張左衛門佐 氏頼と參考に分注す、

右馬助 毛利家天正本には、名頼夏とす、系圖には、頼夏は頼章の子とし、或は細川

清氏の子とし、或は弟に作りて一ならず、參考にいふ、本文の右馬助とは義長の子

満長かとあり、

一色左京大夫 天正本には、修理大夫範完に作る、第三十三卷崇徳帝御事の段

によれば、範光は左京大夫直氏と兄弟たり、

今川上總介 名は範氏なり、

左馬助 名は氏家なり、

土岐善忠 俗名は頼康といへり、

美濃入道 名は頼忠なり、法名は眞義といへり、

出羽入道

名は頼雄、法名は祐禪といふ、

宮内少輔

名は直氏なり、

厚東駿河守

厚東を諸異本に原とせり、よろし、原氏は土岐の同族なり、名は頼

繼師實の子なり、

蜂屋近江守

系圖に、名貞秀とあり、

左馬助義行

土岐頼康か子にて、康行といへり、義行はその初の名といふ、

今峯駿河守

名は光政にて、土岐頼遠か子、今峰と號す、

舟木兵庫助

舟木系圖によれば、名頼尙にて、頼夏の子なり、

外山遠江守

名は光明にて、土岐頼遠の子なり、

出羽守頼世

初の名は頼忠にて、頼清か子、頼康の弟なり、

刑部少輔頼近

頼忠の孫なり、

佐々木判官信詮

毛利家天正本には、治部少輔高秀に作る、よろし、次に出て

たる山内判官のことなり、今重出す誤りなるへし、

六角崇永

時信の子なり、

赤松世貞

圓心の子なり、俗名は貞範といへり、

葛葉

西源院本片野に作る、

左良階

金勝院本左良々に作る、

柱をゆり立

天正本には、楫をゆり立に作れり、

大渡

諸異本大島とせり、

轅門

抄に云ふ、張晏曰、軍行以車爲陣、轅相向爲門、故曰轅門、

斥候

烽火を見或は敵中に忍び入りてその様子を味方に告げ知らするものなり、

平石城

河内國南河内郡白木村にあり、

八尾の城

河内國中河内郡八尾村にあり、

同二月十三日

諸異本、五年の字を冠らせり、

戸帳

大抵帳臺の入口には、翠簾を垂れすして帷を垂る、これを戸帳といふ、

○紀州龍門山軍事

鹽谷伊勢守

或は伊賀守とし、或は中務に作る、本文にも前に鹽谷中務とせり、

諸本前後一ならず、

こみければ

こみは入込みたるなり、矢にて射込まれたるなるへし、

二百七十三人

毛利家本には、二百の二字なり、

金百兩

煉金秤目百兩のことなり、小判は慶長以來のことなれば此時あらず、

○二度紀伊國軍事付住吉楠折事

畠山式部大輔 義熙なり

七條の袈裟 天正本には、九條とあり、

津守國久 國基十三代孫、從四位上左近將監津守國量の次男なり、

後漢の光武 靈帝とあるへし、

倒にそ立たりける 後漢書靈帝紀及び五行志にいふ、靈帝熹平五年十月壬

午、御所居殿後槐樹皆六七圍自扳倒、堅根在上云々とあり、

應和 村上天皇の年號

各自受法樂 抄に云く諸佛菩薩并天神まで法を用てたのしみとし給へり、故

に三寶に對したてまつり誦經誦咒しぬれば、各の法樂を受け玉ふなり、

常行三昧 三昧には四種あり、一に常行、二に常坐、三に半行半坐、四に非行非坐

となり、

一乘讀讚

佛法の教をいふ、乘はもと車乘にて、衆生を運載して死を出離せし

むる意に取れり、

止觀院 延暦七年傳教大師叡山の項上に一字を建つ、一乘止觀院と號す、今の中

堂これなり、

○銀嵩軍事付曹娥精衛事

正平七年 六年に作るへし、第三十卷尊氏兄弟和睦の段と合せ考ふふへし、

高山寺城 丹波國氷上郡葛野村に屬し、寺は天平年中法道仙人の開基なり、

四月二十五日 櫻雲記には、十八日とせり、

大宋の伯顔 宋の將軍にあらず、元の重臣なり、元世宗至元十二年十月に、中書

右丞相の官に至れり、

三日三夜 西源院本に、一日一夜とせり、

南都の方へ落つ 櫻雲記には、四月十八日、護良親王子陸良親王逆心して内

裏を燒、二條師基是を攻、陸良戰負殺さる云々とあり、

廿七年 建武二年尊氏謀叛し、延文五年に至るまで、凡そ二十六年なり、

梁藺の御戸 後醍醐天皇及護良親王を申す、梁園は竹園と義同じ、

一人の貧者あり 抄に云く、此みな本文に相違す、排韻云、曹娥會稽上虞人、父

時爲巫祝、漢順帝漢安二年端午日縣江沔、迎婆娑神溺死、娥年十四、沿江號哭旬有

七日、投江而死、抱父尸而出、桓帝元嘉元年縣長度尙改葬娥處江南、道傍爲之立碑、命

邯鄲子作碑文、今こゝに書けるは一々に相違せり、是のみならず何れも此やうの

事多し、

曹娥 この事排韻に見えたれど毒蛇の事なし、

梵天 梵は淨にて大梵梵輔梵衆の三天を總稱す、劫初一増減の間は梵王獨居すといふ、

帝釋 天主或は天帝の義なり、眷屬の天三十二なり、所居の忉利天を合せて三十

三天尊ともいへり、其他異名多し、其居城を喜見と名づく、

發鳩山に精衛と申人 抄に云く、人の名にあらず、唯た鳥の名なり、

尾閭洩せ共不乾 莊子秋水篇に、天下之水莫大於海、萬川歸之、不知何時止而

不盈、尾閭洩之、不知何時已而不虛と、註に尾閭者泄海水之處也、在碧海之東、其處有

石闕四萬里、厚四萬里、居川之下、尾而爲閭、故曰尾閭、海水沃著、即焦亦名沃焦也、水

沃而之無不焦とあり、

七早 殷湯七年の早か、

○龍泉寺軍事

津々山 この上金勝院本には、其外究意の兵共に皆諸方へを遣しけるの文句あ

疊虛篇 劉寅曰、疊虛者敵人以虛疊疑我、我欲覘而知之也、さてこの兵書の本文欠

字あり、望其壘上多飛鳥而不驚、上無氛氣、必知敵詐而爲偶人なりとすべきなり、

木所彦五郎 或は彦三郎に作る、

日吉 西源院本に、修理亮の下あり、本文日吉の下必ず脱字あらん、天正本には、桔

梗一揆に小里兵庫助、戸藏左近將監、日吉式部、篠田兵庫助、内海修理亮、光範、日野阿波守、城戸を引破て聲々に名乗つれてぞ入ける云々とあり、

○平石城軍事付和田夜討事

二十萬騎 天正本には、廿一萬とし、五月三日を二日とし、城の西北を東西とせ

三人 北條家南都本には、小河三郎を載せて四人とせり、

世に勝くれたる兵 金勝院本には、物部郡司とて世に勝れたる兵あり、是に

手番ふ者三人あり云々とあり、

天下一の剛の者云々 北條家南都本には、將軍殊に御威有て結城中務少輔

入道に大功の賞を行はるとて安房國をぞ賜りける云々とあり、

○吉野御廟神靈事付諸國軍勢還京都事

圓丘 抄に云く、禮記曰、祀天圓丘、祀地方丘と、天の形は圓ければ是に象とる也、こ

摩醯修羅王 抄に云く、大智度論第二云、摩醯首羅此稱大自在、形有八臂三眼、騎

大白牛雲降雨雨大千界一切衆生無能知數唯此天王獨能知之

正成
或は正儀に作る

菊池愚鑑

諸異本、愚鑑を寂阿とす、寂阿は菊池武時の法名なれば寂阿の方より、大友貞宗入道の法名なり、或は具簡ともかけり、

江戸遠江守 遠江守は既に死にき、これ傳會の説なり、

卷第三十五

○新將軍歸洛事付擬討仁木義長事

主上 後光嚴天皇を申す、

土岐善忠
俗名頼康なり、

左馬頭す 系圖を按すれば、左馬助或は右馬頭に作れり名は氏光といひ今峯と號す

今川 金勝院本には今川を載せず、一本畠山を載せて今川細川を略けり、

○京勢重南方發向事付仁木沒落事

舍弟伊豫守
あり、
或は佐竹と作るもあり、或は武田彈正少弼の下にこれを出せる

七千餘騎

今川家本には、七萬と作れり、

天知地知

抄に云く、後漢に揚震字伯起と云者あり、冒邑と云所へ從たれば、其

守護に王密と云人と對面して、餘りに互に餘念を絶して入魂をし、既に夜に入りたる時、王密金を十斤懷に入れ來たり、揚震に贈り與へたれば、揚震は無興して取受けざるぞ、其心は只今某は東萊と云處の太守に遷されて往とて金を給ひ候へ

ば、欲心の義世間に聞へて面目を失と云たぞ、王密が曰く、それは尤承り分けたれども、既に暮夜にして知る者もなし、殊に人しらざる様に自身持来れば更に外へ漏聞へ知ることも有まじきほどに、是をばひらに御取あれと云たぞ、其時に震曰、天知神知子知我知れり、然れば四つの知りてがある、何ぞ知こと無と云やとて、曾て取ざれば、王密は却て愧しく思て立ち去たるぞ、

中務少輔 或は義長舍弟とあり、或は舍弟式部少輔、或は猶子に作るなり、
着到 國々より到着したる兵どもを帳簿に記して計算するなり、

猶子中務少輔頼夏 系圖には、頼夏を頼章か子として、頼夏を和氏か男とし、實は相摸守清氏か子とせり、さて第卅六卷清氏義詮に背く段には、本文并に諸本に、細川清氏か猶子仁木中務少輔云々とあり、若し頼夏を頼章か子とすれば、義長の姪となれり、

寺戸 山城國乙訓郡にあり、物雙女の南、久世村の北なり、

装束裏 金勝院本には、小鳥次郎あやしけなる装束裏とあり、風呂敷包などの類

か、

西山の谷堂 山城國乙訓郡西山の善峯寺なるへし、

貫き 毛沓なり、

二ウ

三ウ

へらぬ體

倭訓栞、へらヌ體へラズクチなど云不滅の義なるべし、埃囊抄にへラズ答ふと見えたり、愚按メラズと云も同じ、メとへと通す、

唐櫃越

山城國乙訓郡大江山越なり、

都へ入り給ひ 諸異本には、七月十九日義詮谷堂より歸洛云々とあり、

○南方蜂起事付 畠山關東下向事

細川兵部大輔

諸異本には、刑部に作れり、

根來の衆

根來は紀州那賀郡の西北葛城山脈の中なる山村なり、そこに大傳

法といへる眞言宗の大道場あり、こゝの大衆なり、

鵜蚌相持

抄に云く、此は天台の法經文句第九卷の文也、故事は春秋後語第三

十卷にあり、前第十四卷に註す、鵜はシャクナキと云鳥也と、古來より云ひ傳たり、

云々、本文に相挾とあるは持の誤ならん、

則鳥乘其弊

この事は前に註せる、漁夫の利の話説を鳥にとりなしたるなる

べし、

官方の鴨頭(歌)

考なし、

西郷彈正左衛門

本文諸異本には、この下尾張小河東池田の段に、兵庫助に、

作れり、

四ウ

四ウ

五ウ

處々の城を攻む 諸異本には、世貞則祐か因幡美作兩國の間に勢を分て處

々の城を攻云々とあり、これにて文義通す、本文のまゝにては通せず、

唇竭きて齒寒く 左傳五卷僖公五年傳云、晉侯假道于虞以伐虢、宮之奇諫曰、

諺所謂輔車相依、唇亡齒寒者、其虞虢之謂也とあり、其意隣國は相助けされは己れ

の國も危し、隣國亡ぶるときは隨て己れの國も弱くするの理を譬へていふなり、

本文この理を合戰の勝負にあて、いへり、

魯酒薄くして邯鄲圍る 詳しきことは莊子に出つ、楚宣王威力を以て諸

侯を朝會せしめたる時、魯の共公奮衆よりも遲參す、又會盟のときは其の國々よ

り酒肴を整へて持參するに魯の酒薄し後故ありて魯を攻む、又懇望の義ありて

魯楚へ朝せしとき、趙王成侯種と共に酒を進せられたれば、楚の酒奉行魯の薄酒

を趙の厚酒と取易へて王に獻す、楚王其の薄酒を以て怒り趙の邯鄲を圍まれた

り、

○北野通夜物語 付 青砥左衛門事

其比云々 山中を出てまで諸本に出てす、或はいふ、其文義を考ふるに、記者北

野に詣つるならんと、

戰國の七雄 魏韓趙楚燕齊并に秦の七國を七雄といへり、この七國終に秦始

皇の手に并せられたり、

秦の政に被并 政は始皇の名也、

湯武は火に身を投げ云々 抄に云く、武の字は誤なり、唯湯王と云べし、綱

鑑紀要云、湯既即位、大旱七年、太史占之曰、當以人禱、湯曰、吾所爲請雨者民也、若以人

禱、吾請自當、遂齋戒、剪髮斷爪、素車白馬、身嬰白茅、以爲犧牲、禱于桑林之野、以六事自

責曰、政不節歟、民失職歟、宮室崇歟、女謁盛歟、苞苴行歟、讒夫昌歟、言未已、大雨方數千

里、また、山谷詩に桑林清六事と云たるも是なり、

太宗は蝗を吞む 貞觀政要第八農務篇曰、貞觀二年京師旱、蝗虫大起、太宗入

苑視禾、見蝗虫、援數枚而咒曰、人以穀爲命、而食之是害于百姓、百姓有過在予一人爾、

其有靈但當蝕我心、無害百姓、將吞之、左右遽諫曰、恐成疾不可、太宗曰、所冀移災朕躬

何疾之避、遂吞之、自是蝗不復爲災、

承平 天慶に作るへし、事は元亨釋書に見えたり、

法然の理 自然の理といへるに同じ、

大田文 全國の田地の目錄なり、即ち民部省の圖帳なり、今も一二種殘れるもの

あり、

貞永に五十一箇の式目 これ貞永式目のことにて、本名を御成敗式目と

いへり、北條泰時幕政簡易の治にもとづきて作りしものなり、すへて五十一條あり、其の法令專はら武士の爲めにさだめられたれど、まゝ百姓の上に及よふものあり、

明惠上人

名は高辨、平重國か子なり、元亨釋書五卷に傳あり、

上人宣く

金勝院本には、この次に天下は一人の天下にあらず、天下の天下なり、天下の利を擅にする者は則天下を失ふと大公望のいへり、亂世の根源は貪欲を本とすとあり、下は同し、

其身直にして云々

貞觀政要に、云々若安天下必源先正其身、未有身正而影曲、上理而下亂者也とあり、

寛喜元年

寛喜は後堀河天皇の年號なり、曆代皇紀に寛喜二年五穀不登、三年天下大飢とあり、元年は三年の誤りなるへし、

時頼

平時氏の子にて、法名覺了房道崇といへり、

貞時

平時宗の子にて、高時の父なり、小字は幸壽丸といひ、法名は最勝園寺崇演とて、後に出曉と改む、

昔びれて

昔ぶつてなり、

報光寺

時頼の子にて、貞時の父なり、小字、聖壽丸といひ、法名實光寺道果といへり、

七ウ

八ウ

り、報或は實或は法ともかけり、又道果或は道演とせり、

青砥左衛門

名は藤綱といへり、

木鞘卷の刀

五武器談に云く、木刀の事にてはなし、青砥左衛門専ら儉約を用ひし故、鞘卷の刀の鞘をぬらすして木地を用ひし也、鞘卷の短刀也、腰刀の事也、つば入すはなし目貫なり、

叙爵

從五位下になる事なり、

弦袋

器談に云く、弦卷の事也、袋といへはとて帛にて縫たる袋には非ず、叙爵して弦袋を太刀に付しといふは左衛門尉などになれば公家より弦袋を申乞て付る也、

德宗領

北條氏の制として家督を德宗とし、その所領を德宗領といへり、德又得の字に作れり、

燧袋

火打石などを袋に入れて携帯するものなり、

滑河

鎌倉にあり、河上は胡桃谷より流れて胡桃川といひしとぞ、

剛縁

勢力ある親類の縁者から頼み込むこと

あら見られずの延喜式や云々

延喜式の本文を頑固に守り居る、律義の

十ウ

様の見苦しとなり、延喜式は醍醐帝の時に勅撰せられし法制の書にて、今に傳はれり、

髻帽子 烏帽子を横たへるかぶりたるをいふにや、續さる簑下の其角朝顔にしほれし人や髻帽子とあり、

重二重一 博奕の語にやあらん、同じ事ぞといふ心なるべし、今も同じといふことを二十五といふ人のある、この類なるべし、俚言集覽に解して五十歩百歩と云ふ意といへど、説き方詳ならず、

是を媒して云々 この説は誤れり、ことは前に注せり、

金鶏障 綱目にいふ、金鶏障障坐障也、畫金鶏爲飾とあり、

銀漢 天の川のことなり、

三族の刑 三族は、父の族、母の族、兄弟の族をいふ、自身のみならず三族までも罰せらるゝなり、秦の時刑罰甚苛刻にして、文公の世三族を誅する法初めて行はれたり、

菩提子の念珠 抄に云く、榮西國師の渡唐の時に、天台山の菩提樹を分けて持來り、商船に付て筑前の香椎の神祠に種られたり、其後に東大寺に栽られて遂に

十一カ

十二カ

十三カ

巖山に移し、夫れより建仁寺の東北隅に移せし、如來成道の靈木なるを以て後世を願ふ道俗この實を念珠とする也、

七歳 抄に云く、經には年向八歳とあり、

刹利種 抄に云々、經云、是時諸釋一由日內遙時流離王、或時耳孔不傷其耳、或時時頭髻不傷其頭、或射弓絃不害其人云々、刹利種とは天竺にて王の種姓の事也、

一人寄手の方へ返忠 好苦梵志と云ふ者なり、

漏箭 漏刻の箭のことなり、漏刻とは水時計にて、水中に箭を立て、その矢幹には時を刻む、水漏れは浮ひ出つ、其刻の數にて時をはかるなり、

○尾張小河東池田事

仁木三郎 毛利家本には、名義住とあり、

京兆 左右京職の唐名なり、

氣をもくれず 息をもつかすといふ意なり、

十一月 南都本には、十月につくれり、

玉筥二見の浦 玉筥は櫛をいふ、箱にて、これより轉して箱根又はふた云々の語の冠詞となれり、ふたは即ち箱の蓋にかふらせたり、この二見の浦亦然り、二見の浦は伊勢國度會郡立石江村の北西なる伊勢海の南盡をいふ、金葉集に源親

十二カ

十四カ

十五カ

房卿の歌にも玉くしげ二見の山の木の間より出れば明る夏の夜の月など名高き處なり

○訓建小阿東出馬

正平十六年、南朝の正平十六年なり、康安と改元す、四月晦日、公卿補任を按すれば、正平十六年とせり、されど三月小盡なれば、二十九日は即ち晦日なり、三年が間、義長の長野城に據りしは延文五年なり、康安元年に至るまで實に二年なり、三年とあるは誤りならん、土岐氏光、頼遠が子にて、仁木義長が養子なり、吉田宗房、内大臣藤原定房の子なり、七箇國、毛利家天正本には、四箇國とせり、よろし、仙輿國王云々、抄に云く、昔此閻浮提に大國王あり、名をば仙豫と云ける、深く大乘經典を敬重し玉ふ、其時に婆羅門とも集つて云く、菩提の性は本より所有なしなど、云て大に經典を謗す、此謗言をにくむ故に其命根を斷す云々、涅槃經第十二卷に説れたり、然るに唐の西明寺の道世の諸經要集第十一卷には、亦有如仙輿國王、殺五百婆羅門、生地獄中、發生信心、生甘露國と云へり、此説によるに、輿の字

卷第三十六

○仁木京兆參南方事付太神宮御託宣事

延文六年、南朝の正平十六年なり、康安と改元す、

四月晦日、公卿補任を按すれば、正平十六年とせり、されど三月小盡なれば、二十九日は即ち晦日なり、

三年が間、義長の長野城に據りしは延文五年なり、康安元年に至るまで實に二年なり、三年とあるは誤りならん、

土岐氏光、頼遠が子にて、仁木義長が養子なり、

吉田宗房、内大臣藤原定房の子なり、

七箇國、毛利家天正本には、四箇國とせり、よろし、

仙輿國王云々、抄に云く、昔此閻浮提に大國王あり、名をば仙豫と云ける、深く

大乘經典を敬重し玉ふ、其時に婆羅門とも集つて云く、菩提の性は本より所有なしなど、云て大に經典を謗す、此謗言をにくむ故に其命根を斷す云々、涅槃經第

十二卷に説れたり、然るに唐の西明寺の道世の諸經要集第十一卷には、亦有如仙輿國王、殺五百婆羅門、生地獄中、發生信心、生甘露國と云へり、此説によるに、輿の字

は誤なり、

班足太子云々

實は千人王を殺ししにあらず、抄に云く、仁王經下卷云、昔有天羅國王有一太子、欲登王位、名班足太子、爲外道羅陀師受教、應取千王頭以祭塚神、自登其位、已得九百九十九王少一王、即得一王、名曰普明王云々、

五十鈴川

伊勢なる神路山の麓を繞り、内宮の傍にありて、その水清澄古來名高し、新古今集に中納言匡房の歌に君か代は久しかるべし、度會や五十鈴川の流れ絶せで

神路山

伊勢國度會郡内宮宮城東南の山峯なり、或は内外兩宮城の諸山の總名なりといへり、

化屬結緣

互に緣に成りて、善惡を作すなり、

利物

利益衆生といふことを畧してかくいふ、

五部の大乘經

大方廣佛華嚴經六十卷、大集經日藏分月藏分合五十卷、大品般若經三十卷、妙法華經八卷、大般涅槃經四十卷をいふ、内妙法華經のみ大といはざるは深意ありとぞ、又この經を唯妙ともいへり、

○大地震并夏雪事

六月十八日

皇年代略記に廿日に作れり、

三

水牛の皮云々

諸異本には、面をは何ものにて張たりとも見へず、鐵をのへたる如し云々とあり、

○天王寺造營事付京都御祈禱事

表事

前表の事なり、

かぶき

冠木と書く、門、鳥居などの上に横にわたす木なり、又笠木ともいへり、

くるまき

轆轤なり、

二十八部衆

抄に云く、不空の翻譯の孔雀經云、復有二十八藥叉大將、能於十方世界覆護一切衆生、爲除衰惱患厄之事、有四藥叉大將、住於東方擁護來方、乃至南西北并各住四國、常居於地、常在空、居蓋每方上下共二十四、四圍各一則共成二十八部、云々

尊道法親王

後伏見天皇の皇子なり、

覺譽法親王

花園天皇の皇子なり、

尋源

洞院太政大臣公賢の子なり、

實遍

後山本左大臣實泰の次男公敏の子なり、

慈俊

日野中納言資朝の三男なり、

良壽

定家六代孫權大納言爲定か子なり、

四

四

三

實縁 公賢の子なり、

富樓那 正しくは富樓那彌多羅尼子といひ、之を略して富樓那といふ、尼は女なり、十大弟子の一にして、辨舌に長し、說法第一と稱せらる、

文珠 又は普現如來といへり、放鉢經に云く釋迦佛言、我今得佛是文殊恩、文殊是我過去本師、過去无量諸佛皆文殊弟子、當來亦爾、文殊乃佛道中父母也、

○山名伊豆守落美作城事付菊池軍事

次男中務大輔 系圖によれば三男なり、名は氏光といふ、

中務少輔 少輔は大輔とすべし、

杉原 諸異本柏原に作れり、よろし、

長九郎左衛門 金勝院本には、名政舜とあり、

細川頼旨 毛利家天正本には、頼之とせり、よろし、細川家譜には、頼旨といへるものなし、

七月初 櫻雲記には、六月とせり、

對揚 對等の義なり、

越前守 金勝院本には、名重經とあり、されど第卅三卷に親廉とせり、孰れにやあらん、

二萬 或は六千に、或は一萬に作れり、

○秀詮兄弟討死事

同年 康安元年なり、

和田 本文及び異本には、正武とあり、

楠 正儀なり、

舍弟次郎左衛門 系圖には、氏詮とあり、

楠は未河を越えす 金勝院本には、左馬頭正儀は云々とあり、

白江源次 金勝院本には、名興次とあり、

縣二郎 金勝院本には、名を久季とあり、西源院本には、赤田孫二郎とあり、

○清氏叛逆事付相摸守子息元服事

左馬頭 名は頼和なり、

其子未幼稚 天正本にいふ、小字竹童丸とす、

尾張左衛門佐 天正本には、名を氏頼とせり、

七百番 諸異本七十番に作れり、

百服の本非 抄に云く、譬ば衆園の名茶を飲て、何れは正銘也本なり、是は本園

には非すと云事を致すほどに、本非と云なるべしとあり、春湊浪話下卷に云く、本

非の茶と云ふは、本の茶と云ふは、梅尾なり、非の茶と云ふは、宇治等なりと、海人藻芥に見えたり、梅尾は明恵上人のもろこしよりとり歸りて始めて植ゑて茶の興ありし所なれば、其の最とするなるべし、梅尾の茶の名は朝日、深瀬、走摘、關伽井、逆淵、外畝、藤淵、天狗、一の谷、一の瀬、岩傳、内不見、橋通、鐘樓、花輝、河院等の名、尺素往來遊學往來等にみえ、蟻川覺書にさかさまゑんとはたのその、狂言の詞にあかる坊なごも見えし、又尺素往來に宇治は當代近來の御賞翫、梅尾は此の間衰微の體に候ふと、永享の頃に三關老人もかゝせ給へば、東山殿以前よりもはや宇治の茶を賞翫ありしなるべし、狂言の詞は京都將軍のはじめに作れるものゆゑにや、本非の茶の事に専ら梅尾の茶のみぞきこえしとあり、

八幡太郎

名は義家といへり、

加茂次郎

名は義綱といへり、

新羅三郎

名は義光といへり、

藪に昀す

長門本平家物語十に、藪に目壁に耳といへる文句あり、之によりて考ふるに、藪にめくはせしたるは、その密告者とめくはせして事の秘密なるを暗示せしものなるべし、

志一上人

西源院本にいふ、此志一元來邪天道法成就の人なる上、近比鎌倉に

て諸人奇特の思ひをなし、歸依淺からざる上、畠山入道諸事深く信仰し、憑入て、關東にても不思議とも現しける人なり云々とあり、

懇切に彼所望

諸異本には、其願書召寄せられ候へ、そと見候て、返し參らせ候はんと懇切に所望す云々、

伊勢入道

左衛門尉盛繼の子なり、俗名盛經法名道進といへり、或は伊勢季俊の子にて、俗名憲經法名道三といへり、

違例本復す

天正本にいふ、件の願書を召出て將軍に見せ奉り、聽て大法を以是を加持せられしかは、邪氣立去て本復す云々、

今熊野に引きこもり

天正本に、この下に將軍頓て竊に内裏へも急新熊野に臨幸たるへしと、三寶院を以申入云々、西源院本にいふ、行幸も其曉なりければ、公家の卿相雲客我も我もと參せらる云々と、新熊野に行幸し給ひしことを載せたり、歷代皇記には、康安元年九月廿三日、俄幸新熊野云々とあり、

今川上總介

系圖には、名を範氏とせり、

舍弟頼利

和氏の次男なり、

家氏

和氏の四男なり、

將氏

和氏の三男なり、

氏春 掃部助師氏か子なり、淡路守兵部少輔に任せられたり、

千本 京都北野社の東北の地なり、

千顆萬顆の玉 數多の玉にて、顆は玉の粒の義なり、和漢朗詠集花の條に云く

瑩日瑩風、高低千顆萬顆之玉、染枝染浪、表裏一入再入之紅とあり、

強ひて申さる 西源院本には、手を合てとめ申さる云々、

○頓宮心替事 付畠山道誓事

頓宮四郎左衛門 金勝院本に、名藤康とあり、

一日 今川家本三日に作る

卷第三十七

○清氏正儀寄京事

細川右馬頭頼之 武藏守從四位上たり、貞治六年より暦應元年まで管領す、

世人之を武州管領と號す、明德三年三月卒す、其子孫世々管領となる、

土岐 名は善忠なり、

佐々木 名は崇永なり、

○新將軍京落事

二條殿 師基なり、南朝にありて關白太政大臣となれり、

細川氏春 淡路守師氏か子なり、松柏院と號す、

十二月 正平十六年にて、北朝の康安元年に當れり、

着到をつけられけるに

毛利家天正本には、吉良治部大輔備貞、澁川武藏

守義行、一色修理大夫入道、今川上總介、同伊勢守貞世、大島左衛門、佐々木道譽以下

太平記註釋 下卷 佛敎いろは字典に云く、居る、

折て郷曲の小人に事ふることを敢てせずとて、官に任かす、宅邊に五柳あり、自ら五柳先生といへり、

七松居士 鄭董字は子博、唐の末の人なり、居所を隱岩とし、松子を庭に蒔く、よりてこの號あり、これも官に就かす、

四月十九日 歷代皇紀等には、四月廿一日土御門殿に還御すとあり、天正本には、大内の諸寮修營形の如く出來ぬれば、木工寮奏聞を経けるに、四月十九日に司寮形の如く參列して、只名計の里内裏へ還幸成せ給ひける云々とあり、

吉野の主上 後村上帝を申す、

霸陵の舊將軍 李廣のことなり、隴西の成紀の人なり、材氣拔群なり、文帝曰く、惜かな、廣は時に逢はす、高祖の世に當らしめば、萬戶侯何ぞ道ふに足らんやと、又陳簡文が敗筆の詩に、神功雖缺力猶存、架托珊瑚欠策勳、日暮閉窓何所似、霸陵憔悴舊將軍と、禿筆に譬へしにても推して知るへし、

正月十四日 正平十七年北朝の貞治元年なり、

○可立大將事 付漢楚立義帝事

魏徵 太宗も嘗て曰く、魏徵はさきには實に我か讎とする所なり、卿か罪は鉤に中るよりも、重し我卿に任する管仲に踰えたり、

陳勝 陽城の人にして、字は涉なり、

右將軍白起 陳勝を殺したるは長史司馬欣董翳左章邯なり、本文誤る、

項梁 項羽の季父

三戸 杜預曰く、今丹水縣の北の三戸亭なり、是れ地名たること疑はすといへり、他に諸說多し、

○尾張左衛門佐遁世事

左衛門佐殿 名は氏頼なり、

世にあらせて 世に存命せさせてなり、

世務を執行云々 櫻雲記を按するに、義將は貞治元年二月執事となれり、

○身子聲聞一角仙人志賀寺上人事

身子 舍利弗のことなり、舍利は身と翻す、弗は子と翻せり、

六波羅密 檀波羅密一名布施波羅密、尸羅波羅密一名戒波羅密、禪提波羅密忍辱といふ、毗梨耶波羅密精進、禪定波羅密靜慮、般若波羅密智慧なり、波羅密は到彼岸と譯す、菩薩所修の法にして此の行成就すれば佛果に到るといふ、

檀波羅密 六波羅密の一なり、檀は檀那なり、布施と譯す、

因位 佛教いろは字典に云く、居る場所なりと定めたるを位と謂ふ、故に重席を

定めて、其の座を其の人の占有としたるを言ふに轉せり、今言ふ席順の如し、即階級の意となるを以、順を逐ふべき事物を一箇づ、作意する順序を題示するの稱呼とす、故に因位とは果を得べき地位に在るを云ふ、因位より一階を進めば、果位なればなり、又因にも修行の階級あるを以此の稱有り、畢竟證果に進むべき修行中に在るを謂ふなり、概して因位に同じ、

耶輸陀羅女

悉達太子の次妃なり、出家して尼衆の主となれり、

水想觀

抄に云く、淨土部經の中の觀經に十六相觀を明す、其中の一なり、

京極の御息所

藤原褒子時平の女にて、宇多帝の妃なり、

玉箒

玉もて飾れる箒なるべし、倭訓栞に云く、俊賴口傳に玉箒とは著と申す木に子、日の松を引具して箒に作りて初子、日に蠶かふ屋をはく也といへり、

極樂の玉の臺も云々

毛利家天正本には、よしさらは眞の道の知るべして云々と、下句につけたり、

○畠山入道道誓謀叛事 付 楊國忠事

式部大輔

義熙なり、

三百餘騎

諸異本三萬とせり、これよろし、

田中

諸本岩松に作る、

大鵬九霄の雲に搏つ

莊子にいふ、有鳥焉、其名爲鵬、背若大山、翼若垂天之雲、搏扶搖羊角而上者九萬里、絕雲氣、負青天、云々、九霄は大空なり、

去々年

延文四年畠山上洛し、貞治元年に至て四年なり、されは先年に作るへし、

おもごひご

御許人の義、

玄獻皇后

玄の字元と改むへし、楊氏華陰の人にて、開元十七年薨す、

武淑妃

則天皇后のいとこ恒安王攸正の女なり、開元二十五年に薨す、又武惠妃と書けり、

天々

毛詩桃夭篇云、桃之夭々、灼々其華、注、天々其少壯也、

連枝の官

兄弟のことなり、樹枝相連接して生するにたとへたり、

舍脂夫人

帝釋天王の妃なり、

藍田日暖玉低淚

三體詩云、滄海月明珠有淚、藍田日暖玉生煙など見えた

兄せうご

せうごとは、兄人の音便にて、兄のことなり、重語なり、

吠畝

畝は深さ尺、廣さ尺をいひ、畝は百歩をいふ、されは意はいかにも少しの處

で卑賤の中にて生長せりとなり、孟子十云養舜於畝畝之中

安祿山

營州の柳城の人、本來姓氏もなき者なりしとぞ、初め安祿山といへり、

十オ

子思明 又史思明とも書く、安祿山と同郷の者にて驍將なり、七十萬騎 通鑑等には凡十五萬反於范陽とあり

簞食瓠漿 孟子卷一に今燕虐其民王往而征之民以爲將拯己於水火之中也、簞

食壺漿以迎王師と見えたり、簞食は飯を出たし壺漿は酒を出すをいふ、

十ウ

馬嵬 咸陽の西にあり、

十一オ

馬蹄にぞ懸けたりける 馬嵬驛中に寺あり、其の佛殿にて揚貴妃をは縊殺尸を庭にさらせり妃時に年卅八

十一ウ

回紇 抄に云く、此は所の名にして、人にてはあらず、

ねみだれ髪 寐亂髪にて、寐たるにより亂れたる髪なり、

蜀江水綠 これより下の句多くは長恨歌の辭なり、

太掖芙蓉 太掖美容は池名にて芙蓉は蓮華なり、

未央柳 未央は宮殿の名にて、こゝには柳多し、

悄然 心に憂ふる良、

方士 方術の士をいふ、

雙鬟 抄に云々、髪をからわに結たる姿なり、

大殿籠 夜の御殿に入りて寝たるをいふ、

十二オ

雲海沈々 是より以下、長恨歌の傳の語なり、

鳳鳥 履のこと、鳳は貴びていひしなり、鳥は毛詩の注には、人君之盛履とあり、

展轉の御思 毛詩にも悠哉々々展轉反側とあり、展轉は回轉をいひ、寢返りう

つなり、思ひてやまざることをたとへていふなり、

新恒平 趙人なり、種々の詐を以て君王を惑はせしかは、誅せられたり、

比翼鳥 鳥各一羽相比びて飛ぶをいふ、

玄宗崩す 寶應元年に崩す、時に年七十八、

十二ウ

卷第三十八

○彗星客星事付湖水乾事

康安二年 南朝の正平十七年北朝にて貞治と改元す、

用明天皇 欽明天皇の皇子なり、

十四箇度 参考にいふ、考史籍所載自用明帝元年至康安二年、客星出現凡二十

三度、然倭漢候見必有異同下倣之とあり、

皇極天皇 敏達天皇の孫にましまし、寶皇女と申し、茅渟王の女なり、重祚して

齊明天皇と申す、

豐浦大臣 蝦夷大臣のことなり、

中臣大兄皇子 敏達天皇の皇子押坂彥人大兄皇子、又の名は麻呂古と稱す、本

文中臣姓とするはわろし、

中臣鎌子 御食子卿の子にして、一名は鎌足といへり、後に中臣氏を改めて藤

原の姓を賜はれり、所謂大織冠なり、

八十六箇度 史籍の所載によれば、皇極帝元年より康安二年まで彗星出現せ

しこと五十七度なりと参考にいへり、

去年の七月 康安元年なり、歷代皇妃皇年代略記及び本文第三十六卷には六

月に作れり、これよろし、

白髭の明神の前の渚 天正本には、箕浦の渚とあり、

竹生島 天正本には、高島に作れり、

箕浦 天正本には、やかちの濱とあり、

二河白道 抄に云く、選擇集云、譬如有入、欲向西行百千之里、忽然中路有二河、一

是火河在南、二是水河在北、二河各濶百步、各深無底、南北無邊、正水火中間有一白道、可濶四五寸許、云々、水火の二河をば衆生、愛欲の水と瞋恚の猛火に譬へ、中間の白道をば即我等衆生の煩惱妄想の心中に一念發起して往生淨土の願樂を成すに譬たり、今は此語を假て云計なり、

○諸國宮方峰起事付備前軍事

秋庭三郎 一本飽庭肥後守に作る、

師秀 備前守師幸の子なり、

秀貞 彦部光繼の子なり、系圖には、秀定に作れり、

佛の御使 抄に云く、淨名經の中卷問疾品にあり、佛告文殊、汝行詣維摩詰問疾云々、

流沙 佛祖統記卅三にいふ、東入大流沙其沙隨風聚散、人多迷路云々、所謂砂漠の義、

無慚 殘酷のことなり、佛經語なり、これより轉じて其殘酷の仕向を受くる者の上にもしかいへり、

櫓の葉 諸異本には、櫓を楯とせり、

治部大輔 名は氏冬、一本中務に作る、

仁木彈正少弼 頼勝なり、されど嘗て義長に従て丹後に逃れたりき、今又將軍に屬せしものと見えたり、

義尹 左京大夫頼章の子なり、

和久の郷 丹波國天田郡にあり、

尾張心勝 尾張は天正本に石橋に作り、又毛利家本には尾張の上に石橋の字あり、共によろし、本文にも第卅七段に尾張左衛門佐氏頼出家して身を終へたり

と見えたり、

神水を飲む 誓を立つる時のわざなり、

能登 この下一本加賀を添へたり、

ひたひしめきにひしめく 一向に押し合ひ騒ぎ立つるをいふ、

倒るゝ處に土をつかむ

國司が利欲に耽る事の譬なり、今昔物語の信濃

守藤原陳忠御阪に落入る事の條に云ふ、今はむかし信濃の守藤原の陳忠といふ人有けり、任國に下て國を治て任はてにければ上りけるに、御阪を越るあひだに、あまたの馬共に荷をかけ、人の乗たる馬かすしらすつゝきて行ける程に、あまたの人の乗たる中に、守の乗たりける馬しも懸橋のはたの木を、後足をもて踏をりて、守逆さまに馬に乗ながら落入りぬ、底いくらばかりともしらぬ深さなれば、守生て有べくもなし、廿尋三十尋の檜杉の木の下より生出たる木末はるかなる底に見やらるれば、下の遠さはおのづからしらぬ、それに守かく落入りぬれば、身いさゝかも全くて有べきものとおほえず、さればあまたの郎等どもは皆馬より下て、懸橋のはたに居並て底を見おろせども、すべき方なかりければ、更にかひなし、おりぬべき所のあらはこそは、下て守の御有様をも見まゐらめ、今日など行てこそは淺き方よりめぐりも尋ねめ、只今は底へおりぬべきやうもあへてなければ、いかせんとするなど、口々にありめく程に、はるか底に叫ふこゑほのかにきこゆ、守の殿はおはしましけりといひて、待さけびするに、守の叫ひてものいふこゑはるかにきこゆれば、その物はたまふなるは、あなかま、何事をのたまふぞ、きけといへば、旅籠に繩を長く付ておろせとのたまふなり、されば守は

生て物にとまりておはすなりけりと知て、旅籠にあまたの人のさしなはどもを取りあつめて結ひつきて、くれ／＼とおろしつ、なはの尻もなく下したる程に、なはとまりてひかねば、今は下着にたるなめり、とおぼえてあるに、底に今は引上げよといふこゑ聞ゆれば、そはひけとあなるはといひて引上るに、いみじくかろくて上れば、此の旅籠こそかろけれ、守の殿の乗り給へらば重くこそ有へければといへば、また或る者は木の枝などを取りすがり給ひたれば、かろきにこそあめれなごいひて、集りて引く程に、旅籠をひき上げたるを見れば、平茸のかざり一旅籠に入たり、されば心もえず、かたみに顔ともまもりて、こはいかにといふ程に、またきけば底にこゑありて、さてまた下せと叫ふなり、これをき、てさはまたおろせといひて、旅籠をしおろしつ、また引けといふこゑあれば、こゑにしたがひて引くに、此の度はいみじく重し、あまたの人かゝりてくり上げたるを見れば、守旅籠にのりてくり上られたり、守片手には繩をさへ給へり、いま片手には平茸を三ふさばかり持て上り給へり、引上つれば、懸橋の上にするて郎等ども喜び合て、抑もこは何その平茸にか候ぞと問へば、守答ふるやう、落入つる時に、馬はとく底におちいりつるに、我れはおくれてそめき落ゆきつるほど、木の枝のしげくさし合たる上に不意におちかゝりつれば、其の木の枝をさへて下りつるに、下に

大きな木の枝のさゝへつれば、それをふまへて、大きなまた木の枝に取付て、それを抱へて留りたるつるに、其木に平茸の多く生たりつれば、見すてがたくて、先づ手の及びつる限り取て、はた籠に入れてのぼりつるなり、いまだ残りや有つらむ、いはん方なく多かりつる物かな、いみじき損を取つる物かな、いみじきそんを取つる心地こそすれといへば、郎等どもげに御損に候ふなごいひて、その時にぞ集てさゝ咲ひにけり、守ひが事なはいはれ、汝らよ寶の山に入て、手をむなしくして返りたらむ心ちぞする、受領は、倒る所に土をつかめ、どこそいへといへば、長立たる御目代、心の内にはいみじくにくしと思へども、げにしか候ふ事なり云々此の語こゝに本づく、今の世にころびても只是起きぬといふに似たり。

○九州探題下向事 付 李將軍陣中禁女事

二百四五十騎 金勝院本には、三百五十餘騎とし、他の諸異本には、一百に作れり。

李將軍 漢の李廣の事、

尼崎 攝津國河邊郡にあり、

○菊池大友軍事

菊池彦次郎 名は武義なり、

民部大輔 金勝院本には、名貞員とあり、
松王丸 天正本には、幸得丸に作れり、

新左衛門尉 第三十三卷菊池合戦の段に、諸本並に少貳新左衛門が戦死を載せたり、孰れにや明かならず、

四百餘人 今川家本には、四十とせり、

○畠山兄弟修禪寺城楯籠事付遊佐入道事

去年 康安元年なり、

舍弟云々 天正本には、舍弟式部大輔義熙とあり、義熙は義深の弟なり、

義深 家國の次男とせり、毛利家本には、義國に作れり、

稻生平次 天正本には、平次左衛門とし、他の諸本には、平次兵衛とせり、

中間 毛利家本天正本には、稻生とせり、

鰐の淵を去り 韓文三十六に今與鰐魚約、盡三日其率醜類南徙于海以避天子之命云々、

蝗の境を出 後漢書列傳にいふ、魯恭字仲康、扶風平陵人、肅宗時拜中牟令、專以德化為理、不任刑法、郡國螟傷稼、犬牙緣界、不入中牟とあり、

笑ひ戯れて云々 諸異本には、三日三夜迄過しける云々とあり、

六ウ

六ウ

五ウ

喉ぶえ搔放ち 毛利家天正本には、遊佐中内に走上りて沂附者二人取て引刺

殺し自ら喉をかき放つとあり、

許容の分なし 西源院本には、南方の公儀に、去々年既に當山對治の事申請、二

十萬騎にて關東より上洛し、君を惱し奉る大惡人、勢盡て身の置所なき儘に、降參申を御免有は何の御用にか立へきとて、御許容なし云々とあるにて、時の詮議のさま明かなり、

朝三暮四

莊子齊物論にいふ、勞神明爲壹而不知其同也、謂之朝三、曰狙公賦茅

曰、朝三而暮四、衆狙怒曰、然則朝四而暮三、衆狙皆悅、名實未虧、喜怒爲用、亦因此也云々、其意同一の事を知らずして心を勞することなかれと、本文は唯食物を配り與ふるに付ていひしなるへし、

富貴草頭露

杜子美詩に云く、惜君只欲苦死留、富貴何如草頭露、又は東坡集十四卷にも、生前富貴草頭露、身後風流陌上花と見えたり、

○細川相模守討死事付西長尾軍事

兵部大輔

大輔は少輔の誤りなるへし、名は氏春なり、

掃部助

名は信氏にて、氏春か弟なり、

三百餘騎

天正本千三百とあり、下の五千餘騎も三千に作れり、

七ウ

讃岐國へ押し渡る 天正異本には清氏對治の御教書成されしかは頼之讃岐に渡云々あり、

母儀の禪尼 西源院本に、使者とあり、

故左大臣殿 尊氏なり、

信胤 高島左右衛門高信の三男なり、さて曆應中信胤既に南方に降りき、今又將軍に屬す、反覆常なし、

千餘騎 前に頼之か勢五百餘騎とありしに、千餘騎とあるは疑はし、

曆應二年 二年は元年の誤りなり、

千里 この上、諸異本には、其勢千餘騎の五字あり、

○和田楠與箕浦次郎左衛門軍事

箕浦次郎左衛門 天正本には、名俊定とあり、第三十二卷の諸本には、箕浦文

和二年江州眞野浦にて戰死すとあり、別人にや明かならず、

五十餘騎 西源院本には、四五十に作れり、又百に作るもあり、

すけなう 西源院本には、右馬允資直に作れり、されどこゝは引き分れの形容

詞として、愛想なき意とせば、日頃の口には似ぬもの、句と對應す、西本は訓に傳會して資直とせしにや疑はし、

七ウ

八ウ

九ウ

九ウ

十ウ

十一ウ

泰則 一本泰範に作る、

赤松判官 光範なり、

九月晦日 公卿補任等によれば、康安二年九月廿三日貞治と改元すとあり、晦日は誤りならん、

和田楠云々 天正本には、和田楠河内へ歸ければ、其時の管領足利修理大夫入道大勢を差下し、かば、國は無爲にぞなりにける云々とあり、

○大元軍事

大元軍の事 參考には、此段作者引元滅宋之事、詳細川清氏爲細川頼之敗死今除之とて削れり、

昔孔子云々 論語述而篇に出づ、

暴虎馮河 孔安國曰く、暴虎徒搏馮河徒涉といへり、則ち麤勇をいふなり、

十六代 實は十七代なり、

幼帝 度宗の末子なり、

三韓 今の朝鮮の地なり、支那前漢の時には、馬韓、辰韓、弁韓をば三韓といへり、其後馬韓の中の新羅及び馬韓の中の百濟及び三韓の中に屬せざる高麗の三國、各比隣を並合して漸く強盛となり、又三韓と稱せり、

老皇帝 元太祖にて姓は奇渥溫氏、名は鐵木眞といへり、

十一ウ

十二才

伯顔 元世宗の至元元年中書左丞相に任す、宋の臣にあらず、廿萬衆を率ゐて一代の良將たり、

呂文煥 呂文徳の弟なり、襄陽の城の守となり、五年、元の爲に圍まれ、遂に

支ゆること能はず、元に降れり、人之を誹る、

賈似道 大金とは誤にて、宋の寵臣なり、色にのみ耽りて、謀略もなく、權威に誇れ

り、その女弟を賈貴妃といへり、

十三才

尉繚 齊の人なり、奇特の志氣ありと人評せり、

李衛 字は樂師、京兆三原の人なり、姿貌魁奇にして、少して文武の材あり、

相如か破壁 司馬相如の事にて、蜀郡成都の人なり、讀書を好み、及を學へり、

成都に居たりし時、資財乏しく、舍に四壁あるのみなりしとぞ、

十三才

劉仲か乾鍋 劉仲は名は喜といへり、漢高祖の兄なり、代王となれり、さるに

匈奴代州を攻むるに國を乗て、雒陽に歸れり、高祖大に怒りて、合陽に遣はしぬ、

喜時に貧困なりしと見ゆ、されは本文かくいひしなるへし、

老驥の千里を思ふ心 晉書に云々、王敦醉後慷慨悲吟、以鐵如意擊玉唾壺

歌曰、老驥伏櫪志千里云々、

飢鷹の一呼を待つ身 抄に云々、飢つれたる體を云はんとて、飢鷹の事を云たぞ、

卷第三十九

○大内介降參事

大内介 名は弘世、周防權介弘幸の子なり、

四凶の族 尙書に流共工于幽州、放驩兜于崇山、竄三苗于三危、殛鯀于羽山、とあ

り、これらのものを四凶とて、善人にあらざれば誅せられぬ、流放等字異なれど、皆

誅すといふことなりと、孔安國も注せり、

少正卯 孔子魯の大夫の官に任せられて七日目に、少正卯の惡人なるを誅せら

れぬ、孔子は亂政者を誅して國人の惱を除きたりとて、人々喜ひたり、星は誤なり、

心は鴻毛より軽く 韓退之曰、死有重於泰山、或輕於鴻毛云々、又莊子第四卷

註疏にも見えたり、

鱗角よりも稀也 抄に云く、太平御覽云、蔣子方機論曰、學者如牛毛、成者如鱗

角とあり、牛毛は多きをいひ、鱗角は少きをいふなり、

五十歩百歩 孟子一に云く、兵及既接、棄甲曳兵而走、或百步而後止、或五十步而

後止、以五十步笑百步、則如何、曰、不可、直不百步耳、是亦走也、

垂棘の玉 異義多し、明月の玉とも、夜光の玉ともいへり、

管夷吾は召忽云々 論語第七憲問篇云、子路曰桓公殺公子糾、召忽死之、管仲不死曰未仁乎、

匹夫匹婦自經溝壑 論語憲問篇に出づ、王肅註曰、經經死於溝壑之中也、管仲

召忽之於公子糾、君臣之義未正成、故死之未足深嘉、不死未足多非、死事既難、亦在於過厚、故仲尼但美管仲之功、亦不言召忽不當死也、論語には豈若匹夫匹婦之爲諒也、自經於溝壑而莫之知也とあり、皇侃いふ諒信也とあり、

貞治三年 金勝院本には二年とせり、

豊後國 金勝院本には肥後とせり、

○山名京兆被參御方事

山名京兆御方に參る 毛利家天正本によれば、此時南朝の忠臣たりしもの

の尙御方となりしものには、山名時氏、同師義、同彈正少弼義理、同中務大輔氏冬、上

杉民部大輔憲顯、桃井播磨守直常、石塔刑部卿賴房、吉良左兵衛佐義真等あり、

仁木京兆降參事 天正本には、此段出てす、

此三四年が先 尊氏直義隙を生し、薩埵山に合戦せしは觀應二年なり、貞治に

至て則ち十餘年なり、

上杉民部大輔 名は憲顯なり、

○芳賀兵衛入道軍事

駿河守 天正本に名家高とせり、

六月十七日 天正本には二十四日に作り、櫻雲記には八月廿六日とせり、

三千餘騎 天正本には三萬とせり、

三千餘騎にて控へたり 諸異本には、一千に作れり、

兵庫助 金勝院本には名毎氏とあり、

編木子 編竹なり、

李道翁 大全曰、兵法の師なり、

大高重成 系圖詳ならず、天正本には、左馬助重政に作れり、重政は重成の子な

るべし、

和泉 和泉小次郎親衛か事、大力の者なり、

後藤兵衛 金勝院本に、名盛永とあり、盛衰記には、守長に作れり、

鞍具足 鞍の道具なり、即ち鞍はね、切付、力革、鐙、おもかい、尻かい、むなかい、腹帶等

をいふ、

連翹の鞆 總をいくつも連ねつけたる鞆なり、連着鞆とも書く、

岩松治部大輔 名は直國、源義家七世の孫、下野太郎政經か子なり、

五

八十萬騎

北條家南都本には、十萬とし、天正本には六十萬とせり、

宇都宮

公綱の子にして、伊豫守氏綱なり、

○神木入洛事 付 洛中變異事

三男

系圖によれば、毛利家本に四男とせり、よろし、

越前國

西源院本には、越前國は義貞追討の賞に依て、多年の守護にて云々とせ

喰霞の飢

喰霞は仙者のこと、すれど、こゝは出家の潔齋の食事によせてい

へり、

垂手の舞

舞に手を垂るゝ事のあるを、柳の枝の垂れたるにたとへていへり、

振り捨つ

歴代皇紀等に、貞治三年十二月春日神木入洛云々とあり、

同五月十七日

諸異本、同の字四年の字あり、よろし、

物付

よりましの事、神のゝりうつれる人なり、

諸大名譏道朝事 付 道譽大原野花會事

貞治五年

南朝の正平二十一年にあたり、

雁齒

遊仙窟に、きざめりと訓せり、註に列木亦刻石爲之、其形一前一却如雁之行

列、人鳥牙齒之形とあり、白居易の詩にも、王尹橋傾雁齒斜といへり、

六

七

履香し

抄に云く、詩人玉屑二十云、天聖間閩僧可士有送僧詩云、一鉢即生涯、隨緣

度歲華、是山皆有寺、何處不爲家、笠重吳天雪、鞋香楚地花、他年訪禪室、寧憚路岐賒、

一椀の中に天仙

抄に云く、盧同か茶歌に、一椀唯吻潤、六椀通仙靈と云ひた

るに據りたるぞ、

螭頭

抄に云く、螭は角は無て龍の如くにして黄色なる者ぞ、

鷄舌

抄に云く、酉陽雜俎云、一木四香、根曰栴檀、節曰沉香、花曰鷄舌、膠曰薰陸云々、

十日一水の精神

名人の畫工は五日に一石、十日に一水を畫くとぞ、その容

易に筆を下さゝるを譬へしなり、

浮香世界

抄に云く、衆香世界と云べし、淨名經下卷、香積佛品云、時維摩詰即入

三昧、以神道力示諸大衆上方界、分過四十二恒河沙、佛土有國名衆香、佛號香積、已上、其世界は香を以て樓閣を作り、花園田器悉く香氣あり、人天之香最爲第一とあり、

鑣

口食の轉にて轡のことなり、

三戸

柳文第十八卷に、罵尸蟲文あり、有道人言、人皆有尸蟲、三處腹中とあり、上尸

は清姑とて人の眼を伐つ、中尸は白姑とて人の五臓を伐つ、下尸は血姑とて人の脂命を伐つと、故に庚申の夜は、皆睡の間に、この三尸が人を害する故に寝さるやうにする事を專にす、但しこれは世人を惑はす道なりとて深く罵れり、

七

花開き花落二十日

抄に云く、事文類聚後集第二十卷、牡丹詩、花開花落二十

日、一城之人皆若狂、

政所料所

政所の領地の義、政所を金勝院本侍所に作る、

衆惡之必察焉

論語八衛靈公篇に出つ、次の其衆云々は王肅の注なり、特立

不詳は特立不群の誤りにて、毀譽共には故好惡不可不察也とあるによる、東坡第十云坐令魯叟作瞿曇、注、魯叟指孔子也、

貞治四年

諸異本には、其年を載せず、よろし、諸本この上に貞治五年三月四日

道朝於將軍御所設宴とあり、されは道朝越前に赴くは五年八月なるへし、

三寶院

天正本には、名光濟とし、又等持寺默菴和尚を載せたり、

八月八日

貞治五年なり、

二宮信濃守

金勝院本には、名是乗とし、他の異本には、名貞家とせり、

山名中務大輔

毛利家本等には、名氏冬に作れり、

土岐左馬助

金勝院本には、左馬頭頼郷とせり、毛利家本等には、名義行とせり、

山内崇譽

俗名信詮とせり、

赤松判官

毛利家本等には、光範といへり、

翌年

貞治六年なり、同五年八月に道朝越前に歸り城に據る、十月畠山義深等圍

九

八

八

みて之を攻む、六年七月道朝卒す、

桃井直常

花營三代記によれば、應安元年二月廿四日桃井播州禪門越中國に

逃げ下る、同四年猶越中にあり、その終る所を知らずと、本文義將の直常を討つは同四年後なるべきにや、

屈原

屈平といひ、原は字なり、楚に仕へて王族の三姓を掌る、即三閭大夫たり、他

の大夫彼の能を妬み懷王に譖す、王之を信す、屈原離騷を作りて我愁を述ふ、襄王立ち復讐を納れて屈原を江南に謫す、屈原乃九歌九章を作り、遂に汨羅江に沈めり、

○神木御歸座事

南曹の辨

南曹は儒家なり、儒家より出でて辨官を勤むるものなり、抄には南都なる春日多武峯等の役者になるをいふ、

大理

公卿補任によれば、時の大理は藤原中納言忠光なり、

布留の神寶

石上を布留社といふ、廿二社の内にも十六社にも入りたり、神名

帳に大和國山邊郡石上坐布都御魂神社是也とあり、神寶とは飾靈劔をいふ、この劔は神武帝東征の時、高倉下といへるもの天照大神より賜はりしものなり、又社中併せて十種瑞寶を祀れり、初め饒速日命國土に降ります時、天神瀛都鏡、邊都鏡、

九

八握劔生玉、死反玉、足玉、道反玉、蛇比禮、蜂比禮、品物比禮、各一つ合せて十種の瑞寶を授けたまひ、且つ教へて曰く、若し人疾痛あらは、則ち瑞寶を舉げ、一より十に至るまで口に其數を唱へ、又振て之を搖かし、祝して曰く、振へゆら／＼と振へど、則ち死者亦蘇せん、と、さて其御子可美眞手命、其法を傳へしが、後神武帝に献す、帝可美眞手命に命し、殿内に祀らしむ、可美眞手命、その靈劔と瑞寶とを祭れり、垂仁帝に至り、伊香色雄命に詔して、其地に祠を建て、靈劔及び瑞寶を遷し、祭らしめ、石上大神といへり、

還城樂

乞食調の樂なり、

鷹司

名は冬通なり、

今出川

名は公直なり、

花山院

名は兼定なり、

九條

名は忠基なり、關白經教の子なり、

一條

名は房經、關白經通の子なり、

初城

名は俊冬なり、

四條

名は隆家なり、

西園寺

名は公永、右大臣實俊の子なり、

四條宰相

名は隆右、中納言隆基の子なり、隆基或は隆職に作れり、

洞院

名は公賴、内大臣實夏の子なり、

忠賴

藤原鎌足二十二世の孫、參議左衛門督宗平の子なり、

季村

鎌足二十一世の孫、從四位下伊豫守友季の子なり、

親忠

鎌足二十二代の孫、正三位親長か子なり、

基信

鎌足十九代の孫、正四位下左中將基清か子なり、持明院と號す、

宣房

諸異本、右少辨とし、又宣方とせり、宣方の方よろし、中納言宣明の子なり、

資康

鎌足廿四代孫、正二位權大納言時光か子なり、裏松と號す、

仲光

鎌足廿三代孫、從一位權大納言兼綱か子なり、

爲有

定家卿六世孫、正二位權大納言爲定の子なり、

兼時

鎌足廿三世孫、左中將兼親か子なり、

天兒屋根

藤原家の曩祖にして、瓊々杵尊を輔翼せり、即ち中臣の祖として始めて輔佐の道をなしたり、

具瞻

毛詩小雅篇に、赫々師尹、民具爾瞻とあり、師は大師周の三公なり、尹は尹氏

なり、民俱にその爲す所を瞻視するをいへり、具瞻の字これより出てたり、畢竟攝政關白の如きは重職なれば、民の注目する所なり、

高彦靈尊 この御女栲幡^{タケフタ}千々姫^{チチヒメ}天忍穗耳^{アメノホエミ}尊の妃となりたまひ、瓊々杵尊を生みたまへり、高彦靈尊天兒屋根命等に勅して、皇孫を扶護して國土に降らしめたりき。

○高麗人來朝事

本朝大に亂れて云々 第一卷を見るべし。

綠林 抄に云く、漢天鳳四年に、臨淮娘瑯其外荊州より綠林の兵起れり、是則人の物を侵奪して飢饉を慰する民衆數萬人綠林山の中に隠れ居て盜竊を成すなり、夫より盜賊の異名と成れり。

白浪 後漢靈帝の時、賊張角西河の白波谷にて盜をなせるより、盜賊の別名となせり。

高麗國の王 至正二十三年なれば、恭愍王の即位十二年にあたり。

元朝皇帝 元十四主順宗帝なり。

至正二十三年 本朝の正平十八年、北朝の貞治二年にあたり、則ち四年を経て出雲に至る時の航海の不便驚くへし、さるに善隣國寶記には貞治六年二月十四日攝津國福原兵庫島に着したりとあり。

智覺普明國師 春屋の諡なり、妙葩と號し、夢窓國師の門弟なり。

萬戸金乙貴 萬戸は官金は姓乙貴は名なり。

十四 金勝院本には五十四とす。

二領 毛利家天正本には十領とせり、金勝院本には百領とす。

三振 天正本には一振に作れり。

十段 金勝院本には百段に作れり。

返牒 善隣國寶記には、四月(貞治六年)十八日於天龍寺雲居菴延接高麗使、爲之有伶人舞樂、六月廿六日將軍家以高麗回書授使者云々、本文と異れり。

太元より日本を攻むる事 參考にいふ、按本文載文永十一年及弘安四年蒙古侵日本之事、而混淆爲一時之事、甚失其實、且前後虛誕妖妄不足取とあり。

○自太元攻日本事

三餘の暇 冬者歳之餘、夜者日之餘、陰兩者時之餘、これを三餘といふ、董遇の説なり、魏略に出でたりとぞ、此は學問する餘暇の義。

老皇帝 世祖文武皇帝なり。

七箇度 毛利家天正本には、十一度に作れり。

文永二年 南都本十一年に作れり、よろし。

八月十三日 十月五日に作るへし、歷代皇紀等には、十一年十月五日蒙古賊船

著岸云々あり、

大元七萬餘艘 本文以下文永弘安の兩役を合して一事として記したり、甚た實を失ひし書きざまといふへし、船數も文永の時は九百餘艘にて、弘安の時も九百艘許なりといふ、

乾闥婆城 抄に云く大智度論六云、日初出時見城門樓櫓宮殿行人出入、日轉高轉滅此城、但可眼見而無有實、是名乾闥婆城、これは皆蜃氣のわざなりと論の註にも見たり

桔槔 柱の上に横木をわたし、一方に重き石をつけ、一方に釣瓶をかけてその石の方を上下して水を汲み入る、なり、

二三萬人 天正本には二三千人となり、

廿一社 伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、石上、大和、廣瀬、住吉、日吉、梅宮、吉田、祇園、廣田、北野、丹生、貴布禰を廿一社とす、賀茂上下を二社として又廿二社ともいへり、

三千七百五十餘社 神明帳には三千一百三十二神とあり、

櫟社 神祇稱號考云、瓊囊抄六に小禿倉をコボクラ、櫟社をツブテヤシロとよめり、此櫟社は大なる神木の下にかりそめの禿倉ホコラを設け、或は鳥居のみ立たるなど

十二ウ

十一オ

をいふなり、莊子人間世篇に、匠石之齊、至手曲轅、見櫟社樹、其大蔽牛、絜之百圍、其高臨山十仞、而後有枝、とあるを、字の出處とし、范曄詩、幾時歸櫟社、盡日接華筵、庾信段永神道碑銘、樹爲櫟社、陵成谷神、なども作れりとなり、櫟社をツブテヤシロと訓むは不審なり、

道祖 道路を守る神なり、

荒木田尙良 氏俊の子きり、

度會貞尙 貞朝の子なり、

八月十七日 閏七月朔日と作るへし、

神功皇后攻新羅給ふ事 参考にいふ、此段後人傳會之說不足採也、與日本紀等實錄合考之、則讀者自知其非矣とあり、

渭水の土橋 抄に云く、漢書列傳第十にも下邳圯上とあり、圯とは土橋を云とあり、下邳を渭水とは云はず大に違へり、

阿都部の磯良 神の名、されど恐くは俗説なり、信するに足らず、唐へ沙金遣はされしなどいふことも、亦妄誕なり、参考本の註云、此說迂腐鹵莽、足見作太平記者

之凡愚と記せり、但し磯良の事は細川藤孝の紀行に、筑前志賀島神社は、安曇磯良とて、神功皇后の異國退治の時、龍宮より出て兵船の跡取にて、海上のしるべせし

十二ウ

神といふことを、其社の縁起によりて記せり、本文に常陸の鹿島とあるは、シカシ
マとよみて、兩所に傳はれるものと見ゆれば俗説ながら、當時の傳説なるを以て
附記す、

梅枝云々

梅枝、櫻人、石河、葦垣、眞金吹、以上は呂の歌なり、夏引、貫河、飛鳥井、差櫛
淺水橋、以上は律の歌なりと、抄に見えたり、

八幡大菩薩

應神天皇を申す、

五月

日本紀によれば、十月とすへし、

高良明神

武内宿禰なり、宿禰は屋主忍男武雄心命の子にして、孝元帝の曾孫
なり、後筑後國高良明神として祭らる、

高麗國へ寄せ給ふ

紀によれば、庚辰歲十月三日皇后和珥津を發して新羅
を征し給ふ、

三韓の夷王

紀によれば、時に新羅王は波沙寐錦といへり、

吳服部

吳織にて吳の機織なり、

綾織

漢織にて漢の機織なり、

王仁

百濟の人にして、漢高祖の後なり、或は和通吉師に作れり、

十三

十三

因に云ふ應神帝の朝吳服部等は高麗より來るにあらずして、吳より來りしも
のなり、王仁の來朝は同帝の朝百濟に使を遣して徴したるなり、本文すへて事
實を混同す、

○光嚴院禪定法皇行脚御事

正平七年

十一年の誤りなるへし、事は第卅三卷に注せり、

姑射山

藐姑射山のことにて、莊子に出づ、仙人の居る所なりとぞ、上皇の世事を
捨て給へるを壽きてかくいへり、されは太上皇の御所を仙洞と稱するもこれか
故なり、

汾水陽

汾水は大原より出て西河に入る、陽は北にて即ち今の普州平陽縣なり、
これも同しく太上皇の御事の異名なり、

御荒増の末通りて

荒増はかねての希望のこと、その希望通りになりての
義、

出塵の徒云々

皇年代略紹運錄には、觀應三年八月八日光嚴帝河州の行宮に
て落飾し、延文元年河州の離宮にて由良覺明和尚禪衣を著けしめ奉る云々と、本
書には光嚴帝賀名生にて出家し、今還都の後出家し給ふよしなり、誤りなるへ

十四

中峯和尚

天目山の住持にて明本と號す、高峯原妙の門弟なり、

仕へて懸けし肘後の府

肘は手腕の動脈の所にて、手クビの事なり、府は官の文書の事、この僧昔仕官の時には、文書など起草したる手に、今は一鉢を持ちてといふなり、周禮天官に、府掌官契以治藏、注に治藏藏文書、若今起文書草とあるにて、府の字の義を悟るべし、

十四

大覺寺法皇

後宇多天皇を申す、法號金剛性と申せり、徳治二年七月二十六日

御出家ありたり、

六大

地、水、火、風、空、識をいふ、

上乘

密教を稱歎してかくいふ、

赤肉中臺

抄に云く、迷倒の我等衆生の赤肉中に其ま、覺性のある所を云ぞ、禪家に赤肉團上有一無位眞人と云も同意ぞ、

不輕菩薩

法華經に出つ、本文に見えたるか如く、罵詈する者打擲する者をも禮拜恭敬せしかば、諸人異名を作て不輕菩薩とはいへり、

十五

寛平

宇多帝を申す、

聰明文思の四徳

堯典に出つ、昔在堯聰明文思、光宅天下とあり、之を堯の四

徳といへり、

三隅

論語述而篇に、子曰不憤不啓、不悱不發、舉一隅不以三隅反、則不復也と、鄭玄注して曰く、孔人與人言必待其人心憤憤口悱悱乃啓發爲說之、如此則識思之深也、說則舉一隅以語之、其人不思其類、則不復重教之、と即一方をいへは他の三方の事を察知するなり、

五百餘人

天正本に四百に作れり、よろし、

兩年

光嚴帝賀名生に囚はれたまひしは觀應三年にて、延文二年に歸洛したまふ、其間凡そ六年なり、兩年は誤りなるへし、

秋刑の罪

令義解の席に、春生秋殺、刑名與天地俱興とあり、刑罰をば四時に配して秋に當てたるにて、こゝはたゞ刑罰の事なり、

戰圖に入る山中

抄に云く、己亥歲詩に、澤國江山入戰圖、生民何計樂樵蘇と云、異本には澤の字を南の字に作れり、然ればこゝへの取合せには一段面白ぞ、

中使

中は禁中の義にて、即ち天皇の使なり、

翌年

今川家毛利家本に、貞治三年の字あり、よろし、

隠れさせ給ふ

御年五十二におはします、遺勅によりて御菴號を以て追號に擬せられ、光嚴院と號し奉れり、

十六

十六

○法皇御葬禮事

禪僧にならせ給ふ 觀應二年十二月廿八日御落飾し給へり、
 虞祔の御祭 釋名にいふ、既葬還祭於殯宮曰虞、又曰祭曰祔、祭祖廟以後死祔於
 祖也、祔は付の字に通するぞ、先祖の廟を祭るときに、以後死の孫の者を付傍して
 祭るを云ぞと、抄に見えたり、

挽歌 悲歌なり、柩を挽きて歌ひしもの故、この名あり、これより轉して哀傷歌の
 名目となれり、

八苦 生、老、病、死の四苦に、受別離苦、怨憎會苦、求不得苦、五盛陰苦を加へて八苦と
 いへり、五盛陰苦は我が一身の中にも思ふまゝにならぬをいふ、

御中陰の菩提 中陰とは人死して七七日間をいふ菩提は道の主極なるをい
 ふ、

第三回 毛利家本には七回とせり、よろし、貞治三年より應安三年まで七年なり、
 十種供養 抄に云く、法華經より出たり、一葉、二香、三瓔珞、四珠香、五塗香、六燒香、

七幡蓋、八衣服、九妓樂、十合掌也、

大樹緊那羅の琴 抄に云く、大樹緊那羅王經云、爾時大樹緊那羅王以已所彈
 瑠璃之琴在如來前、善自調琴、及餘八萬四千伎樂、其音普皆聞此三千大千世界、是琴

音聲及妙歌聲、隱弊欲界諸天音樂云々、

千歲給使

抄に云く、法華經の提婆品に說玉へり、過去の大王法華經を求め給
 ふ故に、身命をも財寶も國位を太子に讓て、誰なりとも妙法を教示するものに隨
 從給使せんと仰られて、鐘を撞て此由を天下へ宣令し玉ふ、時に無比仙人と云者
 の出來り、某こそ法華經を存て候へと申上げければ、大王則千歲の間菓を採り薪
 を拾ひ水を汲て仕へ玉へり、

淨藏淨眼

抄に云く、法華經の妙莊嚴王品にあり、過去に光明莊嚴國の王を妙
 莊嚴と云、邪見熾盛にして佛法を知らず、淨藏淨眼の二子は、佛の所にして弟子と
 成り、覺を得、又神力もありければ、諸の奇特を現して父の王に見せ、たてまつり、心
 を轉して佛所に詣り、法華の悟を開かしめ玉へり、父王も大に悦び、此二子は我善
 知識なりと宣玉へり、

卷第四十

○中殿御會事

貞治六年 南朝正平廿二年なり、金勝院本には、今年正月六日午刻法輪寺災滅云々とあり、

後白河院の御遠忌

金勝院本には白河院に作れり、白河院は大治四年七月七日崩す、後白河院は建久三年三月十三日に崩し、貞治六年までは百七十六年に當れり、されば御遠忌とはいへり、

追責

責はカザルとよむ、死後の榮あらしむる義にて、追善の事なり、

良憲法印

俗姓は藤原、少納言信西か後なり、

慈照

諸異本慈嚴に作れり、よろし、座主記に、竹内大僧正慈嚴は洞院左大臣實泰の子なり、

治まれる代の音

禮記第十一卷樂記に云ふ、治世之音、安以樂、其政和、亂世之音、怨以怒、其政乖云々、毛詩序是と同じ、

天喜四年中殿宴會

實錄にはこの事見えす、たゞ新古今集雜の部にこの事のありし由は見えたり、

土御門師房

具平親王の子なり、

匡房

從四位下信濃權守大江成衡の子なり、公卿補任を按すれば、諸異本中納言に作るをよろしとす、

應徳永長の二會

實錄には見えす、續後撰集賀の部にこの事のありし由見えたり、

師頼

左大臣源俊房の子なり、

天承の宸宴

他に見えず、

光明峯寺關白

道家なり、

池月久澄

晴御會部類記新後撰集等によれば、金勝院本に澄を明に作るをよろしとす、

元徳の御會

新續古今集賀の部に、この事のありし由見えたり、

承保二年

扶桑略記には、承暦二年四月清涼殿にて和歌合ありと見えたり、承保は承暦の誤りにや、

長治、嘉承

この兩年の和歌會のこと他に見えず、本文の永は承の誤り、

建武二年

参考にいふ、凡此段往々難考究者多、未遑博搜、姑闕疑耳、

贈左府

尊氏なり、

長治元年

年を金勝院本徳に作れり、

直衣始

直衣の着始めなり、直衣は畧服なり、關白大臣などのこれにて參内する

ことは勅許の上の事と見ゆ、こゝは關白のそれを許されて着始めたるなり、聽直衣事禁秘抄に見えたり、

爲秀

定家卿三世孫、正二位中納言藤原爲能か相の子なり、

行忠

伊尹公十三代孫、從三位宮内卿行尹の子なり、

實綱

鎌足公二十五代孫、正二位權大納言藤原忠秀の子なり、

爲邦

定家卿六代孫、正二位權中納言爲忠の子なり、

時秀

時満の子なり、

打^{ウチ}鯨^{サシ}に金作の太刀

鞘も柄も鯨皮にて装ひ、金にて包みたる太刀なり、

貞行

伊勢七郎左衛門貞信の子なり、

清永

兵衛尉長定か子なり、

義景

源滿政七代孫、判官代遠景の子なり、

黃^{カリヤス}炭^{ヤス}

言海に云く、刈安草の名、山中にあり、莖葉す、きに似て、細小なり、高さ四五

尺、處暑の後穂を出して、三四條を分つ、亦す、きに似て、小し、莖葉を煮て、黄色の染料とす、青茅とあり、

黄なる腰に

一本香なる腰にとあり、

氏清

伊豆守時氏の子なり、明徳年中謀叛して二條大宮にて戦死せり、

高久

高秀か子なり、

直氏

多田滿仲十一代孫、土岐六郎頼清か五男なり、

行元

鎌足公二十二代孫、孫次郎義貞か子なり、

高信

備前守高範の子なり、

氏助

上野介師助か子なり、

秀光

藤原秀郷十三代孫、從五位下左兵衛尉季經か子なり、

實繼

鎌足公二十代孫、正一位權中納言公朝の子なり、

實名

中納言公脩の子なり、

爲忠

定家卿四代孫、正二位權中納言爲藤の子なり、

實遠

鎌足公三十五代孫、二位權中納言季雄の子なり、

懷國

鎌足公二十三代孫、正四位下兵部大輔親尹の子なり、

伊顯

從三位伊俊か子なり、

爲敦 鎌足公二十代孫、從三位中務少輔藤爲影の子なり、

爲有 權大納言藤原爲定の子なり、

爲邦、爲重 共に定家卿五代孫、正四位下左中將爲冬の子なり、

行輔 魚名公十七代孫、從三位侍從隆朝の子なり、

冷泉院 院の字衍なるへし、

右大辨 金勝院本には右大臣に作る、

正二位行藤原時光 公卿補任を按すれば正三位なり、

左衛門督藤原忠光 公卿補任によれば、右衛門督なり、

從三位藤原行忠 公卿補任によれば、金勝院本從二位に作るをよろしとす、

日已に内樋に耀く程 夜明けて朝日の光りのさしこみたるなり、内樋は内

殿にかけたる雨落の樋の事なるべし、山家集上に、苗代の水を霞はたれひきてう

ちひの上にかくるなりけり」といふ歌あり、こは別か、

實綱 鎌足公廿三代孫、正二位權大納言忠季の子なり、

兼親 鎌足公二十二代孫、從二位右衛門督兼高の子なり、

宗泰 鎌足公二十四代孫、正三位權中納言宗重の子なり、

此殿、鳥の破、席田、鳥の急 呂歌の樂なり、破とは序破急の破なりと抄に見ゆ、

三才

三才

萬歲樂 平調の樂なり

伊勢海 催馬樂の律の歌の内なり、

三臺急 抄に云く、三臺鹽と云もあり、庶人三臺と云もあり、

玉笙の聲の中云々 抄に云く、列仙傳上云、王子晋好吹笙作鳳凰鳴、遊伊洛間、

道士浮丘公接之上嵩山也、また、尚書云、鳳凰來儀云々、此靈鳥さへ此の如くなれば

餘の鳥獸は、九たび奏するに及ばずして率舞ことは知られたり、

柿本 人麿は歌聖なればなり、

灰燼と成り 歴代皇紀長者補任には、貞治六年三月廿九日中殿御會、同日天龍

寺炎上云々とあり、

招提 寺の事なり、抄には四方の僧をいふ、招は四と譯し、提は方と譯す、といへり、

○左馬頭基氏逝去事

左馬頭基氏 尊氏の第三子なり、園太曆には、文和元年基氏左馬頭に任す、又公

卿補任には、貞治三年從三位左兵衛督に任すとあり、されは左馬頭は左兵衛督に

作るへし、さて基氏は逝去して瑞泉寺と號せり、

○南禪寺與三井寺確執事

關務の禪僧 關所に詰め番して、通行人より料金を取り立つる掛りの禪僧、

四才

四才

人工行者

人工は大工か、行者は修行者の事なるべし、

達磨宗

達磨太士を宗祖とする宗即禪宗なり、ダルマは南天竺の人、梁の武帝の時支那に入れり、

鳥使

急使の事、鳥の飛ぶが如く迅速なるなり、

○最勝講之時及鬭諍事

學海智水を涌し云々

學問智識を究め智慧を戦はして議論する事なり、

學運

南都天正本には、教運につくれり、

中方

中間などの事か、

玄圃

東方朔十洲記には、崑崙山有三角一角正西北名玄圃臺とあり、

○將軍薨逝事

同九日

北朝の貞治六年南朝正平二十二年なり、

十二月七日

常樂記には六日につくれり、薨逝して寶篋院と號す、法名は道權、道號瑞山、十二月晦日左大臣從一位を贈られたり、

信義堂

知信と號す、鐵牛和尚の門弟なり、

澤龍湫

周次と號す、疎石和尚の門弟なり、金勝院本には周澤龍秋に作れり、

桂巖

子昌と號す、南禪處謙の門弟なり、

清闇西堂

毛利家天正本には清闇に作れり、

定山

祖禪と號す、雙峯和尚の門弟なり、

○細川右馬頭自西國上洛事

若君

名は義滿、童名は春王、貞治五年叙爵す、應安元年十二月征夷大將軍に任す、

永和四年大納言に任し、右大將を兼ね、内大臣左大臣に歷任す、永徳三年正月淳和

獎學兩院別當源氏長者となる、同年六月准三宮たり、應永元年十二月太政大臣に

任す、二年六月出家す、法名道有、十五年五月六日薨す、年五十一、鹿苑院と號す、道號

は天山、法名は道義、後小松帝御准子の故に同月九日太上天皇の尊號を贈らる、義

滿の子義持固く之を辭す、之より始めて公方と稱し、子孫相繼ぎ義昭に至るまで

公方家といへり、

右馬頭賴之

櫻雲記には、貞治六年九月賴之執事職に補すと、又花營三代記には、應安元年四月十五日右馬頭賴之武藏守に任すとあり、

○時川亦親題白面圖上



枕乃草紙詳解

全三冊
合本洋裝總くろす金字入
紙數千二百頁正價金壹圓
九拾錢小包郵稅拾貳錢百
里外廿四錢分本各壹冊四
拾五錢郵稅八錢宛

中古の日記・物語・隨筆等を讀むに第一困難なるは、裝束・器具・建築・儀式等の詳に知り得るにあり。文意の接續の簡單ならざるにあり。詞の今と異なり遠きにあり。枕の冊子に其最たる者なり。以て、その書の研究もまた難中の難書ならざるを。古來幾多の學者が丹精を凝らせるに註釋書を幾十種となく存せるを以て、唯僅に、北村翁の春曙抄に大に便なりといふべし。而るにその書が相馳駢して軒輊し難き此枕の冊子に於ては、唯僅に、北村翁の春曙抄の一部あるのみ。易論、天文、五音、古鈔本、加藤繁齋の聲齋抄、清水濱臣舊校合本、黒川春村翁校合本、活字本等あり。雖も今見せ殆ど其名ののみを知るのみにて、容易に見る事を得ざる者なり。近年に至りては、一一計畧講義録等の中に散見せり。雖も、なほ春曙抄の抄出に過ぎざる如し。未だ全部に通し、近年に詳に解釋せしものあり。是從來斯學者の大に遺憾とする所にあらずや。算堂夙に之に感あり。今般斯學を專修せる松平靜氏の詳解の著あるを聞き請うて、上版し以て普く學者の資に充てんと欲す。且つ著者は觀し黒川博士に就きて講義を授けたる者なりして、博士は先代春村翁より枕草紙を深く研究せられたる餘、更に博士多年の研究の高説を述へ、加えられたる者なれば、從來世に行はるる註釋書とて、決して同日の論に非らざるは、算堂の確證する所なり。加之に日本紀通釋を著しせる國學の大家飯田老先生に親炙して、先生の高説をも交へたり。先生の古學に精通せられたるは、今更喋々せず。この書の特徴の二三を列舉すれば、第一困難なる裝束・器具・建築・儀式等從來の誤を辨し、今老先生の説の外なほ國學者先生等の説をも交へたり。庶幾くは相對して緘かば更に大に相啓發し、幸に大方の學者速に一本を求めて座右におくべし。數百年の疑團も自ら水解するとな得ん。

發行所

東京市神田區
鍛冶町四番地
電話本局
九百四九

誠之堂書店

今泉定介先生 校正
畠山 健先生

御伽草子

全二冊四六本

紙數四百五十餘頁
正價 金七十五錢
郵税金 十 錢

本書は既に世人の知る如く室町時代の前後にいてたる短篇小説廿三種を集めたる叢書にして何れも珍談奇話のみ故に其快味は普通小説に勝る事遠く文章は尤優麗にして一種の體をなせり其の目左の如し

- | | | |
|---------------|---------------|----------------|
| 第一、
文正草子 | 第二、
鉢かづき | 第三、
小野小町 |
| 第四、
御曹子島渡り | 第五、
唐糸草子 | 第六、
木幡きつね |
| 第七、
七草さうし | 第八、
猿源氏草子 | 第九、
物くさ太郎 |
| 第十、
さゝれいし | 第十一、
蛤のさうし | 第十二、
子敦盛 |
| 第十三、
二十四孝 | 第十四、
梵天國 | 第十五、
のせざる草子 |
| 第十六、
猫のさうし | 第十七、
濱出草子 | 第十八、
和泉式部 |
| 第十九、
一寸法師 | 第二十、
さかき | 第二十一、
浦島太郎 |
| 第二十二、
酒顛童子 | 第二十三、
横笛草子 | |

この書古板本あれども今は板絶えて印本甚少しよりて兩先生嚮にこれを校訂刊行せられ紙價爲に貴かりしも一時品切れと成り居りしに此度更に刊行する所なり

高等師範學校教授
帝國文科大學講師
文學博士萩野由之先生解題校註

新編御伽草子

全二冊 (製本既成)
菊 判 (紙數四百五十餘頁)
美 裝 正價 金七拾五錢
郵税金 十 錢

この書は御伽草子の續編として古人の編次せるもの凡二十種も、屋代弘賢氏の秘藏本にて未だ世に出てざるもの今萩野先生の解題校註を請ひて新刊し前編と併せて國文學界の雙璧となれり其の目左の如し

- | | | |
|----------------|------------------|---------------|
| 第一、
福富草子 | 第二、
十番の物爭 | 第三、
音なし草子 |
| 第四、
わか草 | 第五、
かざしの姫君 | 第六、
常盤の姫 |
| 第七、
小おちくば | 第八、
今宵少將 | 第九、
毘沙門の本地 |
| 第十、
貴船の本地 | 第十一、
淨瑠璃十二段草子 | 第十二、
つき島 |
| 第十三、
化物草子 | 第十四、
魚鳥平家 | 第十五、
狐の草子 |
| 第十六、
こうろぎ草子 | 第十七、
玉虫の草子 | 第十八、
柿本の系圖 |
| 第十九、
立鳥帽子 | 第二十、
尤の草子 | |

抑このお伽草子の二篇は徳川文學の種子ともいふべきものにて足利時代の文學を研究する好材料なり而して世に刻本なき珍籍なれば世の國文學ここに文學史を研究せんとするものには一日も座右を離すべからざる珍本なり

每月一冊發行
（六冊ヲ以テ一學期卒業）
第一卷四月一日發行
定價一冊金貳拾錢
（外ニ郵稅要ス）
六冊前金壹圓拾錢

本誌の特點は平素職務の爲め餘暇なく只管教師に就きて脩學すると能はさる等の事情を以て獨習或は補習せんと欲する者或は實業に就かんとし之は必要なる普通學科を豫習せんと欲する人に對して満足を與ふるを是なり發行は毎月一日、六ヶ月を以完結とす

誠之堂書店

天因西村時彦書

天
臨
見

霜判美本 全一冊 正價四十錢 郵稅四錢

南海に絶絶せる國は七百年来平氏の正統なる種子島氏の藩封に屬し、故教軍教し功績を可し加之銃器創製の大業此に關
いたれり如き甘藷傳播の緒ありし如き其他日明貿易の津門日歐交通の起源も亦此に在りて國史に關する者多けれど
地傳に於て顯はれし因て發祥に始まり、疆地勸業、教化、武功、實地、甘藷等、外交、土工、結論の十章に分ちて之を叙述し
以て史氏の探に供す南海の孤島に於ける世人未知の新事實は此書に因て天下に顯彰するに足らん。

正三位 黒田清綱大人題歌
文學博士 重野成齋先生序文

櫻泉小牧昌業先生題詩
西村天 因居士著

櫻泉小牧昌業先生題詩
西村天囚居士著

寫真版數集入

正價 金廿五錢 郵稅四錢

●嬉春日記
●鎌倉記行
●目黒詣
●玉川の鮎狩
●水戸遊記
●附錄

導師と母とを奉じて花の上野にうかれ小金井の花の下道行幸し墨田の葉巻に行春を
 惜み雨夜の昔譚に夜の深くるを知らず名所を見廻りて萩を都の春風に翻せり
 古寺の松風に昔を偲ひ御嶺の岩根に古を偲ひ名將を莊嚴に吊し古刹に賢寧を想ひ神
 佛を廻拜して江島に夕の月晨の霞を賞しき
 曉の垣根の卯の花に杜鵑を待ち片山里の古慣に甘藷の由來を説き不動堂下の池事に
 唱和せしもの
 名にし負ふ調布の多摩川に遊びて清流に小舟を泛べ馳飼を見て早瀬の若鮎に老人を
 慰めしもの
 沿路の勝景を賞しつゝ常州に入りて太田の瑞龍山に累代名公碩儒の墓を拜し西山草
 廬に義公の高風偉功を思ひ僧樂園弘道館を巡覽して烈公の文雅と勳業とを偲ひし
 時若干首

君し。本邦に於ける。文學發達の最盛期を舉ぐれば。江戸時代に若くものなるべし。和漢の文學の。さて置き。殊に戯曲と小説とに於て。最も絢爛の結果を見る。蓋群芳の薈を破り。百花の香を放つも。以て其の華美に喩ふるに足らざる也。況又。夜雨玉碎け。高山水落るの妙響あるものに於て乎。近世英人動もすれば「ありさすべし」朝を擧げて。其の文學の發達を誇る。然れども。本邦江戸時代の文學の。未必らずしも。之に下らざるなり。然るに。從來の慣習として。戯曲小説としいへば。婦人孩提の玩物の如く輕視し。嘗て識者の取る所とならざりし。實に一大恨事なり。云はざるべからず。要するに。戯曲と小説と。社會の反映なり。人心の汚隆。邦家の盛衰共に。之と聯系して。相離れざるものなれば。其の源委流派の如き。苟も文學に志あるもの。知らざるべからざるものとす。今雙木園主人此に慨する所あり。近世に起れる。戯曲小説の事歴を網羅し。名けて江戸時代戯曲小説通志といふ。上は寛永慶安より。下は文久應にいたるまで。江戸開府以來。凡二百四十餘年間の文學歴史にして。第一篇。戯曲の部に。淨瑠璃本。及び演劇脚本の發達を叙し。併せて其の文例を示し。第二篇。小説の部に。浮世草子。洒落本。人情本。草雙紙の發達より。遂に實錄物。讀本。滑稽本の變遷沿革に及ぼし。又文例をも示せり。第三篇。傳記の部に。小瀬甫庵。鈴木正三。井原西鶴。近松門左衛門。竹田出雲。並木宗輔。福内鬼外。山東京傳。曲亭馬琴。式亭三馬。十返舎舎一の肖像は勿論。淨瑠璃本。小説本の挿畫凡數十種。一々古風を模刻して。當時の眞相を失はざらんことを務め。又年表。索引をも付載したれば。極めて人名の搜索に便なり。希くは諸君子一本を御購讀の上。近來の奇書なりと賞し賜はゞ書店の幸榮。之に過ぎず。

西村天四居士著

(筒井年峯子書)

紀行八種

菊判美本 紙數百卅頁

正價金卅錢 郵稅四錢

●金剛山

列風雷雨の日金剛山に登り古山伏雨後の月を賞し南朝の遺跡を吊へり

●春衫輕笏錄

大和に天談組を祭り伏見に九烈士の墓を訪ひ足利の木像を評して嵯峨野なる小楠公首墓の由來を録す

●風流順禮

嚴島に遊びて山陽道を上れる道の記にし同件は風流の一法師なり

●雲の行方

水雲山の山奥深く分け入りて浮世に遠き山村の人情風俗を叙したり

●觀佛記

地獄谷の摩訶像を觀はせり

●河内紀行

天野山に登り觀心寺に遊びて南朝の古蹟遺物を觀て遂に楠母の墓跡を索めたり

●奥山羽水

奥羽の山水を採りて浮島の寄境を寫せり

●奈良巡

奈良巡りの樂りにて名所及び古蹟物を訪ひて委しく品評を費せり

SELF GUIDE FOR TRAVELLERS IN JAPAN.

帝國內地旅行地圖

東京附近 武藏。上野。下總。安房。伊豆。相模。上野。下野。常陸。石版精圖正價金廿五錢郵稅貳錢
縣廳。郡役所。郵便電信。燈臺局。里程。鐵道哩數。各停車場及勝地。溫泉等著名の地ハ羅馬字をも加へて精細に記すことハ旅客の必

三島中洲題字
岡三慶校閱

古志學人輯釋

文章形容詞範

和本全二冊 正價金二十錢
郵稅金四錢 切手一割増

形容詞(憤然莞爾の類)文に要なる猶手まね足まねの談話は要なるが如し手まね足まねの非らざれば尋常言語の言ひ顯はし得ざる處言ひ顯はし得る者なく形容詞の文に要なる此の如し而て世に其書なし是此書の粹に上る所以なり輯る所は悉く古來の名家が用ゐる者として語々溫雅妥當部門を類し此を引用に便し每語其用書用例を掲げて其據り處あるを示し特に其字義に至ては精確校訂苟も謬辭なきを期す實に作文者譯文者必須の書なり

發兌元

東京神田鍛冶町
誠之堂

帝國醫科
大學畫士
近澤勝美
先生編畫

人身生理圖

(版三第)

石版着色精圖全二軸圖解一冊 正價四圓貳拾錢 小包重量四百克
學校用生理掛圖は世間甚だ其書に乏しく偶々一二世に行はるものあれども價額の廉ならざるか若しくは醫學專門に流れて程度を失する等何れも學校用に適せざるは教育家の常に遺憾とせらるる所なり此圖は其の缺點を補はんがため發行せられたるものなり著者は久しく帝國醫科大學解剖教室に於て描圖を主とせる人にして大學教授諸大家の教示と現今學校に於ける生理學の程度を參照して編纂したる者なれば繁簡中を得るのみならず精巧なる着色印刷と相待て實に學校用生理圖の泰斗たり曩に第一版を發行せしに大に好評を博し忽ち賣盡し今や第三版を發賣するの好況に向へり冀くは續々御注文あらんとを

金成棗坪
先生著

袖珍學校醫通

全一冊
用紙舶來
正價金卅五錢
郵稅金二錢

本書は勉めて我邦風俗習慣を考察し民度經濟を參照し學理に鑑み實際に徴して編述せるものにして凡そ學校衛生に關する事項は細大漏さず博採遺す所なく加ふるに之に關聯する現今法律規則を挿註解釋する等優に獨自一己の面目を有し其所說細微なるも繁雜ならず斬新なるも浮奇に失せず眞に空前の好書たり世の學校醫、師傳、父兄諸君斯書に依據して採擇去就する所あらば教育衛生の上に裨益すること蓋し鮮少なからざるものならん

中等教育漢文講習書

國文學講義全書

神皇正統記
徒然草
土佐日記
竹取物語
伊勢物語

古今和歌集
十六夜日記
百人一首
和文讀本問答

講師

今泉定介先生
增田信先生
生田徑德先生
三木百枝先生
伊藤山平先生

漢文學講義全書

文論日本外史
大論學史
中庸語

文章軌範
孫子子範
吳子子範
孝文論
日本政經

講師

深井鑑一郎先生
堀捨次郎先生
名取弘三先生
花輪時輔先生
服部誠一先生
河村北溟先生

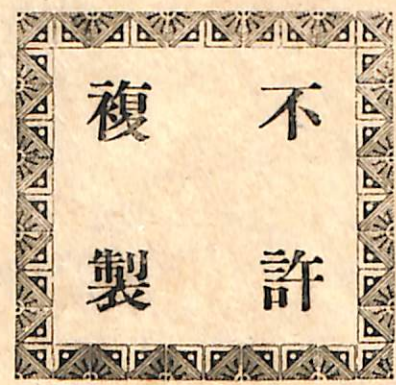
快入美裝
合卷九冊
總數二千二百餘頁
正價二圓八拾錢
金貳圓八拾錢

誠之堂書店

明治三十四年九月一日印刷
明治三十四年九月五日發行

太平記註釋

正價金貳圓



校補者

萩野由之

印發者兼

國文會

發行者

伊藤岩次郎

東京市神田區鍛冶町四番地



發行所

誠之堂書店

(電話本局九百四十九番)

東京市神田區鍛冶町四番地

